

令和2年度大阪・関西万博 政府開催準備事業 (2025年大阪・関西万博 における課税に関する特別 措置に関する調査)

令和3年3月31日

経済産業省委託調査報告書

PwC 税理士法人



目次

1 事業概要	4
1.1. 本調査事業の背景および目的	4
1.2. 調査概要	4
1.2.1. 外国参加者等への特別措置に関する調査	4
1.2.2. 博覧会協会への特別措置に関する調査	5
1.3. 調査方法	5
2 調査結果	6
2.1. 外国参加者等への特別措置に関する調査	6
2.1.1. 過去の国内博では実施されていない特別措置に関する調査	6
2.1.1.1. 直近の海外博における税制措置	6
2.1.1.2. 直近の国内大規模イベントにおける税制措置	18
2.1.1.3. 愛知博以降の非居住者・外国法人課税等に関する主な税制改正	22
2.1.1.4. BIE の Model See Agreement における税制関連規定	29
2.1.1.5. 過去の国内博に追加して検討することが考えられる税制措置	33
2.1.2. 過去の国内博と同等の特別措置	51
2.1.2.1. 過去の国内博における税制措置	51
2.1.2.2. 過去の国内博と同等の税制措置	71
2.2. 博覧会協会への特別措置に関する調査	82
2.2.1. 公益法人等に関する税制の概要(平成 20 年度税制改正)	82
2.2.2. 過去博における博覧会協会に関する税制措置	84
2.2.3. 博覧会協会への課税に関する特別措置	85
3 別添資料集	89
1. アスタナ博およびサラゴザ博において SA に記載された税制措置	89
2. Model SA 抜粋(第 4 条、第 9 条、第 10 条)(仮訳)	92
3. ミラノ博およびドバイ博における SA の税関連の条項抜粋(仮訳)	95
ミラノ博	95

ドバイ博	100
4. 国内における過去博の税法規定等.....	105
愛知博	105
出展準備金.....	105
寄附金	112
地方税	113
大阪花博	116
出展準備金.....	116
寄附金	123
地方税	124
つくば博.....	126
出展準備金.....	126
寄附金	133
地方税	135
揮発油税	138

本書は令和 2 年度大阪・関西万博政府開催準備事業(2025 年大阪・関西万博における課税に関する特別措置に関する調査)に係るレポートであり、2021 年 3 月 31 日現在における知見に基づいて作成されたものであることにご留意願いたい。

1 事業概要

1.1. 本調査事業の背景および目的

2025 年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)の開催に向けて、日本国政府および運営主体である公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)は、国際博覧会条約および付属規則等に基づき、大阪・関西万博の参加者等に対する必要な優遇措置を講じていくこととされている。2019 年 12 月に博覧会国際事務局(以下「BIE」という。)に提出した登録申請書においても、日本国政府は、外国参加者に対して適切な税制措置を適用することとしており、今後これらの措置の実施にむけて詳細を規定する特別規則やガイドラインを策定予定である。また、大阪・関西万博の円滑な実施に向けて、運営主体である博覧会協会への税制措置も過去の国際博覧会同様に講じていく必要がある。

以上の背景を踏まえ、本調査では、大阪・関西万博における参加国、参加機関、参加者や博覧会協会等に対する課税に関して制度改正などの所要の措置を講じていく上で必要とされる制度の詳細設計を実施することとし、その過程において海外で開催された国際博覧会の措置に関する調査を実施していくことを目的としている。

1.2. 調査概要

1.2.1. 外国参加者等への特別措置に関する調査

外国参加者(参加国、参加国際機関、国際 NGO やその政府代表、スタッフ等)への課税に関する特別措置について、大阪・関西万博の特別規則やガイドラインの策定や制度改正に向けて必要な詳細措置の整理を実施した。

① 過去に国内で開催された国際博覧会(以下「国内博」という。)では実施されていない特別措置に関する調査

過去の国内博では措置されていないが、直近の海外の国際博覧会(ミラノ万博(以下「ミラノ博」という。)、ドバイ万博(以下「ドバイ博」という。))など。以下、「海外博」という。)で実施されている、あるいは国内の制度変更により新たに講じる必要があるなど、過去の国内博に追加して検討すべき特別措置の詳細制度設計を実施した。

制度設計の実施にあたって、海外博における税制ガイドラインや協定をもとに措置された税制措置を調査した。また、博覧会国際事務局によるモデル協定を分析し、要請されている税制措置についても整理を行っている。

② 過去の国内博と同等の特別措置

過去の国内博で、2005 年日本国際博覧会(以下「愛知博」という。)および国際花と緑の博覧会(以下「大阪花博」という。)ならびに国際科学技術博覧会(以下「つくば博」という。)開催の際に実施されているものと同等の特例措置(住民税、事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、消費税の還付など)について、過去の国内博における税制措置を調査した上で、今後特別措置を講じていく上で必要な詳細制度設計の検討を実施した。

1.2.2. 博覧会協会への特別措置に関する調査

大阪・関西万博の円滑な開催準備および運営を目的とし、公益社団法人である博覧会協会への課税に関する特別措置(住民税、事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、固定資産税、事業所税など)の実施に向けて、文献調査を中心に、公益法人課税を踏まえた措置に関する詳細調査を行った。

1.3. 調査方法

文献調査を中心に調査を行った。文献調査にあたっては、公表されている出版物やウェブサイトに掲載されている情報に加え、PwC ネットワークも有効に活用しながら、調査すべき文献の収集を行った。

2 調査結果

2.1. 外国参加者等への特別措置に関する調査

2.1.1. 過去の国内博では実施されていない特別措置に関する調査

2.1.1.1. 直近の海外博における税制措置

(1) ミラノ博

① 税制措置の概要

2015年に開催されたミラノ博において、イタリア政府は参加者に対して特別な税制措置を導入している。対象者は以下4つに区分され、税制措置の内容も異なっている。

1. 公式参加者

イタリア政府からミラノ博への正式な招待状を受領し、招待を受諾した国または国際的な政府間機関をいう。公式参加者は「陳列区域政府代表事務局¹⁾」および「陳列区域スタッフ」と呼ばれる独自の運営構造となっている。

2. 非公式参加者

ミラノ博政府代表によって、博覧会への参加を承認された国内または外国の団体(政府間機関、企業、市民社会組織など)をいう。

3. 主催者

ミラノ博の完遂に必要な組織・インフラの設備の実施を担当し、イタリアパビリオンの管理・運営を担う「Expo 2015 S.p.A」をいう。

4. 所有者

主催者が土地の地上権を付与されるミラノ博の展示区域の所有者である「AREXPO S.p.A」をいう。

② 公式参加者に対する税制措置

法人所得税(IRES/IRAP)

陳列区域政府代表事務局、その財産、所有物および収益は、万博に関連する組織的かつ非商業的活動の範囲内で法人所得税を免除されるが、陳列区域政府代表事務局がイタリアで実施する商業活動には適用されない。これらは、法人直接税に係るイタリアの税法によって通常規定されている義務に従うことが要求される。

¹ 陳列区域政府代表事務局について、BIEとのAgreementに特別の要件や条項はないため、公式参加者が自国の法令に即して最も適当と考える方法で組成、運用することとされる。このため、①公式参加者の行政機関や②一時的に設立された特別目的会社(SPV)や一括請負業者などの第三者が陳列区域政府代表事務局となり得る。このうち、②の場合、委任は書面(SPVの設立規定となることもある)により行われる必要があり、当該書面において、陳列区域政府代表が当該SPVの業務の責任を負う旨の記載が必要とされる(通達26/E 3.2.1)

また、組織的な活動以外に関連して得た所得についても、イタリア税法典(TUIR) 23 条と租税条約(適用がある場合)の規定に従って課税され、非商業組織用の納税申告書(Modello Unico)による申告が必要となる。ただし、課税対象となるのは、イタリア国内に恒久的施設(以下「PE」(Permanent Establishment)という。)が存在し、当該所得が当該 PE を通じて発生した場合に限られる。

個人所得税(IRPEF)

イタリア国籍を持たない、またはイタリアに居住していない陳列区域スタッフは、イタリア滞在中以下の特典を受けられる。

- 陳列区域政府代表事務局またはその代理人が支払う給与、報酬、手当に対する直接税の免除
- イタリア国外で得た所得に対する直接税の免除
- 外国証券、外国通貨、口座の任意の通貨での保有、イタリア領域外への持出し、海外送金の自由

また、ミラノ博に携わる事のみを目的とした陳列区域スタッフおよびその家族は、183 日を超えて滞在した場合でも、税務上イタリアの居住者とはならない。

その他のイタリア国内での所得(例えば、イタリア所在の不動産の賃料収入、陳列区域政府代表事務局以外が支払う労務対価等)は、イタリア税法の通常規定および租税条約により課税されることとなる。

付加価値税(VAT)

陳列区域政府代表事務局は、重要な金額の取引(300 ユーロを超える金額)に関連して、付加価値税を適用せずに商品やサービスを輸入することができるが、これらの商品およびサービスが組織の非営業的活動で使用されなければならない。また、付加価値税・関税を免除されて輸入された商品が第三者に有償で売却または無償で譲渡される場合には適用されない(譲渡する際はイタリア税務当局の事前合意が必要となる)。

付加価値税の免除は、陳列区域政府代表事務局のみに適用され、陳列区域スタッフが個人使用のために購入したものには適用されない。本制度の適用を受けるためには陳列区域政府代表事務局またはその代表者が役務提供者等に所定の申請をしなければならない。

その他間接税および地方税

陳列区域政府代表事務局が所有する建物は地方自治体の固定資産税(IMU)を免除される。

陳列区域政府代表事務局が組織的かつ非営業的活動を実施するために必要とする物品およびサービスの購入に関する契約、取引および金融業務は、登録免許税、印紙税、抵当および土地税が免除されるが、免除されるのは税金のみであり、登録の履行は免除されない(不動産の売買、地上権または利用権の設定または移転(これらの解除を含む)、不動産のリース・賃借は登録義務がある)。

公式参加者は、公共スペースと区域の占有料金および万博会場内での広告メッセージの伝送についても、イタリア政府に与えられるものと同じ免除と補助金の恩恵を受ける。

公式参加者は、組織的かつ非商業的な活動目的で消費される電気および天然ガスに係る税金を免除される。

関税(法人・個人)

公式参加者は、通関手続き実施の際はイタリアの **EORI** 番号²により識別されなければならない。すでに他の EU 諸国において **EORI** 番号が割り当てられている場合は、公式参加者はその番号の削除を申請し、イタリアで新しく番号を取得しなければならない。

また、公式参加者は、(a) 万博後に再輸出されることを意図した一時的な輸入および (b) 公式参加者が非商業的活動目的のため完全に消費されることを意図した免税商品を輸入することができる。

陳列区域政府代表事務局は、公式参加者の組織が使用するため最大 **2** 台の車両および関連するスペア部品の輸入に係る関税が免除される。当該車両については、登録地方税および自動車税が免除される。また、当該車両に必要な燃料および潤滑油は、半年ごとに最大 **1,200** リットルまで物品税または消費税が免除される。なお、燃料および潤滑油に係る免税は、外交免税と同様の手続きによる。すなわち、陳列区域政府代表から外務省に権利付与の申請を行い、権限付与後に公式参加者の代表が対象免税商品を購入することができる。

陳列区域スタッフは、車両 **1** 台を含む家具および私物を、関税なしに禁止や制限を受けることなく輸入することができる。当該輸入は、各申請者のイタリア入国日から **6** 月以内に行わなければならない。当該車両については、登録地方税および自動車税が免除される。

③ 非公式参加者に対する税制措置

法人所得税(IRES/IRAP)

非公式参加者は、自らの展示スペースで行われる自らの組織的かつ非商業的活動に関連して、いずれの直接税も免除されるが、非公式参加者がイタリアで実施する商業活動には適用されない。これらは、法人直接税に係るイタリアの税法によって通常規定されている義務に従うことが要求される。

個人所得税(IRPEF)

イタリア国籍を持たない、またはイタリアに居住していない非公式参加者のスタッフのうち、外国政府機関に所属している者は、上述の陳列区域スタッフの特典(所属機関またはその代理人から支払われた給与等に対する直接税の免除)が適用される。非公式参加者のスタッフが外国政府機関に属していない場合、所得税の免除を受けることができないため、イタリア税法および租税条約に基づいてイタリアで課税される。また、ミラノ博に携わる事のみを目的とした非公式参加者のスタッフおよびその家族は、**183** 日を超えて滞在した場合でも、税務上イタリアの居住者とはならない。

² Economic Operator Registration and Identification code(経済運営者登録・識別コード)

付加価値税(VAT)

非公式参加者に対しては付加価値税の免除等の優遇措置は規定されていない。

その他間接税および地方税

非公式参加者が所有する建物は地方自治体の固定資産税(IMU)を免除される。

また、非公式参加者がミラノ博の参加のために使用する建物に関連した印紙、財務契約、取引および運営は、登録免許税、抵当、土地税は免除される。公式参加者と異なり、契約・取引・金銭取引のうち、これらの建物に関連しないものについては、免税の対象とならない。

関税(法人・個人)

非公式参加者は、関税上の優遇措置を受けるために EORI 番号を主催者に通知するものとする。EORI 番号のない非公式参加者は、EU 加盟国に属する場合は自国で取得するか、EU 域外に属する場合は関連する関税・通商当局に取得申請を行う。

また、非公式参加者は、万博後に再輸出されることを意図した一時的な輸入をすることができ、一次輸入時には関税の支払いを保証するための担保金が必要となる。再輸出されない貨物は、最終的に輸入され、関連する関税が支払われるものとする。

価値のないと思われる見本や、機械設備のデモンストレーションのために使用される見本など、イベントで販売することを意図していない物品については、関税なしで輸入することができる。

個人の関税については、イタリア国籍を持たない、またはイタリアに居住していない非公式参加者のスタッフで、外国政府機関に所属している者のみが上述の陳列区域スタッフと同様の特典が適用される。

④ 主催者に対する税制措置

法人所得税(IRES/IRAP)

主催者は、イタリア館の実現と運営のために行った活動(免除活動)に係る所得は、公式参加者と同様の免税措置を受けることができる。その他の商業活動による所得は、通常の事業所得に対して規定される通常の課税ルールに従って課税される(国税および地方税)。このため、主催者は、それぞれの所得を区分する必要がある。

万博のために国や他の政府機関により支払われる公的補助金および拠出金は、主催者の法人所得税および地方所得税の所得計算上、事業所得から除外される。

なお、主催者は免除活動に係る免除が適用されたとしても、その免除額およびその他の商業活動に係る税額を確定申告書に示す必要がある。

付加価値税(VAT)

主催者は、建築業界において請負業者から主催者に提供されるサービス(労働力の提供を含む)に対してもリバース・チャージ制度の恩恵を受ける。また、公式参加者のために制定された付加価値税の免税制度は、イタリア館の実現と運営に関連する活動に限り、主催者による商品やサービスの購入にも拡大される。主催者が万博へのアクセスのために提供するサービスは、通常の付加価値税の課税対象となる。

その他間接税および地方税

万博の実現のために主催者が必要とする土地、建物、建物地域に関する行為、取引および財務行為は、登録免許税、印紙税、抵当および土地税が免除されるが、免除されるのは税金のみであり、登録の履行は免除されない。

⑤ 所有者に対する税制措置

法人所得税(IRES/IRAP)

国や他の政府機関が、万博の開催および関連するインフラ事業のために所有者へ支払われる公的補助金および拠出金は、法人所得税および地方所得税の所得計算上、事業所得から除外される。当該公的補助金および拠出金は、控除可能な共通費用の按分計算上、考慮されない。その他、所有者はイタリア税法上の通常の規定に従って課税される。

付加価値税(VAT)

所有者は、主催者に対して規定されているものと同様のリバース・チャージ制度の適用を受けることができる。

その他間接税および地方税

万博の実現のために所有者が必要とする土地、建物、建物地域に関する行為、取引および財務行為は、登録免許税、印紙税、抵当および土地税が免除されるが、免除されるのは税金のみであり、登録の履行は免除されない。

⑥ ミラノ博における恒久的施設(PE)

2015 年ミラノ万博一般規則第 19 条では、万博は展示会であり商業的性質を有していないため、展示スペースの 20%のみが商業活動に使用できると規定しており、それはいかなる税制上の優遇措置や免除の恩恵も受けないこととされている。

公式/非公式参加者が商業活動を行っている場合、参加者はイタリアの税法によって定められたすべての税

務上の義務と要求を遵守する必要がある。

法人所得税(IRES/IRAP)

イタリアにおける非居住者が行う商業活動から生じる所得は、恒久的施設が存在を条件とする。

イタリアの法人所得税法(TUIR)第 162 条は、恒久的施設の定義を規定しているが、これは所得に対する二重課税に対する OECD モデル条約と整合している。

モデル条約コメンタリーでは、PE の定義には、①事業地が存在すること②当該事業地が固定的(一定程度の恒久性を備えた場所)であること③事業が当該固定的な事業地を通じて実施されていること、の要件が含まれるとされる。②の恒久性に関して、モデル条約および国内法に時間的な閾値は設けられていないが、単に一時的な性格のものでない場合にのみ PE が存在するとされる。ただし、固定的な拠点で行われる事業の性格が短期間だけ遂行されるようなものであるためにその拠点を短期間しか使用しない場合は、PE を構成する場合があるとされている。これを踏まえ、税務通達においては、参加国がイタリアで商業活動を行う際には、イタリア国内に PE を構成しうるとされている(ただし、ケースバイケースでの判断となる)。

付加価値税(VAT)

2011 年 EU 規則第 282 号第 11 条に基づき、付加価値税の目的上、プラントや機械を介しイタリアでの事業が人的資源の利用により行われた場合、恒久的施設が存在するとされる。

恒久的施設が存在する場合、外国事業体は、イタリアの VAT 番号を請求しなければならない。(付加価値税目的の)恒久的施設の要件が満たされていない場合、外国事業体は、商業活動を行うために付加価値税目的でイタリア国内で身元証明をする必要がある。

恒久的施設を設立するためには、特に付加価値税の納税義務者を特定し、取引が付加価値税の課税対象となる地域を特定する必要がある(いわゆる「テリトリー原則」と呼ばれる)。

(2) ドバイ博

① 税制措置の概要

2020 年に開催される予定であったドバイ博に向け、アラブ首長国連邦(以下「UAE」という。)は公式参加者に対して税制措置を導入していた。なお、万博の 2021 年 10 月までの延期に伴い、現行法令の改正等がどのように措置されるかどうかについて、2020 年 8 月 13 日時点において、未だ公式な発表はされていない。

UAE では、外国銀行支店および石油・ガス以外の産業については法人税が課されておらず、また個人所得税が課されない。したがって、ドバイ博における参加者に適用される法人税・所得税がないことから、ドバイ博に向けた法人税や所得税に関する税制措置や免除規定は制定されていない。

② 付加価値税(VAT)

UAE は、付加価値税を 2018 年 1 月 1 日に導入し、付加価値税の標準税率は 5%となっているが、一部の取引においては 0%課税または免税が適用される。付加価値税が 0%となる取引は、VAT を導入している湾岸協力理事会 (Gulf Cooperation Council。以下、「GCC」という。)加盟国外に輸出される商品やサービス(商品および旅客の国際輸送、原油や天然ガスの提供、居住用不動産の初販、医療および教育等)に適用される。また、付加価値税が免除される取引は、特定の金融サービスおよび居住用不動産ならびに国内旅客運送の提供に適用される。

ドバイ博の参加のために行われる活動は UAE の付加価値税法の適用範囲に含まれるため、UAE で提供されるほとんどの商品やサービスの提供と同様に、公式参加者はパビリオンの建設、設置、装飾および運営に直接関連して発生するすべての費用に付加価値税が課されることとなる。また、参加者は事業または個人的使用のために取得または輸入した商品およびサービスにかかる費用についても付加価値税を負担する。

UAE 政府は、公式参加者へのインセンティブの付与・コストの削減を目的として、ドバイ博に関連する商品やサービスに対して支払われた付加価値税について、還付を行う特別還付制度を導入している。なお、これらの特別措置に関して公表された協議文書や白書などではなく、2020 年閣議決定 1 号 3(2020 年ドバイ博に関連する商品およびサービスに係る支払 VAT の還付)が UAE 政府による唯一の公式文書である。

本租税特別措置の実施目的は、ドバイ博における参加国のシームレスな経験を確保することにある。この目的は、ドバイ政府が、入国許可、外国人運転免許証の認識、公式参加者の保健医療および教育へのアクセスなどの特別措置を合わせて実施したことによりさらに裏付けられている。

具体的には、VAT に係る特別措置は、UAE において公式に博覧会に関連する活動を実施し、課税取引を行う場合に、公式参加者が支払った VAT の還付を受けることを可能にするものである。

参加者が UAE において VAT 登録義務がある場合、参加者は、付加価値税申告書を通じて、UAE での商品やサービスの取得に係る支払 VAT の還付を受けることとなる。

一方、参加者が VAT 登録義務を負わない場合、また、VAT 登録を受けていない場合、還付を受けるためには、参加者は特別還付申請書を提出する必要がある。

なお、博覧会に関連した活動を行う目的で、参加者が商品やサービスを UAE に輸入している場合、適用される規定に従って特別な TRN 番号を取得していれば、参加者はそれらの商品やサービスの輸入に対して付加価値税を課されないと考えられる。

③ 関税

GCC 加盟国は、GCC 内での関税業務の法的枠組みを定めた GCC 共通関税法(以下「関税法」という。)を適用している。UAE も GCC 加盟国として UAE 国内における全ての輸入および輸出関税取引において、関税

³ 連邦税務当局ウェブサイト <https://www.tax.gov.ae/en/legislation>

法を適用している。

UAE で採用している GCC 共通標準関税率は、商品の原価、保険契約および貨物(CIF)価額の 5%と定められている。一定の特別貨物は超過税率の適用を受け、統計品目番号(HS コード)に応じて 0%税率を適用される貨物もある。5%の関税率の対象となる商品は、UAE が締結した関税法協定および国際協定 4に基づく関税の免除の適用を受けることができる。なお、日本と UAE 間には自由貿易協定を締結していないことから、日本を原産地とし UAE に出荷される貨物については、通常関税率が課されることになる。

また、ドバイ関税当局はドバイ博のために輸入される商品に係る税制措置について、特にガイドライン等は公表していない。しかし、ドバイ博の参加者(博覧会の出展者を指す)は、貨物の CIF 価額の 5%に相当する現金(輸出時に払戻しを受けることが出来る)を預託し、「預託」申告書を提出することを条件に、関税猶予を受けることができる。参加者は、ドバイ博に係る行政当局に登録することで、関税当局にも登録されることとなり、本関税猶予措置の適用が可能となる。また、展示のために UAE に輸入する商品について、預託金の還付を受けるためには、UAE から 180 日以内に商品を再輸出しなければならない。

(3) ミラノ博およびドバイ博の税制措置の比較

上記を踏まえ、ミラノ博とドバイ博における税制措置を、日本における同種の税目ごとに比較すると以下のとおりとなる。

※認定博覧会であるアスタナ万博(以下「アスタナ博」という。)(2017 年)およびサラゴザ万博(以下「サラゴザ博」という。)(2008 年)における See Agreement (以下「SA」という。)に記載された措置内容については、別添資料集 1 に記載している。

4 バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、ジャマヒリヤ、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、スーダン、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン、アルジェリア、パレスチナ間の協定。欧州自由貿易連合加盟国として、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン。GCC-シンガポール FTA。

ミラノ博およびドバイ博の税制措置の比較

日本における同種の税目		ミラノ博(2015 年)		ドバイ博(2021 年予定)	
国税／ 地方税	税目	現地税制および措置内容	SA の記載	現地税制および措置内容	SA の記載
国税	所得税	Personal Income Tax (IRPEF) 個人は、12 か月のうち 183 日を超えて①イタリア住民台帳 (Anagrafe) に登録されている、②居住地を有している、または③住所地(事業上、経済的および社会的な利益に係る本拠地)を有している場合に、イタリア居住者とされ、全世界所得に対して、累進課税。非居住者は、イタリア国内で生じた所得(イタリア国内の労働による勤労所得)に対して課税。 ⇒右のと通りの措置。要件を満たすため、公式参加者、非公式参加者のスタッフのいずれも、博覧会に参加するためだけであれば、イタリアに 183 日を超えて滞在したとしても本人およびその家族は居住者とならないよう措置。	(12 条 1) 1. イタリアの市民権を有さない、またはイタリアに居住していない陳列区域スタッフは、イタリア滞在中以下の特権を享受する。 a) 陳列区域政府代表事務局またはその代理人が支払う給与、手数料、保障に対するいかなる形態の直接税の免除 b) イタリア国外で得た所得に対するいかなる形態の直接税の免除 (18 条 2) (非公式参加者のスタッフ) 2. イタリアの市民権を持たないまたはイタリアの領土内に居住していない外国地域政府機関のスタッフに関する限りにおいて、本契約第 12 条に掲げる規定を適用する。	個人所得税が存在しない ⇒措置不要	N/A
	法人税 (外国法人)	Corporate Income Tax (IRES+IRAP) 外国法人は、イタリアに所在する PE から生じたイタリア源	(10 条 1) 1. 陳列区域政府代表事務局、その財産、所有物および	基本的に法人所得税は課されない ⇒措置不要	N/A

	泉の所得について 24%(+3.9%の地方税)で課税 ⇒右のと通りの措置。なお、いずれも商業的活動に係る所得については、通常の法人課税の対象。 また、陳列区域において、商業的活動を行った場合は、PE を構成する可能性があるかはケースバイケースとの整理。	収益は、万博に関連した機関としての非商業的活動の範囲内においていかなる直接税も免除する。 (16 条 1) 1. 非公式参加者は、展示スペース内で行われる非商業的活動に関連して、いかなる直接税も免除される。		
消費税	VAT 標準税率 22%、主に生活必需品を対象とした軽減税率 (10%、4%)あり。 ⇒右のと通りの措置。「極めて高額」とは、300€を超えることを指す。 なお、陳列区域スタッフの個人使用に係る購入および非公式参加者は免税措置なし。	(10 条 5) 5. 付加価値税 (VAT) については、陳列区域政府代表による公的な活動に関連した極めて高額な物品およびサービスの購入ならびに物品の輸入については、VAT の対象とならないものとする。本契約では、「極めて高額な購入および／または輸入」は、イタリアにおいて国際機関向けに定めた国の法律が定める限度額を超える物品およびサービスの購入ならびに／または物品の輸入に適用される。	VAT 2018 年 1 月より導入。標準税率 5%で課税。 ⇒(事前に VAT 登録が必要) 特別措置により、仕入れにかかる VAT の全額が還付可能。また、VAT 登録をしていない場合も、特別還付手続きによる還付が可能。	(10 条 5) 招請国政府がその国内で、付加価値税を課す場合、公式参加者が展示者として、非商業活動に従事する場合、関連する要件を満たしていれば同税を免除する。
登録免許税	Registration tax 一定の契約について、その契約の性質、契約の対象物に応じて、登録税が課される。 ⇒右のと通りの措置。	(10 条 3) 3. 陳列区域政府代表事務局がその機関としての非商業的活動を追求するために必要とする物品およびサービスの購入に関連した証書、取引および財務業務は、印紙税、登録税、謄本手数料 (imposta	Registration Fee 土地および賃貸不動産の譲渡に際し、時価の 4%(ドバイ)で課税 ⇒万博において、土地および賃貸不動産の譲渡は生じないため、課税対象取引はないと考えられ、措置不要。	(10 条 3) 陳列区域政府代表室が、その活動および非商業活動の実施のために必要とする商品およびサービスの購入に関連する証書、取引及び資金運営は、(UAE において以下の税金が適用となる場

	印紙税	Stamp duty taxes 法の規定に基づき作成された契約等に対して課税される。 ⇒右のと通りの措置。	ipotecaria)、および地籍税 (imposte catastali)を免除する。 (16条3) 3. 非公式参加者が2015年ミラノ万博への参加のために使用する建物に関連した印紙、財務行為、取引および運営は、登録税、モーゲージ税および土地登記税を免除する。	該当なし ⇒措置不要	合)印紙税、登録免許税、謄本法定料金および地籍税を免除する。
	揮発油税	Excise Duties ガソリン等の燃料製品の取引時・清算時に物品税として課税 ⇒右のと通りの措置。	(10条6、9) 6. 陳列区域政府代表事務局、または主催者がサービス提供者の場合には主催者は、その機関としての非商業的展示活動を遂行するために公式参加者のパビリオン内で消費された電気および天然ガスについては、物品税が免除される。 9. 上記で述べた車両に必要な燃料および潤滑油は、物品税または消費税免除で、半年ごとに最大1,200リットルまで購入することができる。	該当なし ⇒措置不要	N/A
地方税	個人住民税	所得税・法人税と同様	所得税・法人税と同様	該当なし ⇒措置不要	N/A
	法人住民税				
	事業税				

固定資産税(償却資産税含む)・都市計画税	Real Estate Tax 不動産の所有権に対して標準税率 0.76% で課税 ⇒右のと通りの措置。	(10 条 2) 2. 陳列区域政府代表事務局の建物は、該当する場合には、地方自治体の財産税 (imposta municipale propria) が免除される。 (16 条 2) 2. 非公式参加者が所有する建物は、該当する場合には、地方自治体の財産税の支払いが免除される。	Property Tax 賃貸不動産について、年間賃料の 2.5～5% で課税 ⇒万博において、賃貸不動産の所有は生じないため、課税対象取引はないと考えられ、措置不要。	(10 条 2) 陳列区域政府代表室の建造物は、該当する場合には、固定資産税の支払いが免除される。
不動産取得税	該当なし。 ⇒措置不要	N/A	該当なし。 ⇒措置不要	N/A
自動車税	Provincial registration tax (IPT) 自動車の登録にあたって、 1 台ごとに課税 Regional motor vehicle tax 排気量等に応じて年間ベースで課税 ⇒いずれも右のと通りの措置。	(10 条 9) 陳列区域政府代表事務局は、当該車両に関する州登録税および車両税が免除される。 (12 条 1e) (陳列区域スタッフの特典について) 自動車は、当該車両に関わる州登録税および車両税 (tassa automobilistica di possesso) が免除される。	該当なし。 ⇒措置不要	N/A
自動車税環境性能割(旧自動車取得税)				
軽自動車税				

2.1.1.2. 直近の国内大規模イベントにおける税制措置

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会

① 税制措置の概要

2013 年の国際オリンピック委員会(以下「IOC」という。)にて 2020 年オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)の開催都市が東京に決定し、2020 年 7 月から 9 月の日程で競技が行われることとされていたため、これらの大会に参加し、またはこれらの大会の準備・運営に関する業務を行うために相当数の非居住者・外国法人が来日することが見込まれていた。

そのため、2019 年度の税制改正において、大会が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技大会と位置付けられており、その円滑な準備および運営に万全を期する必要があること、また、近年のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会においては開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていること等を踏まえ、大会の参加選手等の非居住者、IOC 等の外国法人に係る所得税および法人税の非課税措置が創設されることとなった。

② 法人税

恒久的施設を有する外国法人のうち、2020 年に開催される大会の円滑な準備または運営に関する業務(以下「大会関連業務」という。)を行う外国法人で、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に開始する各事業年度の一定の恒久的施設帰属所得(法人税法第 138 条第 1 項第 1 号)については、法人税を課さないこととされた⁵。本特例において非課税の対象となる外国法人および所得は以下のとおりである。

条文番号 (措置法施行 令第 39 の 33 の 3 第 1 項)	対象外国法人	対象所得(恒久的施設帰属所得のうち、 以下の業務として行う事業に係るもの)
1 号イ	大会を主催する外国法人(IOC)	東京オリンピック競技大会関連業務
1 号ロ	インターネットを利用する方法により大会に関する映像または音声の供給を行う外国法人で、IOC との間に特殊関係があるもの(Olympic Channel Services)	
2 号	大会を主催する外国法人(国際パラリンピック委員会(IPC))	東京パラリンピック競技大会関連業務
3 号イ	大会に関する映像または音声の制作および当該制作の統括管理を行う外国法人(Olympic Broadcasting Services)	大会関連業務
3 号ロ	大会の競技に係る時間の測定、当該競技に係る結果の集計および会場内における	

⁵ 租税特別措置法 67 条の 16 の 2、租税特別措置法施行令 39 条の 33 の 3

	当該結果の表示を行う外国法人	
3号ハ	大会に関する紛争の仲裁および調停を行う外国法人(Court of Arbitration for Sport)	
3号ニ	ロが行う測定に係る情報の提供を行う外国法人	
4号イ	大会に参加する選手団の派遣および支援を行う外国法人(国内オリンピック委員会(NOC)、国内パラリンピック委員会(NPC))	大会関連業務(それぞれの派遣に係る大会に関するものに限る)
4号ロ	競技の審判員の派遣を行う外国法人	
4号ハ	大会放送権保有法人(1号イまたは2号に掲げる外国法人との契約に基づき大会放送権を有する外国法人)または外国関連法人(大会放送権保有法人の属する企業集団の連結財務諸表にその財産および損益の状況が連結して記載される外国法人で、契約により大会放送権保有法人と同様の業務を行うことができる者)(RHB)	大会関連業務(その有する大会に関する映像または音声を放送する権利に係る大会に関するものに限る)
5号	大会関連業務を行う外国法人で文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するもの	その大会関連業務

また、対象となる外国法人については、当該事業年度に係る法人税申告書、外国普通法人となった旨の届出書その他の一定の書類の提出義務が免除される。

③ 所得税

大会に参加をし、または大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供を行う一定の非居住者について、一定の国内源泉所得(2019年4月1日から2020年12月31日までの間における参加または提供に係るものに限る)については、所得税を課さないこととされた⁶。本特例において非課税の対象となる者および所得は以下のとおりである。

条文番号 (措置法施行令第26条の33第1項)	対象者	対象所得
1号	大会において実施される競技に参加する選手	給与等(所得税法第161条第1項第12号イ)およびその他国内源泉所得(同17号)のうち、競技への参加(参加のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む)または当該競技において収めた成績に基因するもの
2号	大会に参加する選手団に属する者	給与等のうち、選手に対する国内におけ

⁶ 租税特別措置法施行令第26条の33、同令第41条の23

		る指導または支援に基因するもの
3号	大会において実施される競技の審判員	給与等のうち、当該競技の審判(審判のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む)に基因するもの
4号イ	東京オリンピック競技大会を主催する外国法人(IOC)から給与の支払を受ける者	給与(所得税法第161条1項第12号イに掲げる給与)のうち、東京オリンピック競技大会関連業務に係る勤務に基因するもの
4号ロ	大会に関する映像または音声を放送する権利の管理を行う外国法人で、IOCとの間に特殊関係 ⁷ があるもの(IOC Television and Marketing Services)から給与の支払を受ける者	
4号ハ	IOCが主催した全てのオリンピック競技大会に関する物品を保管し、または展示する施設を運営する外国法人で、IOCにより設立されたものから給与の支払を受ける者	
4号ニ	東京オリンピック競技大会に係るスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律に規定する禁止物質の使用などに係る検査に関する計画の立案を行う外国法人から給与の支払を受ける者	
5号	東京パラリンピック競技大会を主催する外国法人(IPC)から給与の支払を受ける者	給与のうち、IPCが国内において行う東京パラリンピック競技大会関連業務に係る勤務に基因するもの
6号	大会に関する映像または音声の制作および当該制作の統括管理を行う外国法人で、IOCとの間に特殊関係があるもの(Olympic Broadcasting Services)から給与等の支払を受ける者	給与等のうち、当該外国法人が国内において行う大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの
7号	インターネットを利用する方法により東京オリンピック競技大会に関する映像または音声の供給を行う外国法人で、IOCとの間に特殊関係があるもの(Olympic Channel Services)から給与等の支払を受ける者	給与等のうち、当該外国法人が国内において行う東京オリンピック競技大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの
8号	次に掲げる外国法人から給与の支払を受ける者	給与のうち、当該外国法人が国内において行う大会関連業務に係る勤務に基因するもの
8号イ	大会において実施される競技に係る時間の測定、当該競技に係る結果の集計および当該競技の会場内における当該結果の表示を行う外国法人	
	大会に関する紛争の仲裁および調停を行う外国法人(Court of Arbitration for Sport)	
	大会において実施される競技に係る時間の測定、結果の集計および結果の表	

⁷特殊関係とはIOCと他の外国法人(その発行済株式等の全部が一の外国法人(IOCにより設立されたものに限る。))により保有されているものに限る。)との間の関係をいう(措規19の14の2①)

	示を行う外国法人が行う測定に係る情報を IOC および RHB への提供を行う外国法人	
8 号ロ	大会において競技に参加する選手から採取された検体(当該大会に係るドーピングの検査に係るものに限る)の分析を行う内国法人の認証を行う外国法人	
9 号	大会に参加する選手団の当該大会への派遣および当該選手団の支援を行う外国法人から給与の支払を受ける者	給与のうち、当該外国法人が国内において行う大会関連業務(派遣に係る大会に関するものに限る)に係る勤務に基因するもの
	大会において実施される競技の審判員の当該大会への派遣を行う外国法人から給与の支払を受ける者	
10 号	大会放送権保有法人または外国関連法人 (RHB) から給与の支払を受ける者	給与等のうち、当該外国法人が国内において行う大会関連業務(その有する大会に関する映像または音声を放送する権利に係る大会に関するものに限る)に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの
11 号	大会関連業務を行う外国法人として文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものから給与等の支払を受ける者	給与等のうち、当該外国法人が国内において行う大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供に基因するもの

なお、非居住者の国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされる⁸。

④ 源泉所得税

大会関連業務を行う一定の外国法人が支払いを受ける使用料(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間において行われる業務に係るものに限る)で一定のものについて、恒久的施設帰属所得に該当する場合は所得税法上規定された外国法人の課税に関する規定⁹を受けず、また恒久的施設帰属所得に該当しない場合は所得税を課さないこととされた。非課税の対象となる外国法人および使用料は以下のとおりである。

条文番号 (措置法施行 令第 26 条の 33 第 3 項)	対象外国法人 (使用料の支払を受ける者)	対象使用料
1 号	東京オリンピック競技大会を主催する外国法人 (IOC)	国内において東京オリンピック競技大会関連業務を行う法人から支払を受ける使用料で東京オリンピック競技大会関連業務に係るもの
2 号	東京パラリンピック競技大会を主催する外国法人 (IPC)	国内において東京パラリンピック競技大会関連業務を行う法人から支払を受ける使用料で東京パラリンピック競技

⁸ 租税特別措置法第 41 条の 23 第 2 項

⁹ 所得税法第 7 条 1 項 5 号、178 条、179 条

		大会関連業務に係るもの
3号	大会において実施される競技に係る時間の測定、結果の集計および結果の表示を行う外国法人が行う測定に係る情報を IOC および RHB への提供を行う外国法人	国内において大会関連業務を行う法人から支払を受ける使用料で大会関連業務に係るもの
4号	大会関連業務を行う外国法人として文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するもの	国内において大会関連業務を行う個人または法人から支払を受ける使用料で大会関連業務に係るもの

(2) ラグビーワールドカップ日本大会

① 税制措置の概要

2019 年ラグビーワールドカップ大会（以下「RWC2019」という。）が 2019 年 9 月から 11 月の日程で日本において開催されたが、RWC2019 の円滑な準備および運営を支援するため、また 2015 年英国大会においても税制措置が取られていたことから、RWC2019 に対しても所定の措置が講じられた。

RWC2019 の日本開催に際し、大会の準備・運営を専門とする機関として公益財団法人であるラグビーワールドカップ 2019 組織委員会が立ち上げられた。大会終了後、組織委員会から RWC2019 主催者である外国法人ラグビーワールドカップ・リミテッド（以下「RWCL」という。）へ大会保証料が支払われたが、当該大会保証料が国内源泉所得の対象になるかどうかについて、税制上の取扱いが明確となっていなかった。

当該 RWCL に支払われる大会保証料については、大会に関する人的役務の提供や著作権の使用料の対価として支払われるものではないため、国内源泉所得の対象とならないように現行制度内の運用で対応されることとなり、税法の改正は行われなかった¹⁰。

2.1.1.3. 愛知博以降の非居住者・外国法人課税等に関する主な税制改正

(1) 所得課税（法人税、所得税、地方税等）

① 国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

2014 年度税制改正において、外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法が、2010 年改訂後の OECD モデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直された。具体的には、外国法人等の支店（PE）が得る所得については、支店が本店から分離・独立した企業であったとした場合に得られ

¹⁰ 文部科学省「平成 30 年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果（概要）」にて、「2019 年ラグビーワールドカップ主催者（RWCL（ラグビーワールドカップ・リミテッド））からの要望を踏まえ、ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から RWCL に対して支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の措置を講ずる。（現行制度の運用で対応）」とされている。

る所得とするとともに、本店と支店との間の内部取引を認識することとされた。また、支店が第三国で得る所得について、日本と第三国の両方から課税されて二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するために新たに支店のための外国税額控除制度が創設された。本改正は、国税については、**2016 年 4 月 1 日**以後に開始する事業年度分の法人税および **2017 年分**以後の所得税について適用されている。

国内源泉所得税

1. 定義

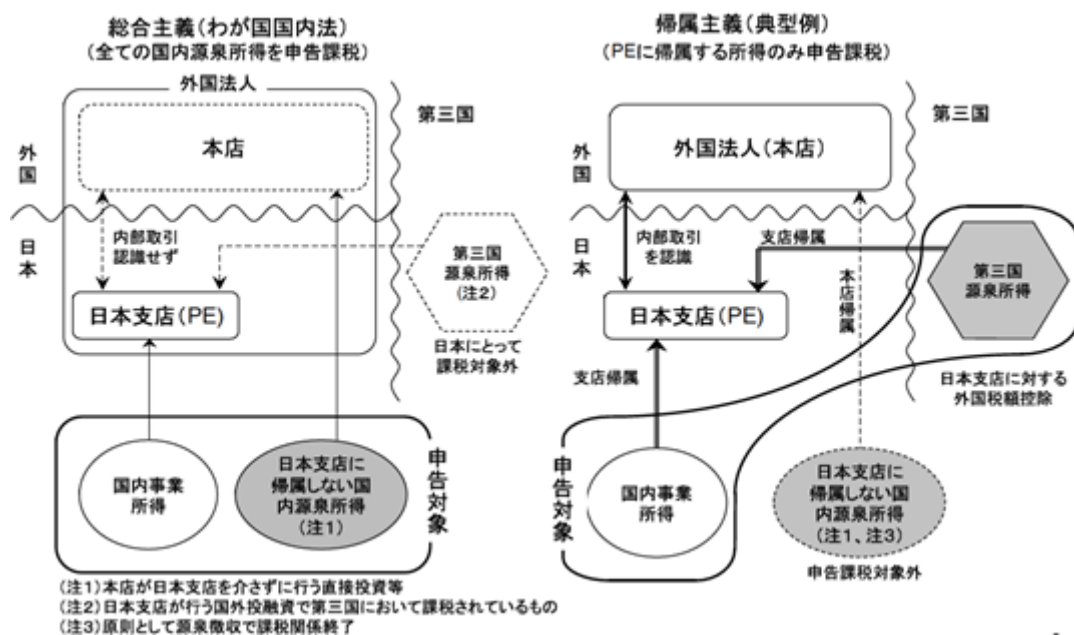
改正前の「国内において行う事業から生ずる所得」に代えて、「**PE 帰属所得**」が国内源泉所得の一つとされた。**PE 帰属所得**は、「外国法人が **PE** を通じて事業を行う場合において、当該 **PE** が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該 **PE** が果たす機能、当該 **PE** において使用する資産、当該 **PE** と当該外国法人の本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、**PE** に帰せられるべき所得(当該 **PE** の譲渡により生ずる所得を含む)」と定義されている。また、従前の国内法では国内において行う事業から生ずる所得について、棚卸資産の仕入販売や保険事業のような特定の取引・事業から生ずる所得を、法令で個別に列挙する方式になっていたが、**2014 年度改正**において機能・事実分析を通じて **PE** に帰属する所得を国内源泉所得とするという方式に統一された。

2. **PE** に帰属しない国内源泉所得

PE を有する外国法人が国内にある資産を譲渡する場合、従前の国内法の下では、**PE** に帰属するか否かにかかわらず、譲渡所得が国内源泉所得として課税されていた。しかし、**2014 年度改正**では、不動産等の一定の資産を除き、譲渡所得が **PE** に帰属する場合にのみ課税されることとされた。従前、外国法人が日本に投資するにあたって、期せずして **PE** を有すると認定された場合に、**PE** に帰属しない所得まで課税されるというリスクがあったが、本改正により当該リスクが低減されている。

3. **PE** に帰属する国外源泉所得

外国法人が **PE** を通じて国外資産に投資する場合、従前の国内法の下では、投資所得について第三国で課税されていれば日本では課税されなかった(いわゆる国外投融資)。しかし、**2014 年度改正**では、**PE** を通じて国外資産に投資する場合の投資所得も国内源泉所得として課税されることとなった。この対応上、二重課税を排除するため、外国法人にも外国税額控除が認められることとなった。



出典: 税制調査会(国際課税 DG①)[帰属主義への見直し] 2013 年 10 月 24 日財務省

4. 地方税法上の PE

2014 年度税制改正では、地方税法上の PE の定義が法人税法で定める PE の定義と同一である旨が明記された。したがって、法人税法上 PE があるとされる場合には、地方税法上も PE があることとなる。

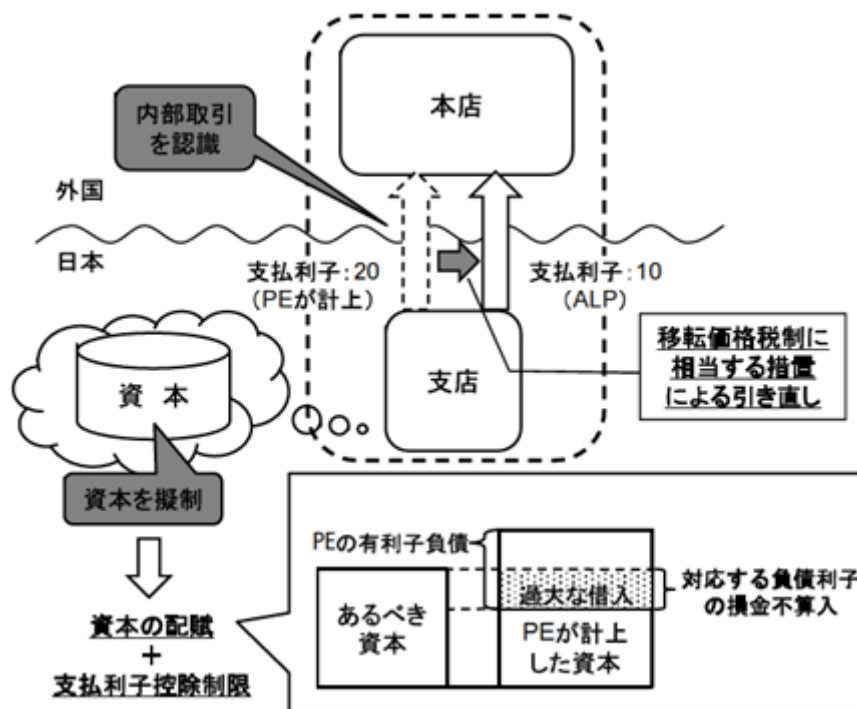
内部取引

1. 定義

2014 年度税制改正では、内部取引とは、「外国法人の PE と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引(資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引を除く)が行われたと認められるもの」と定義された。

2. 内部利子

従前の国内法の下では、内部利子や内部使用料等の本支店間取引に基づく損益は認められていなかった。しかし、2014 年度改正では、PE 帰属所得の定義上、本店等との間の内部取引を勘案するとされているとおり、同一法人間の取引も PE 帰属所得の算定にあたり認識することとなる。その結果、親子会社間の移転価格税制と同様に、本支店間取引についてもいずれの拠点がどのような機能を果たしているのか、どの程度対価を収受すべきかといった検討が必要となる。



出典: 税制調査会(国際課税 DG①)[帰属主義への見直し] 2013 年 10 月 24 日財務省

PEに係る取引に係る文書化

PE 帰属所得を有する外国法人は、当該外国法人が他の者との間で行った取引のうち当該取引から生ずる所得が当該外国法人の PE に帰せられるものについては、PE に帰せられる取引に係る明細、及び当該外国法人の本店等と PE との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならないとされた。また、外国法人の PE 帰属所得の算定上、本店等との間の内部取引が勘案されることから、内部取引の内容を示す文書を税務当局からの求めに応じて提示、提供することが必要となる。なお、帳簿書類に内部取引を隠ぺいしまたは仮装して記載し、その他その記載をした事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由があるときは、青色申告の承認が取り消される可能性がある。

② 恒久的施設の範囲の見直し

2018 年度税制改正において、BEPS プロジェクト¹¹の最終報告書(行動 7「恒久的施設認定の人為的回避の防止 (Preventing the Artificial Avoidance of Permanent Establishment Status)」)、これにより改訂された OECD モデル租税条約および BEPS 防止措置実施条約等の規定を踏まえ、国内法における PE の規定について、これらの国際的なスタンダードに合わせるなどの改正が行われた。具体的には、PE 認定の人為的回避

¹¹ OECD による税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)への取り組み。OECD では、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題(BEPS)に対処するため、2012 年より BEPS プロジェクトを立ち上げている。この BEPS プロジェクトでは、G20(財務大臣・中央銀行総裁会議)の要請により策定された 15 項目の「BEPS 行動計画」に沿って、国際的に協調して BEPS に有効に対処していくための対応策について議論が行われ、2015 年 9 月に「最終報告書」がとりまとめられた(同 10 月に G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(於:ペルー・リマ)、11 月に G20 サミット(於:トルコ・アンタルヤ)に報告。)

を防止するための措置として、従来、PE 認定の例外とされてきた企業が資産の保管などの特定の活動のみを行う場所について、その特定の活動が、その企業にとって準備的・補助的な活動に該当しない場合には、PE 認定の例外としないこととする等の見直しが行われた。

PE 認定の人為的回避の防止措置

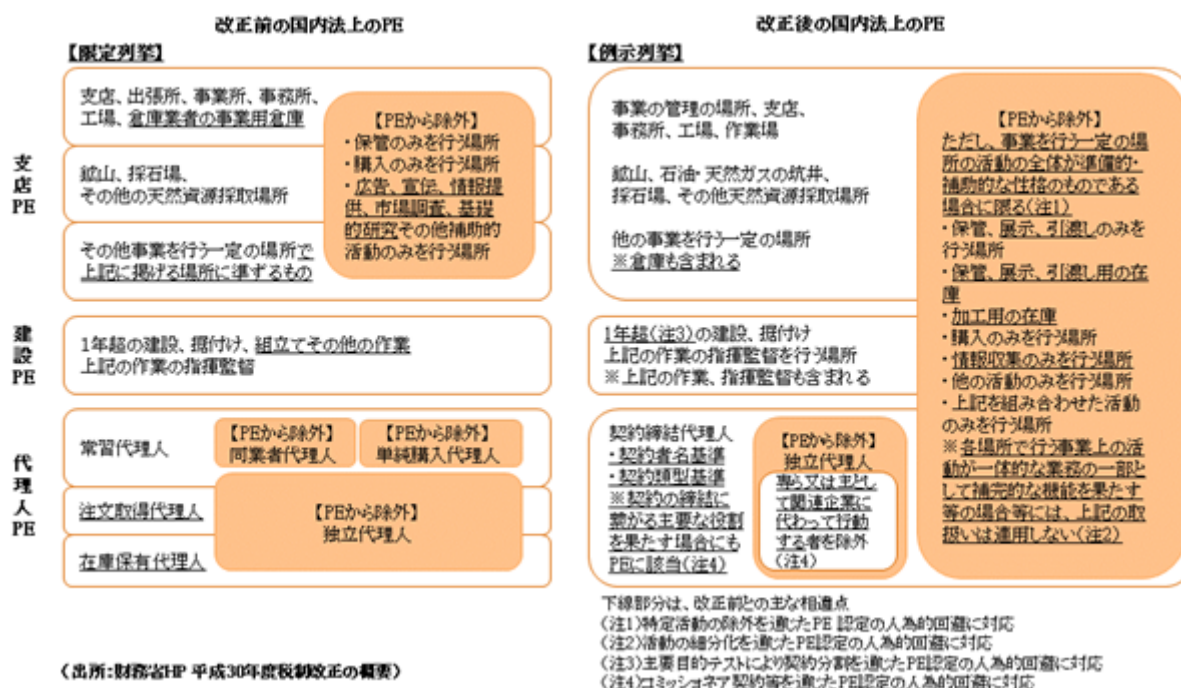
BEPS 最終報告書行動 7 の勧告では、PE 認定の人為的回避の防止措置として、①「従属代理人」の定義の拡大(コミッション・スキーム等への対抗)、②PE 認定の例外とされる準備的・補助的性質の活動の範囲の見直し(準備的・補助的性質の活動が企業の本質的な部分を構成する場合は PE 認定の例外から除外、事業活動の細分化防止規定の創設)、③建設工事等の契約分割を通じた PE 認定回避の防止規定の創設(期間の判定に係る主要目的テストの導入)、の勧告が行われ、それらを踏まえた OECD モデル租税条約の改訂及び MLI の策定が行われた。

これを受けて、2018 年度税制改正では、PE の範囲については従前の区分(支店 PE、建設 PE、代理人 PE)を維持しつつ、BEPS 行動 7 の勧告に関連した PE 認定の人為的回避の防止規定を整備し、加えて、現行の多くの租税条約等の規定から乖離した規定の見直しが行われた(支店 PE を限定列举から例示列举の規定とし、在庫保有代理人や注文取得代理人を代理人 PE から除外する等)。

PE から除外される活動の、「準備的、補助的な性格」の意義

改正後の法人税法施行令第 4 条の 4 第 4 項において PE を有するとはされない場所が示されているが、その全ての場所においてその場所において行う活動が準備的、補助的な性質のものである場合に限り PE から除外されることとされた。この改正は、改訂モデル租税条約第 5 条 Paragraph 4、Paragraph 4.1 の規定を取り入れたものとされている。PE から除外される場所における活動の要件である「外国法人の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のもの」の解釈について、まず、「準備的な性格のもの」とは、外国法人としての活動の本質的かつ重要な部分を構成する活動の遂行を予定し当該活動に先行して行われる活動で、その活動期間の長短によらない、とされている(法基通 20-1-2)。また、「補助的な性格のもの」とは、外国法人としての活動の本質的かつ重要な部分を構成しない活動で、その本質的かつ重要な部分を支援するために行われるものをいい、例えば、以下のような活動は含まれない、とされている(法基通 20-1-3)。

1. 事業を行う一定の場所の事業目的が外国法人の事業目的と同一である場合の当該事業を行う一定の場所において行う活動
2. 外国法人の資産又は従業員の相当部分を必要とする活動
3. 顧客に販売した機械設備等の維持、修理等(当該機械設備等の交換部品を引き渡すためだけの活動を除く。)
4. 専門的な技能又は知識を必要とする商品仕入れ
5. 地域統括拠点としての活動
6. 他の者に対して行う役務の提供



契約締結代理人

代理人 PE に該当するものとして、改正前は、常習代理人、在庫保有代理人、注文取得代理人が定義され、独立代理人は代理人 PE から除外されていた。改正後は、従前の常習代理人のみが規定され、その対象となる契約に、物品の販売等に関する契約、役務提供のための契約が追加されるとともに、代理人 PE となる代理人の活動に「契約の締結に繋がる主要な役割を担うことと」が追加された。また、独立代理人のうち関連者(専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わって行動する者)は代理人 PE に含まれることになった。これらは改訂モデル租税条約第 5 条 Paragraph 5、6、8 の規定を国内法人税法に取り入れたものである。

なお、上述した代理人 PE となる代理人の活動の認定要件の一つである、「契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者」の意義については、法人税法施行令第 4 条の 4 第 7 項に掲げる契約が締結されるといふ結果をもたらす役割を果たす者をいい、外国法人の商品について販売契約を成立させるために営業活動を行う者が、例として挙げられている(法基通 20-1-6)。

PE の定義が租税条約と国内法で異なる場合の適用関係

租税条約の規定と国内税法の規定とが競合する場合には、租税条約の規定が優先的に適用されることが憲法の規定で担保されており(憲法第 98 条②)、国内源泉所得について国内法と租税条約に異なる定めがある場合には、その租税条約に定めるところによるとされている(法人税法第 139 条第 1 項)。

一方、PE の定義については、租税条約と国内法の規定に乖離が生じた場合にどのような適用関係となるか、改正前において、租税条約や国内法において明確な規定は置かれていなかった。我が国が締結した租税条約には、2017 年改訂前のモデル租税条約等を規範として策定された租税条約も多く存在することから、2018 年度税制改正後の法人税法等における PE の定義が租税条約の規定と異なることが想定されるが、改正後は、そのような場合には租税条約の PE 規定によることが明確化された（法人税法第 2 条 12 の 19）。

我が国の租税条約における PE 規定と 2018 年度税制改正の影響

我が国が MLI の対象租税協定国としている国のうち、MLI 第 12 条（代理人 PE）、第 13 条（準備的・補助的活動）の規定を選択している国との租税条約は、MLI の両国への発効により、当該国から日本への投資について、上記の改正による PE の規定が適用となる。

（MLI の対象租税協定国ではない国との租税条約のうち、改訂モデル租税条約の PE 規定を取り入れ、近年発効した条約または署名された条約についても同様。）

③ 外国人に係る個人住民課税（住民基本台帳法の改正）

2012 年 7 月 9 日、改正住民基本台帳法（以下「改正住基法」という。）が施行され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象とされた。これにより、外国人住民にも市区町村において「住民票」が作成され、住民票の写しの交付による居住関係の公証や、各種行政サービスの基礎として利用されることとされた。改正住基法では、外国人のうち、市町村の区域内に住所を有する以下の者が住民登録の対象とされている（改正住基法第 30 条の 45）。

1. 中長期在留者
2. 特別永住者
3. 一般庇護許可者または仮滞在許可者
4. 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者等

このうち、中長期在留者とは、次に掲げる者以外の者とされている（出入国管理法第 19 条の 3）。

- (i) 3 月以下の在留期間が決定された者
- (ii) 短期滞在の在留資格が決定された者
- (iii) 外交又は公用の在留資格が決定された者
- (iv) 上記①から③に準ずる者として法務省令で定めるもの¹²

従前、外国人に対しては外国人登録法に基づき外国人登録原票が作成されており、住基法の適用がなかったことから、住所の認定に当たっては、総務省が外国人住民の取扱いを定めていた「外国人等に対する個人

¹² 中長期在留者に当たらない者として、法務省令では以下に掲げる者が規定されている。

- ・ 特定活動の在留資格を決定された者であって、台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの
- ・ 特定活動の在留資格を決定された者であって、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

の住民税の取扱い」(昭和 41 年 5 月 31 日自治府第 54 号自治省税務局長通達、以下「外国人等通知」という。)による認定が行われていたが、住基法改正により、外国人登録法が廃止され、外国人住民も住基法の適用対象となることから、個人住民税の課税対象についても、日本人と同様、住基法により住所の認定および納税義務の判定を行うこととされた。外国人等通知は、改正住基法施行とともに廃止されている。この点は、総務省通知「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」においても、市町村民税の納税義務者である市町村内に住所を有する個人とは、住基法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいうものであり、住基法第 30 条の 45 に規定する外国人住民においても同様であることが、留意的に明らかにされている。

(2) その他の税目

① 消費税法におけるインボイス方式の導入

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、2023 年 10 月 1 日から「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入される。適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要となる。適格請求書を交付しようとする課税事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」という。)を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要がある。適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られ、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要がある。なお、登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の 2 年前である 2021 年 10 月 1 日から提出することができる。

② 国際観光旅客税の創設

2018 年 4 月 11 日に国際観光旅客税法が成立し、独立した国税としては 27 年振りとなる新税として、国際観光旅客税が 2019 年 1 月より導入された。本税は、出国する旅客に対し出国 1 回につき 1,000 円の負担を求め、主に航空会社を通じて徴収を行うものである。

2.1.1.4. BIE の Model See Agreement における税制関連規定

SA(See Agreement)とは、博覧会の開催国政府と BIE との間で締結する、主として参加者に対する優遇措置等を表明する協定であり、2008 年以降の国際博覧会における枠組みとして各博覧会において利用されている。SA は、税制に関する優遇措置に限らず、入国及び滞在、運転免許や健康保険など、参加者が博覧会開催国において博覧会に関する活動を行う上で関連する事項について規定するものとなっている。各博覧会における SA は、基本的に BIE が定める Model SA をベースに、各国の制度を踏まえて作成される。大阪・関西万博においても、日本政府と BIE との間で 2022 年春を目途に SA を締結する必要がある。

Model SA は、以下のとおり全 22 条で構成されており、税制に関するものは、第 9 条および第 10 条となって

いる。

英文タイトル	和文(仮訳)タイトル
第 1 条: DEFINITIONS	第 1 条: 定義
第 2 条: OBJECT OF THE AGREEMENT	第 2 条: 本契約の目的
第 3 条: RESPONSIBILITIES OF THE BIE, AUTHORITIES AND THE ORGANISER	第 3 条: BIE、当局及び主催者の責任
第 4 条: BENEFICIARIES OF PRIVILEGES AND ADVANTAGES	第 4 条: 特権および便宜の受益者
第 5 条: OFFICIAL INFORMATION REQUIRED BY THE ORGANISER	第 5 条: 主催者が求める公式情報
第 6 条: ACCREDITATION AND CERTIFICATES OF CONNECTION	第 6 条: 関係の認定及び証明書
第 7 条: PROTECTION OF PERSONAL DATA	第 7 条: 個人情報の保護
第 7 条: TEMPORAL SCOPE OF APPLICATION OF PRIVILEGES AND ADVANTAGES	第 7 条: 特権および便宜が適用される時間的範囲
第 8 条: ENTRY AND STAY	第 8 条: 入国および滞在
第 9 条: TAX EXEMPTIONS FOR OFFICES OF THE SECTION COMMISSIONERS-GENERAL/ SECTION COMMISSIONERS	第 9 条: 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局に対する免税
第 10 条: TAX EXEMPTIONS FOR SECTION COMMISSIONERS-GENERAL/ SECTION COMMISSIONERS AND SECTION STAFF	第 10 条: 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフに対する免税
第 11 条: RECOGNITION OF DRIVING LICENCES	第 11 条: 運転免許証の認定
第 12 条: SOCIAL SECURITY AND SOCIAL SERVICES	第 12 条: 社会保障及び社会福祉サービス
第 13 条: HEALTH INSURANCE	第 13 条: 健康保険
第 14 条: ATTENDANCE OF THE NATIONAL EDUCATION SYSTEM AND UNIVERSITY COURSES	第 14 条: 国家教育機関および大学の授業への出席
第 15 条: USE OF RADIO FREQUENCIES	第 15 条: 無線周波数の使用
第 16 条: STATE OFFICE	第 16 条: ステート・オフィス
OTHERS-additions to the model	その他-モデルにない項目の追加

第 17 条:ADMINISTRATIVE COOPERATION	第 17 条:行政の協力
第 18 条 :PREROGATIVES OF OFFICIAL PARTICIPANTS	第 18 条:公式参加者の特権
第 19 条:PURPOSE OF PRIVILEGES, SPECIAL TERMS AND COOPERATION WITH (NAME OF STATE) AUTHORITIES	第 19 条:特権、特別条件及び(国名)当局との協力の目的
第 20 条:RESOLUTION OF DISPUTES	第 20 条:紛争の解決
第 21 条 :PROVISIONAL APPLICATION, ENTRY INTO FORCE AND AMENDMENTS	第 21 条:暫定的適用、効力発生及び修正

このうち、税制措置に関して規定する第 9 条および第 10 条の内容は以下のとおりとなっている。

第 9 条 — 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局に対する免税

項番	Model Agreement	日本において相当する対象税目
1	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局、その資産、所有物及び収入は、国家、地方、州及び市町村 から、博覧会に関連した機関としての非商業的な活動の範囲内で、全ての直接税を免除され、また本条の範囲内で間接税を免除されるものとする。	法人税、 法人住民税、 法人事業税
2	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の建物は、適用される場合、地方自治体の固定資産税の支払を免除されるものとする。免税は、本契約期間中適用されるものとする。	固定資産税・ 都市計画税
3	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局が機関として非商業的な活動を遂行するために必要とする物品及びサービスの購入に関する証書、取引および財務業務は、印紙税、登録税、謄本手数料及び土地台帳登録税を免除され、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員は政府特権に対する税も免除されるものとする。	印紙税、 登録免許税、 不動産取得税
4	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、公共スペース及び区域を専有する料金および博覧会の会場内における広告メッセージ発信に関して、 (国名)に与えられる同様の免除及び助成金を享受するものとする。	
5	公式参加者は、以下の物品およびサービスの調達において、 可変 A: 付加価値税を免除されるものとする 可変 B: 支払った付加価値税の還付を受けるものとする	消費税
	(1) 展示スペースの建設、設置及び撤去に関して調達された物品及びサービス、ならびに	
	(2) 展示及び運営に関して調達された物品及びサービス	
6	税の受領者が (博覧会の名称) の公式参加者である課税領域内で行われる取引であり、博覧会に直接の関係がある場合、以下の条項に定め	消費税

	る条件により、またそれらの条件に従い、付加価値税(以下「VAT」という。)を免除されるものとする。	
7	前項に関する免税が適用されるものは以下の通りである。	消費税
a)	公式参加者が公式に使用するために必要な物品の輸入、取得及び配送。ただし、法の第 条を施行する法律において外交官及び領事館員に対して定められるものと同じ範囲及び条件に従うものとする。	
b)	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフ、ならびに本契約第 4 条の範囲に該当する家族及び他の要員による個人的使用また消費のための物品の輸入、取得及び配送。なお、(例、経済財務大臣)が当該個人の使用及び消費のために必要であると認める量の当該者の施設にかかる物品を含む。	
c)	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフのための宿泊設備として外国の公式参加者に対する建物又はその一部のリース。	
d)	パビリオンの建設、改造、設置または装飾を目的として、当該公式参加者と請負業者との間で、資材を含めるか否かを問わず、直接に手配された施工、および同様に当該パビリオンの撤去作業。	
e)	各請求書において記載された総額が (例:300 ユーロ)を超える場合における、公用で使用する事務用品の輸入、取得および配送。	
f)	公式参加者のパビリオンのための、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員の住居のための、及び陳列区域スタッフのための、水道、ガス、電気及び燃料の供給、及び同様に電話及び無線通信サービスの提供。	
g)	博覧会期間中、パビリオンの機能または博覧会の会場の展示に直接関係して取得された物品又はサービス。	
	本条により規定される免税は、互恵的条件に依らないものとする。	
	本条で規定される VAT 免税の適用及び請求は、外交／領事目的または国際組織のための控除および免税を規制する (法令など)第 条に規定される手続きに従うものとする。	
8	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局、または主催者がサービス供給者である場合、その主催者は、機関として非商業的な展示活動を完遂するために公式参加者のパビリオン内で消費される電気および天然ガスにかかる消費税について免税されるものとする。	消費税
9	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局による一時輸入に基づく物品の輸入に関しては、条約の付属書の規定が適用されるものとする。従って、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、関税、税および(博覧会の名称)の公式参加に関連する目的とする物品の輸入また輸出の禁止及び規制を免除されるものとする。輸入された物品は、衛生および植物検疫検査を受け、また (例、欧州連合など)において有効である規則に基づく関連措置の対象となるものとする。(国名)の当局は、陳	

	列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の運営上の要請を考慮しながら、必要な全ての注意を払ってかかる検査を実施する。	
10	本条に従い、関税、税、輸入禁止および規制を免除され輸入された物品は、（国名）の当局の事前承認を得ることなく、また税、料金及び分担金をそれぞれ支払うことなく、有償または無償で第三者に売却することはできない。かかる税、料金及び分担金が当該物品の価値に基づいて設定される場合、その税等の額は売却額に基づいてその時点で有効な料率を適用し計算するものとする。	
11	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、公用車として最大 台およびそれぞれの予備部品の輸入の際の税および関税、輸入禁止および規制を免除されるものとする。陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局はまた、かかる車両に関連する地方登録税及び自動車税を免除されるものとする。免税は本契約期間中に適用される。上記の車両に要する燃料及び潤滑油は、 か月間合計限度 リットルまでそれぞれ物品税又は消費税の免除を受けて入手することができる。	自動車税、 軽自動車税、 自動車税環境性能割
12	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、いかなる種類の資金、通貨また現金を受け取ることができ、その機関としての目的をかなえる必要額をいかなる通貨の口座でも保有することができる。	

第 10 条 — 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフに対する免税

項番	Model Agreement	日本において相当する対象税目
	（国名）の市民権または居住権をもたない陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフ、ならびに彼らの家族は、適用される場合（第 4 条第 2 項と比較）、（国名）に滞在中、以下の特権を享受するものとする。	
1	陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局が支払う、またはその代理として支払われる、給与、手数料、保障にかかるいかなる形式の直接課税の免除	所得税、 個人住民税
2	（国名）の国外で得た所得にかかるいかなる形式の直接課税の免除	所得税
3	自身の家具及び所持品の輸入は（国名）において陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の就業開始日から最大 6 か月間、また自動車を含む 1 件の託送貨物に関して、関税を免除され、輸入禁止または規制を受けない。当該自動車は、かかる車両に関連する地方登録税および自動車税を免除されるものとする。	自動車税、 軽自動車税、 自動車税環境性能割

2.1.1.5. 過去の国内博に追加して検討することが考えられる税制措置

上記を踏まえ、過去の国内博に追加して大阪・関西万博において検討することが考えられる税制措置として、

税目ごとに整理を行った。

(1) 法人税(地方法人税を含む。以下同じ。)および源泉所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)

① 内容

外国法人である公式参加者の陳列区域政府代表事務局および BIE(以下「公式参加者等」という。)に帰属する国内源泉所得について、法人税および源泉所得税を課さないこととする。

② 対象者

本博覧会における参加者は、参加契約等の種類に応じて、以下の 3 種類に分けられる。

公式参加者:

日本国政府から本博覧会への公式の参加招請を受諾し、開催者である博覧会協会と特別規則第 2 号第 6 条第 1 項¹³に規定する参加契約書を締結する外国政府および国際機関。国際機関とは、同規則第 2 条 2 項に規定する科学、経済、文化及び他の分野における国際協力の推進を目的とする政府間機関をいう。本博覧会に参加する全ての外国政府は、日本国政府により認められた陳列区域政府代表により代表される(国際機関も陳列区域政府代表を任命することができる)。

非公式参加者:

本博覧会に出展者として参加することを希望して開催者に参加申請書を提出し、博覧会政府代表¹⁴から公式参加者以外で参加することを認められ、開催者である博覧会協会と特別規則第 2 号第 16 条第 1 項¹⁵に規定する参加契約書を締結する者。

営業参加者:

本博覧会の会場内で商業活動を実施する権利を開催者から付与され、本博覧会の会場内で実施する商業活動の条件を定める営業参加契約書を開催者との間で締結する者(一般規則第 35 条)。

前述のとおり、Model SA および海外博において公式参加者および陳列区域政府代表事務局が免税対象とされていることならびに BIE からの要請を踏まえ、法人税における特別措置の対象者は、公式参加者、その事務局(陳列区域政府代表事務局)および BIE とし、非公式参加者や営業参加者を含めないことが考えられる。

¹³ 第 II 章 公式参加者 第 6 条 参加契約書

1. 本博覧会への参加を希望する公式参加者は、開催者と参加契約書を締結しなければならない。参加契約書は、当該国の陳列区域政府代表と開催者代表が署名し、博覧会政府代表が略式署名したものでなければならない。

¹⁴ 日本国政府が、国際博覧会条約第 12 条に基づき任命する、大阪・関西万博に関する全ての事項について日本国政府を代表し、参加者に対する約束が確実に履行されることを確保する責任を負う者(一般規則第 5 条)。

¹⁵ 第 II 章 非公式参加者 第 16 条 参加契約書

1. 全ての非公式参加者は、開催者との間で参加契約を結ばなければならない。非公式参加者の参加契約書は、非公式参加者の責任者と開催者によって署名されなければならない。

参加者の区分と本税制措置の対象者(案)

参加者区分		概要・定義(案)	対象(案)
公式参加者等	公式参加者	開催国から博覧会への公式の参加招請を受諾し、博覧会協会との間で博覧会への参加契約を締結する外国政府・地方公共団体、国際機関(外国法人)	○
	陳列区域政府代表事務局	公式参加者の陳列区域の運営等を行う者として公式参加者が指定した者(政府出資機関、博覧会展展を事業目的とする民間企業等含む)(外国法人)	○
	博覧会国際事務局(BIE)	国際博覧会条約第25条に規定する、同条約の適用を監督および確保する責任を有する国際機関(外国法人)	○
非公式参加者		博覧会協会との間で博覧会への参加契約を締結した者で公式参加者以外の者(外国法人および内国法人)	×
営業参加者		博覧会協会との間で営業参加契約を締結する者(外国法人および内国法人)	×

Model SA、博覧会条約ならびに本博覧会の一般規則および特別規則(第 1、2 号)において、「陳列区域政府代表事務局」の定義は明記されていないため、陳列区域政府代表事務局を免税対象とする場合、本博覧会に係る SA や今後の特別規則等において定義を明らかにすることが考えられる。

なお、この点、ミラノ博の SA では、以下のとおり定義規定が追加されている。

『「陳列区域政府代表事務局」とは、公式参加者の組織(structure)をいう。』(ミラノ博 SA 第 1 条)

また、ミラノ博の税務通達において、以下の記載がされている。

「陳列区域政府代表事務局について、BIE との Agreement に特別の要件や条項はないため、公式参加者が自国の法令に即して最も適当と考える方法で組成、運用することとされる。このため、①公式参加者の行政機関や②一時的に設立された特別目的会社(SPV)や一括請負業者などの第三者が陳列区域政府代表事務局となり得る。このうち、②の場合、委任は書面(SPV の設立規定となることもある)により行われる必要があり、当該書面において、陳列区域政府代表が当該 SPV の業務の責任を負う旨の記載が必要とされる」(ミラノ博税務通達 26/E3.2.1)

なお、公式参加者および陳列区域政府代表事務局については、過去博の事例より、外国政府や国際機関も含まれると理解しているが、これらの者は基本的に主権免税により、我が国の法人課税の対象とならないと考えられる。

③ 対象所得

国内税法上、外国法人は国内源泉所得に対して法人税および源泉所得税を課される。課税対象となる所得の種類と課税方式をまとめると以下のとおりとなる。

外国法人に対する課税関係の概要

所得の種類 (法法 138)	外国法人の区分 (法法 141)	恒久的施設を有する法人		恒久的施設を有しない法人 (法法 141 二)	源泉徴収 (所法 212① 213①)	
		恒久的施設 帰属所得 (法法 141 一イ)	その他の国内 源泉所得 (法法 141 一ロ)			
(事業所得)		①恒久的施設 に帰せられる べき所得 (法法 138① 一)	【課税対象外】	無		
② 資産の運用・保有 (法法 138①二) ※下記(7)～(14)に該当するものを除く			【法人税】			
③ 資産の譲渡 (法法 138①三) ※右のものに限る	不動産の譲渡 (法令 178 一)					
	不動産の上に存する権利等の譲渡 (〃 二)					
	山林の伐採または譲渡 (〃 三)					
	買集めた内国法人株式の譲渡 (〃 四イ)					
	事業類似株式の譲渡 (〃 四ロ)					
	不動産関連法人株式の譲渡 (〃 五)					
	ゴルフ場の所有・経営に係る法人の株式の譲渡 等 (〃 六、七)					
④ 人的役務の提供事業の対価 (法法 138①四)			【法人税】			20.42%
⑤ 不動産の賃貸料等 (〃 五)					20.42%	
⑥ その他の国内源泉所得 (〃 六)					無	
(7) 債券利子等 (所法 161①八)			【源泉徴収のみ】			15.315%
(8) 配当等 (〃 九)					20.42%	
(9) 貸付金利子 (〃 十)		20.42%				
(10) 使用料等 (〃 十一)		20.42%				
(11) 事業の広告宣伝のための賞金 (〃 一三)		20.42%				
(12) 生命保険契約に基づく年金等 (〃 十四)		20.42%				
(13) 定期積金の給付補填金等 (〃 十五)		15.315%				
(14) 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (〃 十六)		20.42%				

これらの所得のうち、現時点では、公式参加者等が国内 PE を有するとした場合の PE 帰属所得(博覧会に係る活動に関連するものに限る)および国内不動産等の貸付けおよび譲渡等に係る所得が生じることが想定されるため、免税対象所得として措置することが考えられる。

対象所得については、海外博および過去博において陳列区域政府代表事務局に生じていた具体的な所得種類を調査し、措置対象とする必要があると考えられる。

また、PE 帰属所得は、日本国内に PE を有する場合に生じるものであるため、万博準備・開催期間における公式参加者等の日本における活動が、PE を構成するものであるかどうかの整理(税務当局への確認を含む)が必要と考えられる。

万博における公式参加者等の日本活動拠点の PE 該当性

陳列区域政府代表事務局は、万博会場内にパビリオンを出展する。パビリオンの出展方法は、主催者が提供する敷地で参加者が建物を建築し展示を行う敷地渡し方式、主催者が建築した建物を利用し出展者が展示空間を作る建物渡し方式、主催者が建築した建物内の展示区画において主催者が展示空間を作る共同館方式がある。公式参加者は、自国企業ないし日本企業と行事・催事契約等を締結し、職員を派遣することで展示会場を管理・運営する。活動内容は、基本的に万博に関連する非商業的な活動が中心となるが、付随して商業的活動(各国の名産品の物販や、レストランの運営等)を行う場合がある。万博終了後は国内から退去し、事業活動を行わない。

BIE は、万博開始の約 2 か月前から万博の開催期間(6 か月)の最大 8 か月に渡って、BIE のメンバーおよびテクニカルアドバイザーを日本に滞在させる。テクニカルアドバイザーは、開催国への約 8 か月間の滞在中に、主催者から事務室、宿泊施設等の提供を受け、万博関連活動を行う。万博終了後は国内から退去し、事業活動を行わない。

なお、公式参加者および BIE は、国内に建設 PE となる長期建設工事現場等を有することはない。また、公式参加者および BIE は、その事業に関し、自身に代わって反復して契約を締結し、または自身によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者を国内に有さないことを現時点では想定しており、代理人 PE を有することはないと考えられる。

支店 PE について国内法では、国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所等と定められている¹⁶。また、立法において参照された OECD モデル租税条約において、PE とは、「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所をいう」とされており、同コメントリーでは、PE が存在するためには、①建物または設備等の「事業の場所」(a place of business)を有すること、②事業の場所は「一定(fixed)」であること、③この事業を行う一定の場所を「通じて(through)」企業の事業を行うことが必要とされている¹⁷。

¹⁶ 法人税法第 2 条 12 の 19 イ、法令 4 の 4 条①

¹⁷ モデル租税条約第 5 条 1 項、同コメントリー パラ 6

このうち①については、「事業の場所」(a place of business)は、企業が事業を行うためのあらゆる建物、設備等を含み、企業の自由になる一定の広さスペースがあれば、それが「事業の場所」となりうるとされている。また、②の「一定(fixed)」の要件は、事業の場所がある程度の恒久性を有し、単に一時的な性格でないことを求めている。この一時的かどうかの判断について、一方の締約国で6か月に満たない期間維持された事業の場所を通じて事業が行われた場合には、通常、恒久的施設が存在するとはみなさないとされている。

外国公式参加者は、万博開催期間中、①会場内に「事業の場所」であるパビリオンを有し、③そこを「通じて(through)」展示等の非商業的活動および商業的活動を行うことになる。ただし、②万博の開催期間は6か月以内であり、万博終了後は退去することから、事業の場所は一時的な性格のものであり、当該事業の場所は「一定(fixed)」の要件を満たさないとされる可能性もある。3 要件を満たさない場合、公式参加者は日本に支店 PE を有しないとされると考えられる。

なお、非公式参加者についても国内における活動内容等の事実関係が同様であれば、PE 該当性についても公式参加者と同様に取り扱われると考えられる。

④ 措置の必要性

国際博覧会の開催は、我が国に有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なイベントである。一方で、国際博覧会の開催に際しては、参加契約を締結してパビリオンを出展する各参加国等、世界各地からの来日が予想される。非居住者・外国法人が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質と恒久的施設の態様により、我が国で所得税・法人税等を課税されることがあり得るが、その際に、その非居住者・外国法人が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。

我が国は2020年8月1日現在で、139の国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、すべての国・地域を網羅するものではないため、世界中の国・地域からの参加が見込まれる大阪・関西万博においては、参加国それぞれとの租税条約の有無および内容によって不均衡が生じる可能性がある。そのため、外国公式参加者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められると考えられる。

また、陳列区域政府代表事務局には、主権免税の対象となる者も含まれる可能性があるところ、国際博覧会への参加に際して、課税主体と免税主体が分かれることにより、陳列区域政府代表事務局の組織形態の選択に係る中立性を損なう可能性もあると考えられる。

⑤ 運用方法

東京オリンピック競技大会および東京パラリンピック競技大会における税制措置において、免税対象者は、税務当局への申告や届出は不要であるという運用となっている。このため、大阪・関西万博における税制措置においても同様に、納税者による税務当局への申告・届出等は不要とすることが考えられる。

この場合、事後検証の観点からは、税務当局が税制措置による減税実績・効果を把握できなくなるため、各公式参加者等が、自身の免税対象所得の種類・金額等の情報を博覧会協会を通じて経済産業省に報告し、

経済産業省が取りまとめた情報を税務当局に提供するといった方法が考えられる。

⑥ 現行法令との関係性

陳列区域政府代表事務局のうち、外国政府や外国大使館等、国連関連機関は主権免税または国連条約等免税により非課税とされている。上記以外の陳列区域政府代表事務局は、法人税法第 138 条、第 141 条、所得税法第 161 条、第 179 条により国内源泉所得が課税されることになる。このため、免税を措置する場合は、租税特別措置法において、対象者および対象所得を限定した上で、法人税および源泉所得税を免除とする改正を行う必要があると考えられる。条文構造については、措法第 67 条の 16 の 2 (令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例) および同法第 41 条の 23 (令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例) が参考になると考えられる。

(2) 所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)

① 内容

対象者が稼得する(陳列区域政府代表事務局等が支払う)国内において行う勤務等に基因する給与等について、所得税を課さないこととする。

② 対象者

Model SA 第 10 条において所得税を免除すべき陳列区域スタッフとされているのは、以下に列挙する個人である。

陳列区域政府代表および代表代理:

公式参加者である外国政府および国際機関によって政府代表として任命され、日本国政府が政府代表として認める個人。陳列区域政府代表は、自国の陳列区域の組織および運営に全責任を負い、自国の陳列区域の職員が、開催者が定め BIE が承認した規則を遵守することを保証する。

パビリオン・ディレクター:

Model SA、博覧会条約ならびに一般規則および特別規則等において明確な定義はないが、陳列区域政府代表事務局の長である当該公式参加国のパビリオンの館長を指す。

陳列区域政府代表事務局の直接被雇用者:

博覧会への参加のために陳列区域政府代表事務局に雇用されたすべての人員を指す。

BIE メンバーおよび職員:

BIE メンバーおよび職員は Model SA 第 4 条 1 項により免税が求められている。

BIE メンバーとは BIE の代表者ら(BIE 総会の議長および BIE 委員会の副議長らの代表)を指す。

BIE 職員とは、BIE 事務局の職員を指す。

また、Model SA においては、陳列区域スタッフのうち、陳列区域政府代表および代表代理ならびにパビリオン・ディレクターの家族(扶養尊属および 21 歳未満または障がいのある直系卑属、ならびに配偶者)と家事使用人(当該家族の世話に必要で、日常的にこれら家族のために特定の作業を行う人員)も免税対象に含まれるべきであるとされている(Model SA 第 4 条 2 項)(以後、家族と家事使用人を合わせて「家族等」という。)¹⁸。

したがって、Model SA および BIE からの要請を踏まえると、非居住者である陳列区域政府スタッフおよび対象となる家族等(以下「陳列区域スタッフ等」という。)および BIE 職員を本措置の対象者としてすることが考えられる。

陳列区域スタッフ等の類型と現行の課税関係(国内勤務給与等)

免税措置 対象者	陳列区域スタッフ			陳列区域ス タッフの家 族	陳列区域ス タッフの家 事使用人	BIE 職員
	陳列区域政 府代表／代 表代理	パビリオン・ ディレクター	その他陳列 区域政府代 表の直接被 雇用スタッ フ			
外国政府等職 員	所得税法により非課税 ¹⁹			課税	課税	—
外交官	主権免税 ²⁰			主権免税	課税	—
国連・国連 専門機関職員	国連条約等による免税 ²¹			課税	課税	—
上記以外の 被雇用者	課税			課税	課税	課税

参加者の区分と本税制措置の対象者(案)

参加者区分	概要	対象(案)
陳列区域政府代表・代表代理	公式参加者である外国政府および国際機関によって政府代表として任命される個人	○
その家族等	家族および家事使用人	○
パビリオン・ディレクター	陳列区域政府代表事務局の長である当該公式参加国のパビリオンの館長	○
その家族等	同上	○

¹⁸ なお、ミラノ博においては、家族等は免税対象となっていなかった。

¹⁹ 以下の要件を満たす必要がある(所得税法第 9 条 1 項 8 号、同施行令第 24 条、所基通 9-12)。

①その者が日本の国籍を有しない者であり、かつ、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者)でないこと。

②その者のその外国政府又は外国の地方公共団体のために行なう勤務が日本国又はその地方公共団体の行なう業務に準ずる業務で収益を目的としないものに係る勤務であること。

※例えば、外国政府又は外国の地方公共団体が舞踊、サーカス、オペラ等の芸能の提供を行っている場合のその業務に従事したことにより受ける給与は非課税とならない

③外国がその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で①および②に準ずる要件を備えるものが受けるこれらの給与について所得税に相当する税を課さない場合

²⁰ 外交関係に関するウィーン条約第 34、37 条、所得税法基本通達 9-11

²¹ 国際連合の特権及び免除に関する条約 5X VIII(b)、専門機関の特権及び免除に関する条約 6X VIII(b)等

陳列区域政府代表事務局の 直接被雇用者	博覧会への参加のために陳列区域政府代表事務局に 雇用されたすべての人員	○
その家族等	同上	×
同事務局の業務委託者(個人)	同事務局の直接雇用ではなく、業務委託先として活動 する者	×
BIE メンバーおよび職員	BIE の代表者らおよび BIE 事務局の職員	○

③ 対象所得

国内税法上、非居住者は国内源泉所得に対して所得税が課される。課税対象となる所得の種類と課税方式をまとめると以下のとおりとなる。

非居住者に対する課税関係の概要

所得の種類 (所法 161①)	非居住者の区分 (所法 164①)	恒久的施設を有する者		恒久的施設 を有しない 者 (所法 164① 二、②二)	源泉 徴収 (所法 212① 213①)
		恒久的施設 帰属所得 (所法 164①一 イ)	その他の 国内源泉所得 (所法 161①ロ、 ②一)		
(事業所得)		【総合課税】 (所法 161① 一)	【課税対象外】		無
① 資産の運用・保有により生ずる所得 (所法 161①二) ※下記⑦～⑮に該当するものを除く			【総合課税(一部)】		
② 資産の譲渡により生ずる所得 (〃 三)					
③ 組合契約事業利益の配分 (〃 四)		【源泉徴収の 上、総合課税】 (所法 161① 一)	【課税対象外】		20.42%
④ 土地等の譲渡対価 (〃 五)					10.21%
⑤ 人的役務の提供事業の対価 (〃 六)			【源泉徴収の上、総合課税】		20.42%
⑥ 不動産の賃借料等 (〃 七)					20.42%
⑦ 利子等 (〃 八)			【源泉分離課税】		15.315%
⑧ 配当等 (〃 九)					20.42%
⑨ 貸付金利子 (〃 十)					20.42%
⑩ 使用料等 (〃 十一)					20.42%
⑪ 給与その他の人的役務の提供に対する報酬、 公的年金等、退職手当等 (〃 十二)					20.42%
⑫ 事業の広告宣伝のための賞金 (〃 十三)					20.42%
⑬ 生命保険契約に基づく年金等 (〃 十四)					20.42%
⑭ 定期積金の給付補填金等 (〃 十五)					15.315%

⑮ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (〃 十六)			20.42%
⑯ その他の国内源泉所得 (〃 一七)	【総合課税】 (所法 161① 一)	【総合課税】	無

上記のとおり、非居住者である陳列区域スタッフ等は、国内において行う勤務に基因する給与等²²である国内源泉所得について、所得税を課されることとなる。

この点、Model SA 第 10 条は、①陳列区域政府代表事務局またはその代理が支払う給与等および②日本国外で得た所得に係る所得税の免除を求めている。

したがって、Model SA および BIE の要請を踏まえれば、陳列区域スタッフ等が(陳列区域政府代表事務局等が支払う)日本国内において行う勤務等に基因する給与等を本措置の免税対象所得とすることが考えられる。

なお、②その他の国外で得た所得については、現時点ではあまり想定されないところではあるが、海外博および過去博において公式参加者等に生じていた具体的な所得種類を調査し、措置対象とすべきものがないか検討する必要があると考えられる。

④ 措置の必要性

法人税と同様、万博開催の重要性、国際的二重課税の排除と参加国間での公平性の観点から開催国である我が国において特別な対応が求められると考える。

⑤ 運用方法

東京オリンピック競技大会および東京パラリンピック競技大会における税制措置において、免税対象者は、税務当局への申告や届出は不要であるという運用となっている。このため、大阪・関西万博における税制措置においても同様に、納税者による税務当局への申告・届出等は不要とすることが考えられる。

この場合、事後検証の観点からは、税務当局が税制措置による減税実績・効果を把握できなくなるため、各公式参加者等が、自国の陳列区域スタッフの人数、免税対象所得の種類・金額等の情報を博覧会協会を通じて経済産業省に報告し、経済産業省が取りまとめた情報を税務当局に提供するといった方法が考えられる。

⑥ 現行法令との関係性

陳列区域スタッフ等のうち、外国政府等職員は所得税法 9 条 1 項 8 号、同施行令第 24 条に規定する要件を満たす場合に所得税法により非課税とされている。また、外交官(家族を含む)や国連・専門機関職員は主権免税または国連条約等免税により非課税とされている。上記以外のスタッフは、所得税法第 16 条、第 169 条、第 172 条等により、国内源泉所得に対して課税される。

²² 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。）に基因するもの（所得税法第 161 条 12 号イ）

このため、免税を措置する場合は、租税特別措置法において、対象者および対象所得を限定した上で、所得税を免除とする改正を行う必要があると考えられる。条文構造については、同法第 41 条の 23(令和三年に開催される東京オリンピック競技大会または東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)が参考になると考えられる。

(3) 登録免許税

① 内容

陳列区域政府代表事務局が日本国内において、博覧会に関連して行う登記等については、登録免許税を課さないこととする。

② 対象者

Model SA 第 9 条 3 項では、陳列区域政府代表事務局が開催国の登録免許税の免税対象者とされている。また、ミラノ博の SA 第 10 条 3 項でも、陳列区域政府代表事務局が免税対象者となっている²³。したがって、本博覧会においても、陳列区域政府代表事務局を対象者としてすることが考えられる。

③ 対象取引

Model SA 第 9 条 3 項では、陳列区域政府代表事務局が組織として非商業的な活動を遂行するために必要とする物品およびサービスの購入に関する取引が免税対象取引とされている。また、ミラノ博 SA 第 10 条 3 項でも、陳列区域政府代表事務局が組織としての非商業的活動を追求するために必要とする物品およびサービスの購入に関連した登録税が免除されている。

したがって、外国公式参加者等が行う、博覧会に関連する外国法人の商業登記や土地の賃借権の登記等を免税対象取引等としてすることが考えられる。

登録免許税は、登記等に対して課される税であることから、本博覧会において、陳列区域政府代表事務局等が必要とされる登記等について具体的に調査した上で、免税対象取引を検討する必要があると考えられる。

④ 措置の必要性

国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なイベントである。このため、公式参加者の博覧会参加に係る負担を軽減し、各国に参加を促していくことで、大阪・関西万博を成功裡に開催することが必要と考えられる。さらに、Model SA では、開催国において、公式参加者に係る登録税等の免税を措置することとされており、実際に、直近の海外国際博覧会においても免税措置がなされている。このため、今回、日本が開催国となる場合にのみ登録税が課されることとなれば、将来にわたって、万博招致に係る国際競争力を低下させることとなりかねないことから措置が必要であると考えられる。

²³ なお、ミラノ博においては、非公式参加者も博覧会に使用する建物に関連した取引に係る登録税が免除されている(ミラノ博 SA 第 16 条 3 項)。

⑤ 運用方法

登録免許税は、原則として登記等に際して課されるものであることから、納税者は、免税対象となる登記等の申請に際して、免税となる旨を申請書に記載することで適用を受けることになると考えられる。

事後検証の観点からは、法務局(法務省)を経由して、取引ごとの免税対象者、免税額等を把握することも可能と考えられるが、他の税目と同様、各公式参加者等が免税対象取引、免税額等の情報を博覧会協会を経由して経済産業省に報告し、取りまとめの上、税務当局に提出する方法も考えられる。

⑥ 現行法令との関係性

登録免許税は、登録免許税法別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)を受ける者に課される(登録免許税法第 2 条および第 3 条)。したがって、公式参加者等が行う登記等が法別表第一に掲げるものである場合、登録免許税が課されることが考えられる。なお、外国政府が当該外国の大使館等の敷地または建物に関して受ける登記のうち、一定の要件を満たすものは登録免許税を課しないとされている(法第 6 条)が、本博覧会の場合、基本的に、本非課税措置の適用はないと考えられる。

このため、免税を措置する場合は、租税特別措置法において、対象者および対象登記を限定した上で、登録免許税を免除とする改正を行う必要があると考えられる。条文構造については、租税特別措置法第 5 章の登録免許税に係る各種非課税措置の規定が参考になると考えられる。

(4) 印紙税

① 内容

外国公式参加者等(公式参加者および陳列区域政府代表事務局)が、博覧会に関連して作成する契約書等については、印紙税を課さないこととする。

② 対象者

Model SA 第 9 条 3 項では、陳列区域政府代表事務局が開催国の印紙税の免税対象者とされている。また、ミラノ博の SA 第 10 条 3 項においても、陳列区域政府代表事務局が免税対象となっている²⁴。

したがって、本博覧会においても、課税文書の作成者である陳列区域政府代表事務局を免税対象者としてとることが考えられる。

③ 対象取引

登録免許税と同様に、Model SA 第 9 条 3 項では、陳列区域政府代表事務局が組織として非商業的な活動を遂行するために必要とする物品およびサービスの購入に関する証書が、また、ミラノ博 SA 第 10 条 3 項でも、陳列区域政府代表事務局が組織としての非商業的活動を追求するために必要とする物品およびサービスの購入に関連した証書が印紙税の免税対象取引されている。

したがって、本博覧会においても、外国公式参加者等が、博覧会に関連して作成する契約書等(例えば、土

²⁴ なお、ミラノ博においては、非公式参加者も博覧会に使用する建物に関連した印紙税が免除されている(ミラノ博 SA 第 16 条 3 項)。

地の賃貸借契約書、展示物品等の運送、運営・展示業務の委託、パビリオン建設に係る請負契約書等)を対象取引とすることが考えられる。

印紙税は、特定の課税文書である契約書等を作成する場合に課される税であることから、本博覧会において、外国公式参加者等が締結する契約等について具体的に調査した上で、免税対象取引を検討する必要があると考えられる。

④ 措置の必要性

登録免許税において記載したものと同様である。

⑤ 運用方法

印紙税は、基本的に作成した課税文書に貼り付ける方式で課されるものであることから、免税に際して行政等からの事前確認書の入手が不要な場合は、納税者は、当事者間で判断の上、作成する課税文書に貼り付ける印紙税額を決定することになると考えられる。

したがって、事後検証の観点からは、他の税目と同様、各公式参加者等が免税対象取引、免税額等の情報を博覧会協会を経由して経済産業省に報告し、取りまとめの上、税務当局に提出する方法が考えられる。

なお、印紙税の規定上、文書が国外で作成される場合の当該文書は、課税対象とならない。したがって、例えば、公式参加者等が国外において、事業者と契約書を作成する場合は、当該契約書は課税文書とならず、印紙税は課されない。また、契約書のように当事者の意思の合致を証明する目的で作成する課税文書は、その意思の合致を証明する時、すなわち、片方の当事者が課税事項を記載し、これに署名押印した段階ではなく、もう一方の契約当事者が署名等するときに作成されたことになる。この場合、作成場所が日本国外であれば本契約書には印紙税法の適用はないことになる²⁵。

⑥ 現行法令との関係性

印紙税法第 3 条では課税文書(印紙税法別表第一に掲げる文書のうち、非課税文書以外のもの)の作成者は、その作成した課税文書について、印紙税を納める義務があるとされている。したがって、陳列区域政府代表事務局が国内で作成する文書が課税文書となる場合、印紙税が課されることが考えられる。

このため、免税を措置する場合は、租税特別措置法において、対象者および対象登記を限定した上で、登録免許税を免除とする改正を行う必要があると考えられる。条文構造については、租税特別措置法第 6 章 4 節の印紙税に係る各種軽減措置の規定が参考になると考えられる。

(5) 揮発油税

① 内容

外国公式参加者等(陳列区域政府代表事務局)の所有する登録自動車の燃料に供するために購入する一定量の揮発油に係る揮発油税を免除する。

²⁵ 国税庁質疑応答事例「外国で作成される契約書」<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/06/o2.htm>

② 対象者

Model SA 第 9 条 11 項では、陳列区域政府代表事務局が開催国の揮発油税の免税対象者とされている。また、ミラノ博の SA 第 10 条 9 項でも、陳列区域政府代表事務局が免税対象者となっている。したがって、本博覧会においても、外国公式参加者等を対象者とすることが考えられる。

なお、外国公式参加者等のうち、すでに免税措置の適用を受ける、外国政府等の外国公館等を除くことも考えられる²⁶。

なお、後述のとおり、過去博(大阪花博およびつくば博)においては、外国公館等用免税(当時は通達免税²⁷)を部分的に読み替える形式で、BIE 職員、参加国政府代表、参加国際機関代表および代表代理、ならびに参加国代表の事務所(「参加国代表等」)に免税を認めており、陳列区域政府代表事務局にのみ免税を求める Model SA より免税対象者の範囲が広がっていた。また、過去博の免税措置は、免税対象車両が、輸入関税が免除された車両に限定されていない点も、Model SA より対象範囲が広がったといえる。本博覧会においては、基本的に Model SA で求められる範囲を対象とすることが考えられる。

③ 対象取引

Model SA 第 9 条 11 項では、公用車として開催国における輸入関税等を免除される車両に要する燃料の一定額を免税対象とすべきとされている。また、ミラノ博 SA 第 10 条 9 項でも、公式利用のための最大 2 台の輸入関税等を免除された車両に要する燃料および潤滑油について半年ごとに最大 1200L までを免税対象としていた²⁸。

したがって、Model SA および海外博の措置を踏まえると、外国公式参加者等が所有する我が国の輸入関税を免除される一定の自動車の燃料に供するために購入する一定量の揮発油を免税対象とすることが考えられる。

免税対象とする一定量について、過去博である大阪花博とつくば博ではいずれも 1 台につき 600L/月が免税数量とされていたが、本博覧会においては、過去博も参考とする一方、現在の燃費や交通状況、公式参加者等の移動距離に応じて適当な数量を見積もる必要があると考えられる。

④ 措置の必要性

原則として、登録免許税と同様の理由となるが、加えて、陳列区域政府代表事務局の中には外国政府として、現行の外国公館等免税の対象となる者が含まれることから、陳列区域政府代表事務局に対する免税を措置しない場合、免税となる者と課税となる者が生じることになり、各国の参加スキームに非中立的な影響を及ぼす可能性があることから措置が必要と考えられる。

⑤ 運用方法

現行揮発油税法における外交官免税(指定給油所から購入する場合の免税)は、過去博(大阪花博および

²⁶ 租税特別措置法第 90 条の 3 において、外国公館等は一定の要件のもと現行制度上免税とされている。

²⁷ 旧揮発油税基本通達第 87 条 (別添資料集 5 に掲載)

²⁸ 過去博における措置内容について、「2.1.2.1 過去の国内博における税制措置」(2)、(3)を参照のこと

つくば博)で利用されていたスキームとほぼ同様²⁹であるため、本博覧会における措置も同様のスキームを利用することが考えられる。

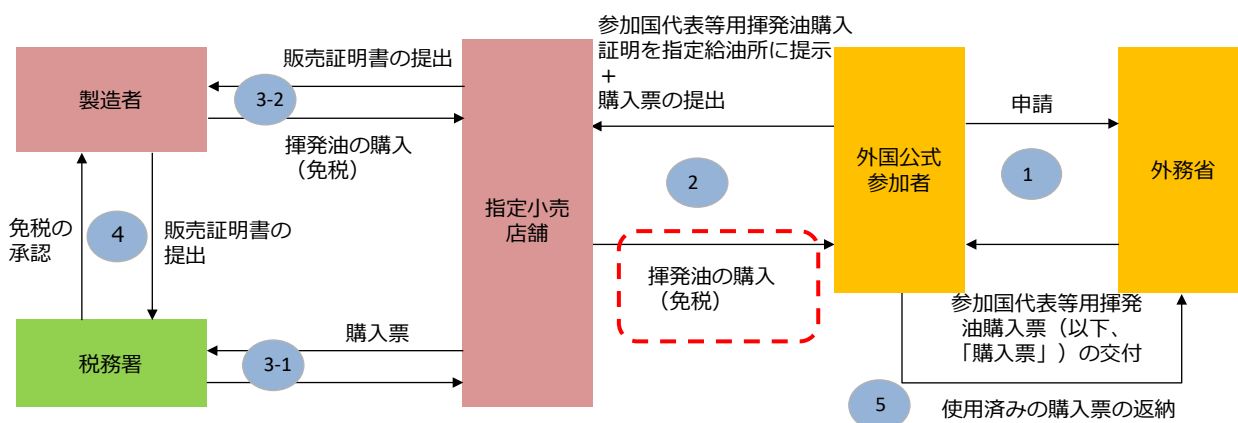
当該スキームの場合、具体的には、下図のとおり、以下の手順で外国公式参加者は免税揮発油を購入することができる³⁰。

- (i) 陳列区域政府代表事務局等から外務省に申請して参加国代表用揮発油購入票(以下「購入票」という。)の交付を受ける。
- (ii) 陳列区域政府代表事務局等が揮発油を購入する際には、購入票に添付されている揮発油購入証明を指定給油所に提示し、購入票に3枚複写で購入する揮発油の数量等を記載し、かつ、署名した上、指定給油所に提出する。
指定給油所は、購入票の提出があつたときは、購入数量、登録車番号および署名を確かめ、購入票に制限数量の残数量および給油所名を記載し、その2枚(指定給油所保存用および税務署提出用)と引換えに税抜価格で揮発油を販売する。
- (iii) 指定給油所は、税抜価格で販売した揮発油について毎月分を取りまとめ、翌月の10日までに前号の購入票を所轄税務署長に提出してその販売証明書の交付を受け(3-1)、更にこれを製造者に提出して税抜価格で揮発油を購入する(3-2)。
- (iv) 製造者は、前号の販売証明書を提出して所轄税務署長の免税の承認を受ける。
- (v) 使用済みの購入票は、大使館等から外務省に返納する。

この場合、外国公式参加者等が事前に外務省に申請を行うことで免税揮発油の購入票を受領することから、各外国公式参加者等の申請書類が外務省に提出される。また、外国公式参加者等が免税揮発油の購入を行う指定小売店舗では、製造者から購入を行う場合に事前に税務署に対し購入票を提出することから、当局において免税額の把握が可能となる。

なお、経済産業省においても事後評価のために免税情報の入手が必要である場合、税務当局に事前に情報共有を依頼するか、別途公式参加者等から博覧会協会経由で経済産業省に報告を求めることが考えられる。

過去博および現行の外国公館等免税を利用したスキーム(案)



²⁹ 後述のとおり、大阪花博およびつくば博では、通達により、外国公館等免税の適用対象に万博参加者を追加していたため、免税措置のスキームは当時の外国公館等免税とほぼ同様であった。

³⁰ 措法第90条の3第1項3号、揮発油税基本通達第92条

⑥ 現行法令との関係性

揮発油税法第 3 条において、揮発油の製造者は製造場から移出した揮発油について揮発油税を納める義務があると規定していることから、外国政府等の外国公館等を除く陳列区域政府代表事務局等が揮発油を購入する場合は、原則としてすでに税額を納めている揮発油を購入することとなる。

このため、免税を措置する場合は、租税特別措置法において、対象者および対象取引を限定した上で、揮発油税を免除とする改正を行う必要があると考えられる。条文構造については、現行の外国公館等用免税規定をベースに、対象者および対象取引を時限的に拡大することが考えられる。

なお、現行の外国公館等免税は、後述のとおり、相互主義(相手国政府が同様の状況にある日本国の外国公館等について免税措置をとる場合に限り、日本国の免税措置を適用可能とする)を取り入れているが、過去博における措置では万博の公式参加者に対する免税に相互主義を適用していなかったことから、本博覧会においても同様に、相互主義を適用しないよう、除外規定を設けることが考えられる。

外国公館等用免税(措法第 90 条の 3)の概要

措置対象者

大使館等、大使等および指定給油所。

大使館等とは以下の者をいう。

- (i) 大使館および公使館
- (ii) 領事館
- (iii) 外国政府の代表部およびその出張所
- (iv) 大使館、公使館または領事館に準ずるものとして日本国政府が認める外国政府等の機関

また、大使等とは以下の者をいう。

- (i) 大使、公使、本任代理大(公)使、臨時代理大(公)使及び外交官である大(公)使館員
- (ii) 総領事、領事、副領事及び領事官補
- (iii) 外国政府代表部員で、外務省から外国代表部員身分証明票「一」又は「二」を発給されている者
- (iv) 大使館、公使館又は領事館に準ずるものとして日本国政府が認める外国政府等の機関の職員

措置対象自動車、免税数量の制限

あらかじめ大使館等の公用車又は大使等の自用車として外務省に登録し、「外」、「領」又は「代」の登録番号票の交付を受けている自動車が対象となる。免税数量は、1 台につき 1 月 200～600L の割合で計算した数量が上限とされている。

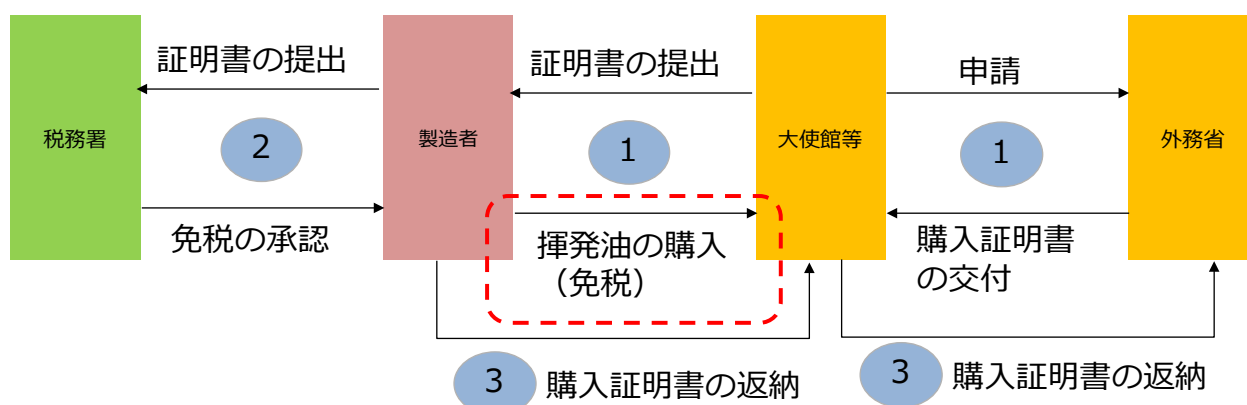
相互主義

本規定は、外国にある本邦の大使館等または外国に派遣された本邦の大使等の公用品又は自用品である自動車の燃料用に供する揮発油について、揮発油税に類似する租税の免除を行わない国の大使館等または大使等については適用しないとされており、相互主義が取られている。

免税に係る手続イメージ

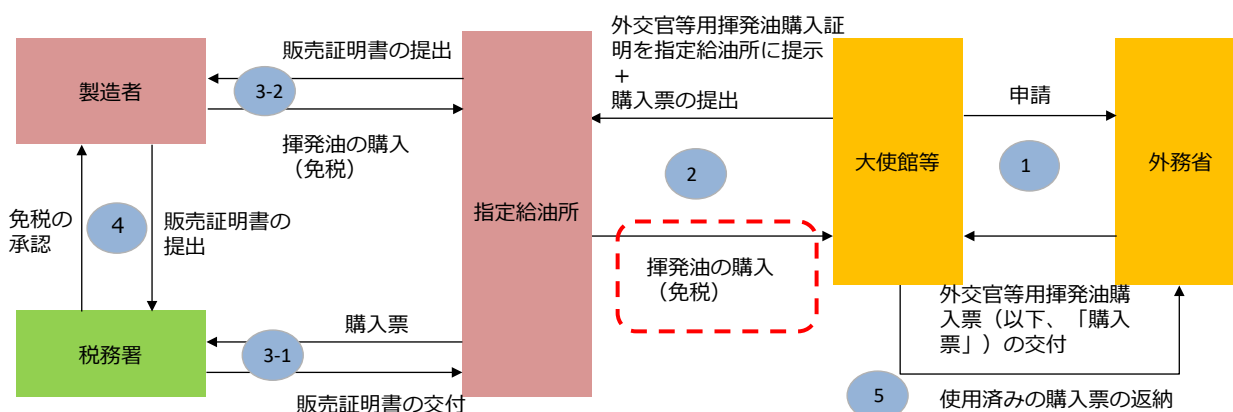
製造場等から直接購入する場合(揮発油税法基本通達第 91 条)

- ①大使館等から外務省に申請して購入証明書の交付を受け、大使館等及び大使等が揮発油を購入する都度製造者にその証明書を提出する。
- ②製造者は、購入証明書を所轄税務署長に提出してその免税の承認を受ける。
- ③製造者は、前号の承認を受けた後、購入証明書を大使館等に返納し、使用済みとなったその証明書は、大使館等から外務省に返納する。



指定給油所から購入する場合(揮発油税法基本通達第 92 条)

- ①大使館等から外務省に申請して外交官等用揮発油購入票の交付を受け、外交官等用揮発油購入証明を指定給油所に提示し、購入票に一定の事項を記載し、指定給油所に提出する。
- ②指定給油所は、購入票の提出があつたときは、購入票に一定の事項を記載し、複写と引換えに税抜価格で揮発油を販売する。
- ③指定給油所は、税抜価格で販売した揮発油について毎月分を取りまとめ、翌月の 10 日までに受領した購入票を所轄税務署長に提出し、販売証明書の交付を受け、更にこれを製造者に提出して税抜価格で揮発油を購入する。
- ④製造者は、受領した販売証明書を提出して所轄税務署長の免税の承認を受ける。
- ⑤使用済みの購入票は、大使館等から外務省に返納する。



(6) 国際観光旅客税

① 内容

参加国の代表等が大阪・関西万博の参加後、日本を出国する際に納める国際観光旅客税の免除することとする。なお、BIE の Model Agreement においては、国際観光旅客税の免除措置を求めているため、措置は不要とも考えられる。

② 対象者

陳列区域政府代表等

③ 対象取引

陳列区域政府代表等が日本を出国する際に航空会社を通じて課税・納付する国際観光旅客税

④ 措置の必要性

登録免許税と同様である。

⑤ 運用方法

原則は国際旅客運送事業を営む者が特別徴収をすることで国へ納付され、国内事業者において行う特別徴収の際には、一定の事項を記載した計算書を納税地の所轄税務署長に提出するため、大阪・関西万博に関連して国際観光旅客税を免除した者を当該計算書をもとに把握することは可能であると考えられる。一方で、国際旅客運送事業者を利用せずプライベートジェット等による出国の場合の場合には、旅客が直接納付する必要があることから、免税対象者となった者を把握するため、各公式参加者が博覧会協会を経由してリストを経済産業省に提出し、経済産業省が取りまとめの上、税務当局に提出することが考えられる。

⑥ 現行法令との関係性

国際観光旅客税は、国際観光旅客等が国際船舶等により本邦から出向する際に課される（国際観光旅客税法第 4 条および第 5 条）。国際船舶等とは、本邦と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機をいい、公用機および公用船舶は除外されている（同法 2 条 1 項 2 号）。公用機とは、各国の政府又は地方公共団体が非商業的目的のみに使用する航空機であつて、当該各国の政府又は地方公共団体が所有し、または借り受けるものをいう（同法施行令第 2 条、同法取扱通達第 2 条 7 項 8 項）。

また、外交官等に関して、本邦に派遣された外国の大使等（大使、公使、領事その他これらに準ずる者）の本邦からの出国で、出国に係る運送契約が大使等の本邦からの出国が外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものであることを証する書類を提示等し、かつ、当該運送契約により本邦から出国する大使等の氏名等を記載した書類を提出して締結されたものである場合は、国際観光旅客税が免除される（措法第 90 条の 16 第 1 項）。国賓等の出国についても同様の免税規定が設けられている（同条第 2 項）。

したがって、現行税法上、陳列区域政府代表等のうち、免税要件を満たす外交官等または国賓等、および公用機により出国をする者以外の者が、日本から出国をする場合には、国際観光旅客税が課されることが考えられる。

免税措置を創設する場合、租税特別措置法における外交官等の免税規定(措法第 90 条の 16)の対象を陳列区域政府代表等に拡大することが考えられる。

2.1.2. 過去の国内博と同等の特別措置

2.1.2.1. 過去の国内博における税制措置

本項では、大阪・関西万博において、過去の国内博開催の際に実施されているものと同等の特例措置の設計をする目的で、以下の過去の国内博における特別措置の詳細整理を行う。

(1) 2005 年日本国際博覧会(愛知博)

愛知博は、2005 年 3 月 25 日から同年 9 月 25 日までの 185 日間、愛知県の長久手会場および瀬戸会場の 2 会場で開催された博覧会である。国際博覧会条約に基づく登録博覧会であり、財団法人 2005 年日本国際博覧会協会(以下、「協会」という。)が主催した。

以下、税目ごとに実施された税制措置を整理する。

① 法人税・所得税共通

出展準備金制度

1. 背景および考え方

過去に開催され、国際博覧会出展準備金制度が措置された博覧会(日本万国博覧会、沖縄国際海洋博覧会、つくば博、大阪花博)と同様、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会であることを踏まえ、これを成功させるためには多数の民間企業等による出展参加が不可欠であるところ、一時的・多額に発生する出展参加に伴い要する費用等の平準化を図ることによりその出展参加を促進する観点から、従来と同様、国際博覧会出展準備金制度を措置することにより、税制においても側面から支援することとされたものである。

2. 措置の利用実績

愛知博における出展準備金制度の利用による減税額は、約 72 億円³¹であると想定される。

3. 措置の運用方法

国際博覧会条約の適用を受けて開催される愛知博を主催する団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告法人が、2002 年 7 月 1 日から 2005 年 3 月 24 日までの期間内の日を含む各事業年度において、その出展費用等の支出または補填に充てるため、一定の積立限度額以下の金額を日本国際博

³¹ 経済産業省において 2007 年 2 月に開示している「平成 18 年度 事後評価書」に記載の展示館出展にかかる敷地面積に対して 1 m²あたり 54 万円を乗じた金額に各年度の実効税率を乗じて算定している。

覧会出展準備金として積み立てたときは、その積立額を損金算入することができる制度が創設された(旧措法第 57 条の 2)。

適用対象法人は博覧会協会または出展参加団体(博覧会協会との間に出展参加契約を締結した公益社団法人等)との間に出席参加契約を締結した青色申告書を提出する法人または個人である。

出展費用等とは、参加出展契約に基づき取得し、制作し、建設または造成する建物およびその附属設備、展示物または庭園その他の構築物について生ずる費用または損失、ならびに建物または構築物の敷地の賃借をするための費用である。また、出展参加団体を通じて出展参加する場合において、出展参加団体に対する支出のうち、これらの費用または損失に該当するものも含まれる。なお、出展に関し支出した広告宣伝費、旅費、会議費、会場内での諸行事の運営費、展示館および展示物の維持管理費等は対象とならない。

各事業年度における積立限度額は、契約敷地面積に応じ、一平方メートルあたり 54 万円により計算された金額に適用事業年度の月数を乗じてこれを 33 で除して計算した金額とされた。

積み立てた出展準備金は、次の場合に取り崩して益金の額に算入することとされている。

- ① 本準備金の対象費用等が発生した場合
- ② 博覧会への出展をしないこととなった場合等一定の場合³²に該当し、準備金を積み立てておく必要がなくなった場合
- ③ 青色申告書の提出の承認を取り消された場合

なお、所得税についても青色申告書を提出する個人を対象に同様の取扱いが規定されていた。

寄附金

1. 背景および考え方

原則として、法人の支出した寄附金には事業に関連するものと、そうでないものとが含まれている。これを一定の画一的基準によって限度額を定めて、その限度額の範囲内であれば損金性を認め、限度額を超える場合には、その超える部分の損金性を否認するのが寄附金の損金不算入の規定の趣旨であるが、政策的見地から国や都道府県に対する寄附金及び指定寄附金については全額損金算入することが認められており、協会に対しての寄附金については、指定寄附金とされた。

2. 措置の利用実績

博覧会協会の 2000 年度から 2005 年度の収支報告書の寄付金収入の全てについて当該規定の適用を受けたと想定すると 102 億円³³の減税効果があったと推定される。

3. 措置の運用方法

協会に対する寄附金については、指定寄付金とされ、法人が寄付を行った場合にはその全額が損金に算入されることとなった。また個人についても寄付金控除の対象となった。

³² 博覧会への出展をしないこととなった場合、合併・分割型分割(適格合併・適格分割型分割を除く)によりその出展をしないこととなった場合、2006 年 3 月 24 日を含む事業年度終了の日において本準備金を積み立てている場合、解散した場合(合併により解散した場合を除く。)およびこれら以外の場合において本準備金を取り崩した場合

³³ 博覧会協会の 2000 年度から 2005 年度までにかかる収支報告書記載の寄付金収入の決算額に対して、各年の実効税率を乗じて算定している。

② 法人税

出展関連費用の税務上の取扱い(国税庁への文書照会)

愛知博に係る費用の税務上の取扱いについて協会が、以下の内容で国税庁に対し事前照会を行い、了承を得ている。

1. 施設提供・貸与参加費用

- (1) 施設提供・貸与参加者が、協会が建設、製作または調達する運営施設およびサービス施設(当該施設内外のベンチ等の備品を含む。(2)および(3)において「施設」という。)を指定して協会に資金を提供する場合については、次のいずれかによる。
 1. その支出額を愛知博の開会日(2005年3月25日)または愛知博の閉会日(2005年9月25日)の属する事業年度または年の損金の額または必要経費に算入する。
 2. その支出額を愛知博の開催期間(185日間)を基礎として期間配分する。
- (2) 施設提供・貸与参加者が、協会に施設を提供するために支出する費用(その施設の搬入および据付けに要する費用を含む。)については、(1)に準ずる。ただし、開会日以降に施設を提供するものについては、次のいずれかによる。
 1. その支出額をその施設を提供した日または閉会日の属する事業年度または年の損金の額または必要経費に算入する。
 2. その支出額をその施設を提供した日から閉会日までの期間を基礎として期間配分する。
- (3) 施設提供・貸与参加者が、自己の施設を無償で協会に貸与する場合のその施設については、貸与期間中も(新規に建設、製作、または調達してそのまま協会に貸与する場合は、開会日以降)事業の用に供する資産として、一般の例による。なお、その施設の搬入および据付けに要する費用(新規に建設、製作または調達してそのまま協会に貸与する場合を除く。)並びに施設の撤去費用については、その搬入および据付け並びに撤去の日の属する事業年度または年の損金の額または必要経費に算入する。

2. 出展参加費用

- (1) 運営費および事務局経費については、支出の都度、損金の額または必要経費に算入する。
- (2) 建設費および展示費(廃材等の処分見込価額を除く。)については、1の(1)に準ずる。ただし、博覧会終了後、出展参加者が引き続き事業の用に供することが明らかな資産については、一般の例による。
- (3) 撤去費用については、撤去の日の属する事業年度または年の損金の額または必要経費に算入する。

3. 催事参加費用

催事参加者の支出する費用については、2に準ずる。

4. 営業参加費用

営業参加者が支出する店舗建設費および内装費については、2に準ずる。

5. 広報参加費用

- (1) 広報参加者が、協会の発行物に、自己の広告を掲載するため、その発行物の発行に要する費用に対し資金の提供をした場合のその支出額については、その発行物が発行された日から閉会日までの期間を基礎として期間配分する。
- (2) 広報参加者が協会に支出するマーク等使用料については、繰延資産とする。ただし、償却期間は、その使用契約に定める使用期間とする。

6. 運営支援参加費用

運営支援参加者が、運営施設およびサービス施設の愛知博開催期間における運営のために支出する費用については、2の(1)に準ずる。

7. 企画事業参加費用

- (1) 企画事業参加者が、協会企画事業ゾーンの施設(運営施設およびサービス施設を除く。(2)および(3)において「施設」という。)を指定して協会に資金を提供する場合については、1の(1)と同様とする。
- (2) 企画事業参加者が、協会に施設を提供するために支出する費用(その施設の搬入および据付けに要する費用を含む。)については、1の(2)と同様とする。
- (3) 企画事業参加者が、自己の施設を無償で協会に貸与する場合については、1の(3)と同様とする。
- (4) 企画事業参加者が支出する展示協賛費用については、2に準ずる。
- (5) 企画事業参加者が、協会企画事業ゾーンにおける催事の主催、共催または協賛により負担することとなる費用については、3と同様とする。

8. 入場券の購入費用等については、次による。

- (1) 法人が販売促進等の目的で当該入場券のみを取引先等に交付する場合の当該入場券の購入費用は、交際費等に該当せず、販売促進費等として処理する。
- (2) 企業等が従業員の慰安会、レクリエーション等として愛知博を見学させる場合の当該入場券の購入費用およびその見学のために通常要する交通費、宿泊費等については、福利厚生費に該当する。なお、従業員の家族を含めて実施した場合も同様とする。

③ 消費税

公式参加者の課税仕入れについて還付手続に関するガイダンスを公表している。

1. 背景および考え方

公式参加者に係る消費税の課税関係については、基本的に、消費税法の原則的な取扱いに基づいている。多くの公式参加者において、国内で支出した費用にかかる消費税額等が売上に係る消費税額を超えることから、経済産業省および博覧会協会が、公式参加者に係る消費税の還付手続に関する要領・ガイドラインを配布し、還付手続きの支援を行った。

2. 措置の利用実績

公式記録より、博覧会協会に消費税還付に係る支援を申し込み、博覧会協会が支援を行った各国公式参加者は以下のとおりである。

DVD 記録 No.14

消費税還付申請手続き支援国

以下は、消費税の還付申請手続きについて支援した公式参加者。(英語表記 ABC 順)

<u>パビリオン名</u>	<u>申請機関名</u>
オーストラリア	Department of Foreign Affairs and Trade
オーストリア	The Austrian Federal Economic Chamber
ベルギー	Belgian Commissioner General Office
ブータン	National Environment Commission, Expo 2005 Project Office
ボスニア・ヘルツェゴビナ	Ministry of Foreign Trade and Economy
ブルガリア	International Fair Plovdiv
カナダ	Department of Canadian Heritage
中 国	China Council for the Promotion of International Trade
クロアチア	Ministry of Foreign Affairs
キューバ	Chamber of Commerce of Republic of Cuba
チェコ	Ministry of Foreign Affairs
エクアドル	Ministry of Foreign Affairs
エジプト	GOIEF / Commercial Bureau of
フィジー	Ministry of Commerce, Business Development & Investment
フランス	UBI France
ドイツ	Koelnmesse International GmbH
ギリシャ	Hellenic Foreign Trade Board – HEPO S.A.
インド	India Trade Promotion Organization
インドネシア	Coordinating Ministry for Economic Affairs
アイルランド	Department of the Taoiseach
イタリア	Commissario Generale per l'Expo 2005 Aichi
ヨルダン	The Jordan National Committee for the Aichi World Exposition
カザフスタン	Committee on Regulation of Trade and Tourism Activities of the Ministry of Industry & Trade
韓 国	KOTRA

<u>パビリオン名</u>	<u>申請機関名</u>
キルギス	Chamber of Commerce & Industry of Kyrgyz Republic
ラオス	Ministry of Commerce, Lao Trade Promotion Center
リビア	Gaddafi International Foundation for Charity Association
リトアニア	Ministry of Environment
メキシコ	Nacional Financiera, S.N.C. Fiduciaria del Fideicomiso Expo Aichi 2005
モンゴル	Mongolian National Chamber of Commerce and Industry
モロッコ	Haut Commissariat aux Eaux et Forets et a la Lutte contre la Desertification
ニュージーランド	New Zealand Trade & Enterprise
北欧共同参加国	Nordic Council of Ministers
パキスタン	Capital Development Authority
フィリピン	Philippine Inter-Agency Preparatory Committee World Expo 2005 Aichi
ポーランド	Polish Chamber of Commerce, Bureau Expo
ポルトガル	Ministry of Foreign Affairs
ルーマニア	Ministry of Foreign Affairs
ロシア	ZAO Expocentr
サウジアラビア	Ministry of Commerce & Industry
セネガル	Ministere de l'Environnement
シンガポール	Singapore Tourism Board
南アフリカ	Embassy of the Republic of South Africa
スペイン	S.E. Exposiciones Internacionales, S.A.
スイス	Swiss Department of Foreign Affairs
タイ	Department of Environmental Quality
チュニジア	Centre de Promotion des Exportations
トルコ	Ministry of Foreign Affairs
ウクライナ	Expocenter of Ukraine
英 国	Ten Alps Events Ltd.
国際連合	UNESCO
米 国	Aichi USA 2005 World Exposition, Inc.
ウズベキスタン	Agency for Foreign Economic Relations, Uzexpocentre, Republic of Uzbekistan

<u>パビリオン名</u>	<u>申請機関名</u>
ベネズエラ	Fundambiente Centro
ベトナム	Vietnam Exhibition Fair Centre (VEFAC)
ジンバブエ	Zimtrade

3. 措置の運用方法

公式参加者に対し消費税の還付手続き要領を配布し、還付の手続きを行うよう説明している。

還付の手続きについては以下のとおりである。

事前手続き	● 「消費税課税事業者選択届出書」の提出 ● 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出(1 ヶ月または 3 ヶ月ごとに還付を受けようとする場合)
還付申告の手続き	● 申告手続きをとることにより還付を受けることができる
還付手続き支援	● 公式参加者は還付支援について協会へ申込することにより、還付支援を受けることができる ● 協会と税理士のあいだで「公式参加者の還付手続きの税務業務」に関する契約を締結する

④ 個人住民税

参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費および賞与(これらの性質を有する給与を含む。)に係る所得については、個人の道府県民税および市町村民税を課さないこととした。

参加国の代表等とは、国際博覧会条約第 13 条の規定による博覧会に参加する外国政府の代表(陳列区域政府代表)³⁴、条約第 26 条の規定による各締約国の政府の代表(BIE 総会における政府代表)³⁵その他博覧会会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち、日本の国籍を有する者を除く。)とされている。

1. 背景および考え方

BIE が設けた特別規則の要件に関するガイドライン(1992 年 12 月)では、公式参加者に係る各種の非課税措置を講ずることにつき便宜を図ることを開催国に求めていた。当時、愛知博においても、公式参加者等の間で同様の措置が講じられるものという期待が高まっており、あわせて、特例措置が講じられない場合には、開催国としての我が国の信用を著しく落とすことにもなりかねず、愛知博の円滑な運営において支障をきたす

³⁴ 条約第 13 条 参加国政府を代表する陳列区域政府代表又は政府委員の任命

国際博覧会に参加する国の政府は、招請国政府に対して、登録博覧会の場合には自国政府を代表する一人の陳列区域政府代表を、認定博覧会の場合には自国政府を代表する一人の陳列区域政府委員を任命する。(以下略)

³⁵ 第 26 条 国際事務局の総会の構成

国際事務局の総会は、各締約国の政府がそれぞれ一人から三人までの範囲内で任命する代表から成る。

ことが懸念されていた。

このため、参加国の代表等、参加国、参加者または博覧会協会の準備の円滑化のために、地方税法上の各種の優遇措置を講ずることにより、愛知博を成功裡に開催する必要があったことから、各種の地方税法上の優遇措置が 2003 年度税制改正要望において要望され、措置された。

2. 措置の利用実績

平成 15 年度事前評価書によると、法人住民税・個人住民税・事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税・固定資産税・都市計画税および軽自動車税の全てを合わせた総減額見込額を 25.96 億円と想定している。なお、平成 18 年度事後評価書には個人住民税の減税額は記載されていない。

3. 措置の運用方法

事後評価書に個人住民税の減税額が記載されていないことから、免税額を事後的に把握する手段がなかった可能性がある。

⑤ 法人住民税

参加国および博覧会協会に対しては、法人の道府県民税および市町村民税を課さないこととした。

参加国とは、博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体および総務大臣が指定する一定の国際機関³⁶、ならびに博覧会国際事務局をいう(以下同じ)。

1. 背景および考え方

個人住民税と同様である。

2. 措置の利用実績

平成 15 年度事前評価書によると、法人住民税・個人住民税・事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税・固定資産税・都市計画税および軽自動車税の全てを合わせた総減額見込額を 25.96 億円と想定している。なお、平成 18 年度事後評価書には法人住民税の減税額は記載されていない。

3. 措置の運用方法

事後評価書に法人住民税の減税額が記載されていないことから、免税額を事後的に把握する手段がなかった可能性がある。

⑥ 事業税

参加国が博覧会に関して行う事業または博覧会協会が行う事業に対しては、事業税を課さないこととした。

³⁶ 日本国政府が博覧会への参加の招請を行った国際機関のうち、博覧会の開催の日の前日までに日本国政府に対し博覧会への参加の表明を行った国際機関で総務大臣が指定するものとされている（地法附則施行令第 23 条）が、指定した総務省告示は確認できていないことから、指定されていない可能性もある。

1. 背景および考え方

個人住民税と同様である。

2. 措置の利用実績

平成 15 年度事前評価書によると、法人住民税・個人住民税・事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税・固定資産税・都市計画税および軽自動車税の全てを合わせた総減額見込額を 25.96 億円と想定している。なお、平成 18 年度事後評価書には事業税の減税額は記載されていない。

3. 措置の運用方法

事後評価書に事業税の減税額が記載されていないことから、免税額を事後的に把握する手段がなかった可能性がある。

⑦ 固定資産税・都市計画税

2003 年度から 2006 年度までの各年度分の固定資産税または都市計画税に限り、参加国、参加者もしくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産（物品販売業、飲食店業等の一定の事業の用に供するものを除く）または博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産に対しては、固定資産税または都市計画税を課さないこととした。

1. 背景および考え方

個人住民税と同様、2003 年度から 2006 年度まで、出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本政府として愛知博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であった。また、2006 年度以降については、閉幕後の撤収作業に係り、これを環境に配慮しながら行う必要があった。すなわち、周辺環境の改変を最小限にしつつ博覧会に係る家屋および償却資産の撤去作業を行うためには 1 年を超える期間を要し、その間博覧会会場内に家屋および償却資産が残存することが見込まれ、賦課期日に残存している資産について、参加国、参加者もしくは博覧会協会に固定資産税の納付義務が発生する可能性があった。このため、参加国、参加者もしくは博覧会協会に環境に配慮した撤収作業を行わせるために、これらの資産が残存することによる発生するコスト増加の不安を払拭することが必要となり、固定資産税および不動産取得税の非課税措置が 1 年延長されることとなった。

2. 措置の利用実績

平成 18 年度事後評価書によると、不動産取得税・固定資産税・都市計画税の 3 税目につき、2003 年度から 2005 年度間において合計 27 億円の減税実績があったことが確認されている。

3. 措置の運用方法

事後検証として事後評価書に実績額が残っていることから、参加国、参加者および博覧会協会に対して、博覧会協会を経由して経済産業省に免税対象となった者および対象資産の報告を求めていることが想定される。

⑧ 不動産取得税

参加国、参加者もしくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合または博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、不動産取得税を課さないこととした。ただし、参加国、参加者または博覧会協会が、博覧会の終了の日から 1 年 6 か月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があったものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税が課されることとなった。

1. 背景および考え方

個人住民税と同様、2003 年度から 2005 年度まで、出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本政府として愛知博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であった。また、2006 年度以降については、固定資産税と同様、閉幕後の撤収作業に係り、これを環境に配慮しながら行う必要があった。すなわち、当初の措置内容においては、万博閉幕後 6 月を経過する日において家屋を所有しているときは、同日において家屋の取得があったものとみなして不動産取得税を課すこととされていたところ、環境に配慮して撤収作業を行わせるためには、資産の残存によるコスト増加の不安を払拭することが必要であったため、閉幕後 1 年 6 か月まで非課税期間が延長された。

2. 措置の利用実績

平成 18 年度事後評価書によると、不動産取得税・固定資産税・都市計画税の 3 税目につき、2003 年度から 2005 年度間において合計 27 億円の減税実績があったことが確認されている。

3. 措置の運用方法

事後検証として事後評価書に実績額が残っていることから、参加国、参加者および博覧会協会に対して、博覧会協会を経由して経済産業省に免税対象となった者および対象資産の報告を求めていることが想定される。

⑨ 自動車税

2004 年度分および 2005 年度分の自動車税に限り、参加国もしくは参加国の代表等が所有する自動車(参加国が所有するものについては、博覧会の用に供するもの。また、参加国および参加国の代表等が所有するもののいずれも、関税を免除されたものに限られる。)または博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、自動車税を課さないこととした。

1. 背景および考え方

個人住民税と同様、2003 年度から 2005 年度まで、出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本政府として愛知博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であった。

2. 措置の利用実績

平成 15 年度事前評価書によると、法人住民税・個人住民税・事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税・固定資産税・都市計画税および軽自動車税の全てを合わせた総減額見込額を 25.96 億円と想定している。なお、平成 18 年度事後評価書には自動車税の減税額は記載されていない。

3. 措置の運用方法

事後評価書に自動車税の減税額が記載されていないことから、免税額を事後的に把握する手段がなかった可能性がある。

⑩ 自動車取得税

参加国もしくは参加国の代表等が自動車(参加国が所有するものについては、博覧会の用に供するもの。また、参加国および参加国の代表等が所有するもののいずれも、関税を免除されたものに限られる。)の取得をした場合における当該自動車の取得または博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しては、自動車取得税を課さないこととした。

1. 背景および考え方

個人住民税と同様、2003 年度から 2005 年度まで、出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本政府として愛知博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であった。

2. 措置の利用実績

平成 15 年度事前評価書によると、法人住民税・個人住民税・事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税・固定資産税・都市計画税および軽自動車税の全てを合わせた総減額見込額を 25.96 億円と想定している。なお、平成 18 年度事後評価書には自動車取得税の減税額は記載されていない。

3. 措置の運用方法

事後評価書に自動車取得税の減税額が記載されていないことから、免税額を事後的に把握する手段がなかった可能性がある。

⑪ 軽自動車税

2004 年度分および 2005 年度分の軽自動車税に限り、参加国または参加国の代表等が所有する軽自動車等(参加国が所有するものについては、博覧会の用に供するもの。また、参加国および参加国の代表等が所有するもののいずれも、関税を免除されたものに限られる。)に対しては、軽自動車税を課さないこととした。

1. 背景および考え方

個人住民税と同様、2003 年度から 2005 年度まで、出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本政府として愛知博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であった。

2. 措置の利用実績

平成 15 年度事前評価書によると、法人住民税・個人住民税・事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税・固定資産税・都市計画税および軽自動車税の全てを合わせた総減額見込額を 25.96 億円と想定している。なお、平成 18 年度事後評価書には軽自動車税の減税額は記載されていない。

3. 措置の運用方法

事後評価書に軽自動車税の減税額が記載されていないことから、免税額を事後的に把握する手段がなかった可能性がある。

⑫ 事業所税

特別な措置は実施されていない。

1. 背景および考え方

事業所税は、指定都市等が都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるために課される税であり、地方税法第 701 条の 31 において定められている一定の都市のみで課税される。

課税団体一覧(例)

- ・東京都(区部)
- ・政令で指定する人口 50 万以上の市(名古屋市、大阪市、堺市など)
- ・首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市(川口市、武蔵野市、三鷹市)
- ・近畿圏整備法に規定する既成都市地域を有する市(守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市など)
- ・人口 30 万以上の政令で指定する市(豊橋市、岡崎市、一宮市、吹田市、高槻市、枚方市など)

愛知博が開催された長久手町と瀬戸市は、前述に定める都市に該当しないことから事業所税は課されないため、特別な措置が不要であったと考えられる。

(2) 国際花と緑の博覧会(大阪花博)

大阪花博は、1990 年 4 月 1 日から 9 月 30 日の 183 日間、大阪府大阪市鶴見区と守口市に跨る鶴見緑地で行われた博覧会である。国際博覧会条約に基づく登録博覧会であり、財団法人国際花と緑の博覧会協会が主催した。

以下、税目ごとに実施された税制措置を整理する。

① 法人税・所得税共通

出展準備金制度

民間企業等の博覧会出展参加を促進するため、1986年3月31日「租税特別措置法の一部を改正する法律」(法律第13号)により出展参加に伴い要する費用(一定限度額以下の金額)を出展準備金として積み立てた場合、当該積立金を必要経費または損金に算入することのできる国際花と緑の博覧会出展準備制度が創設された。

積立期間は、1987年1月1日から1990年3月31日(大阪花博の開催の日の前日までの期間内の日)までの期間(39か月)を含む事業年度とし、大阪花博を主催する団体(財団法人国際花と緑の博覧会協会)その他特定の団体(財団法人国際花と緑の博覧会協会との間に出展参加契約を締結した民法第34条法人その他公益を目的とする事業を行う法人)との間に出展参加契約を締結した青色申告法人に適用された。出展に要する費用の範囲は、建物(その付属設備を含む。)の取得または建設に要する費用、展示物の取得または制作に要する費用、庭園その他の構築物の取得または造成もしくは建設に要する費用、敷地を賃借するための費用等である。積立限度額は、契約敷地面積に応じ、一平方メートルあたり39万円により計算された金額に適用事業年度の月数を乗じてこれを39で除して計算した金額であることとした。

出展準備金の取り崩しについては、出展準備金は、次の場合に取り崩して益金の額に算入することとされている。出展に要する費用の対象となった資産について生じた費用または損失の額で、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額がある場合には、損金の額に算入される金額(費用または損失の生じた日における出展準備金残高を限度とする)に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しなければならないこととした。「対象となった資産について生じた費用または損失」として、例えば、資産の撤去に伴い生じた償却損および撤去費用の額、資産を地方公共団体に寄付した場合のその寄附金の額、資産が災害により滅失し、または損壊したことにより生じた損失の額(保険金等により補填される部分の金額を除く。)、資産について償却した場合における償却費の額があげられる。よって、出展に関し支出した広告宣伝費、旅費、会議費、会場内での諸行事の運営費、展示館および展示物維持管理費等は、準備金の取り崩しを要する費用または損失に含まれない。その他、出展しないこととなった場合には、その出展をしないことになった日における準備金額、任意に取り崩した場合には、その取り崩した金額、青色申告書を提出する法人でなくなった場合には、その日における準備金の金額の2年間均等分額を、それぞれ、益金算入することとした。

寄附金

博覧会の会場建設等に必要な資金の一部に充てるため、個人、企業等が博覧会協会に対して行う寄附金(施設参加等)については、所得税法および法人税法に基づく寄附金控除の対象となる寄附金または、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金に指定し、税法上の優遇措置を行った。なお、この指定期間は大蔵省告示により1987年8月20日から1990年8月19日までとされた。

出展関連費用の税務上の取扱い(国税庁への文書照会)

大阪花博に係る費用の税務上の取扱いについて財団法人国際花と緑の博覧会協会が、以下の内容で国税

庁に対し事前照会を行い、了承を得ている。

営業参加費について

財団法人国際花と緑の博覧会協会と営業参加契約を締結し、会場内に於いて一定の営業活動を行う者(出展参加者等を含む。)が取得又は建設をする店舗、店舗内装、器具・備品等の取得価額(廃材等の処分見込み額を除く。)については、次のいずれかの方法により処理する。なお、博覧会終了後、営業参加者が引き続き事業の用に供することが明らかな資産については一般の例により処理するものとする。

- (1) その取得価額を博覧会開幕日(1990年4月1日)又は閉幕日(同年9月30日)の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入する。
- (2) 当該資産の取得価額を博覧会の会期の期間(6か月)を基礎として期間配分する。(注)(1)、(2)とも当該資産の取壊費用は、支出した日の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入する。

博覧会入場券の購入費用等について

博覧会の入場券の購入費用等については次による。

- (1) 法人が販売促進等の目的で当該入場券のみを取引等に交付する場合は交際費等には該当しない。
- (2) 企業等がその従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合の当該入場券の購入費用及びその見学のために通常要する交通費、宿泊費等は福利厚生費に該当する。従業員の家族を含めて実施した場合も同様とする。

② 揮発油税および地方道路税

参加国代表等が所有する自動車の燃料に供するために購入する揮発油に対する揮発油税および地方道路税については、昭和63年3月8日国税庁長官通達により免除された。

当該措置を受ける自動車は、参加国代表者等の私用の自動車および参加国代表の事務所の公用自動車で外務省の認定を得たもので、免税揮発油は、1991年3月31日までの期限を付して、博覧会のために臨時に指定された参加国代表等用指定給油所および外交官等用指定給油所において販売された。

③ 道府県民税および市町村民税

参加国の代表等に対する個人住民税の非課税、参加国および財団法人国際花と緑の博覧会協会に対する法人住民税に係る非課税措置が取られた。

④ 事業税

参加国が博覧会に関して行う事業または財団法人国際花と緑の博覧会協会が行う事業に係る非課税措置がとられた。

⑤ 固定資産税・都市計画税

参加国、参加者または財団法人国際花と緑の博覧会協会が、博覧会会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産、財団法人国際花と緑の博覧会協会が会場の周辺における交通を確保するために設

置する家屋および償却資産に係る非課税措置がとられた。

⑥ 不動産取得税

参加国、参加者または財団法人国際花と緑の博覧会協会が博覧会の会場において博覧会の用に供する家屋の取得、財団法人国際花と緑の博覧会協会が会場の周辺における交通を確保するための家屋および償却資産の確保に係る非課税措置がとられた。

⑦ 特別地方消費税

外客に対する宿泊およびこれに伴う飲食に係る非課税措置がとられた。

⑧ 自動車税

参加国もしくは参加国の代表者等が所有する自動車または、財団法人国際花と緑の博覧会協会が所有する一般貸切用バスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに係る非課税措置がとられた。

⑨ 自動車取得税

参加国の代表等もしくは参加国が自動車を取得した場合における当該自動車の取得または財団法人国際花と緑の博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスを取得した場合における当該バスの取得に係る非課税措置がとられた。

⑩ 事業所税

参加国、参加者または財団法人国際花と緑の博覧会協会が博覧会に関する事業を行うために供する事業所に係る非課税措置がとられた。

(3) 国際科学技術博覧会(つくば博)

つくば博は、1985年3月17日から同年9月16日までの184日間、主に筑波研究学園都市の茨城県筑波郡谷田部町御幸が丘において開催された国際博覧会である。財団法人国際科学技術博覧会協会が主催した。

以下、税目ごとに実施された税制措置を整理する。

① 法人税・所得税共通

出展準備金制度

国際博覧会条約の適用を受けて、1985年に開催されるつくば博を主催する団体等との間に、当該博覧会への出展参加契約書を締結した青色申告書を提出する法人または個人が1982年7月1日から1985年3月17日までの期間内において出展に要する費用に充てるため、一定の金額以下の金額を国際科学技術博覧

会展準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額をその積立をした年分の事業所得の金額の計算上、損金または必要経費に算入できることとした。なお、出展に要する費用は、出展参加契約に基づく出展に要する費用で、①建物(その付属設備を含む。)およびこれに付属する庭園その他の構築物の取得または建設に要する費用、②展示物の取得または制作に要する費用、③敷地を賃借するための費用等、特定のものに限定された。

積立限度額については、各事業年度(法人の場合)または、各年(個人の場合)における国際科学技術博覧会展準備金の限度額は、つくば博への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ、一平方メートル当たり 35 万円により計算される金額にその適用年度(出展参加契約を締結した日(その日が 1982 年 7 月 1 日前である場合には同日)前の期間および 1988 年 3 月 17 日以降の期間を除く)の月数を乗じてこれを 33 で除して計算した金額であることとした。

出展準備金の取り崩しについては、国際科学技術博覧会展準備金を積み立てている法人または個人に、次の事由が生じた場合、それぞれに定める金額を、その事由が生じた年分の事業所得の総収入金額または事業年度の益金の額に算入することとした。

- (1) 出展に要する費用の対象となった資産について生じた費用または損失の額で、その年分の必要経費またはその事業年度の損金となるものがある場合には、その必要経費または損金に相当する金額
- (2) 次の場合には、その事由が生じた日における準備金の額
 - (a) 国際科学技術博覧会への出展をしないこととなった場合
 - (b) 昭和 61 年 3 月 16 日が到来した場合
 - (c) 事業の全部を譲渡し、または廃止した場合(個人)もしくは解散した場合(法人)
- (3) 出展準備金を(1)、(2)および次の(4)以外の場合において取り崩した場合には、その取り崩し額
- (4) 準備金を積み立てている法人または個人が青色申告の承認を取り消された場合もしくは青色申告をやめる場合は、2 年間に準備金の 2 分の 1 ずつ

出展関連費用の税務上の取扱い(国税庁への文書照会)

つくば博に係る費用の税務上の取扱いについて財団法人国際科学技術博覧会協会が、以下の内容で国税庁に対し事前照会を行い、了承を得ている。

営業参加費について

財団法人国際科学技術博覧会協会と営業参加契約を締結し、会場内において一定の営業活動を行う者(出展参加者等を含む。)が取得又は建設をする店舗、店舗内装、器具・備品等の取得価額(廃材等の処分見込み額を除く。)については、次のいずれかの方法により処理する。なお、博覧会終了後、営業参加者が引き続き事業の用に供することが明らかな資産については一般の例により処理するものとする。

- (1) その取得価額を博覧会開会日(1985 年 3 月 17 日)又は閉会日(同年 9 月 16 日)の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入する。
- (2) 当該資産の取得価額を博覧会の会期の期間(6 か月)を基礎として期間配分する。(注)(1)、(2)とも当該資産の取壊費用は、支出した日の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入

する。

博覧会入場券の購入費用等について

博覧会の入場券の購入費用等については次による。

- (1) 法人が販売促進等の目的で当該入場券のみを取引等に交付する場合は交際費等には該当しない。
- (2) 企業等がその従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合の当該入場券の購入費用及びその見学のために通常要する交通費、宿泊費等は福利厚生費に該当する。従業員の家族を含めて実施した場合も同様とする。

② 物品税

つくば博の出品者等が、つくば博の用に供した後、輸出する目的で購入する物品税法別表の課税物品表に掲げられている第 2 種の課税物品のうち一部の物品を除いては、その製造に係わる製造所から移出するものについて、物品税法第 19 条「輸出免税」の規定が適用されることとなった。また出品者等が国際科学技術博覧会の用に供した後、輸出することが明らかな第 2 種の課税物品を、引き取りその他の事情により、出品者等以外の者に販売する等のためその製造に係わる製造所から移出する場合には、物品税法第 17 条第 1 項第 5 号「未納税移出の承認」に規定する未納税移出の承認が与えられることとなった。

物品税の免税措置を受けるためには、免税となる課税物品を購入しようとする参加国または出品者が購入に際し、財団法人国際科学技術博覧会協会事務総長が、当該物品が参加国または出品者がつくば博の用に供した後輸出するものであることを証明する書類を、当該販売業者または製造業者に交付することが必要とされた。また、この免税措置の適用を受けて課税物品を購入した参加国または出品者が、当該物品を国際科学技術博覧会以外の用に供し、もしくは譲渡したときまたは、国際科学技術博覧会終了の日の属する月の末日から 3 か月を経過する日(1985 年 12 月 31 日)までに輸出しないときは、当該物品につき物品税は徴収されることとなった。ただし、当該物品を廃棄した場合は、物品税は免除されることとなった。

③ 揮発油税および地方道路税に関する措置

つくば博の参加国代表等(博覧会国際事務局の役職員、本邦を除くつくば博参加国政府または国際機関の代表・代表代理、参加国代表の事務所)が、その自動車の燃料に供するために購入する揮発油に対しては、昭和 59 年 5 月 28 日付国税庁長官通達(間消 4-28)をもって、1986 年 3 月 31 日までの間に限り、揮発油税および地方道路税が免除されることとなった。

参加国代表等が揮発油税等の免除に係わる揮発油を燃料に供することのできる自動車は、あらかじめ外務省経済局総務参事官に届け出た登録番号の自動車に限ることとし、その台数は、博覧会国際事務局の役職員、参加国等の代表・代表代理の自用车についてはそれぞれ 1 台、参加国代表の事務所の公用車については外務省経済局総務参事官の認定に係る台数に限定された。

またこの措置による揮発油税等の免税は、1 台について 1 か月 600 リットルの割合で計算した数量の範囲内で行うこととした。国税庁では、この措置による免税揮発油の購入に便宜を図るため、既存の外交官等および外国公官等がその登録者の燃料として免税揮発油を購入できる指定小売店舗のほか、茨城県内の 53 店

舗を臨時につくば博参加国政府代表等揮発油指定小売店舗として指定した。

④ 法人住民税

つくば博に参加する外国政府、外国の地方公共団体および国際機関ならびに博覧会国際事務局（以下「参加国」という。）および財団法人国際科学技術博覧会協会に対しては、道府県民税および市町村民税を課さないこととした。

⑤ 個人住民税

つくば博に参加する外国政府の代表、国際科学技術博覧会に関する条約の規定による各締結国の政府の代表、その他つくば博の事務に従事する参加国の職員（これらの者のうち日本国籍を有する者を除く。以下「参加国の代表等」という）に対しては、道府県民税および市町村民税を課さないこととした。ただし、参加国の代表等が、つくば博に係わる勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費および賞与（これらの性質を有する給与を含む。）以外の所得については、この特例措置は適用されないこととなった。

⑥ 事業税

参加国がつくば博に関して行う事業または財団法人国際科学技術博覧会協会が行う事業に対しては、事業税を課さないこととした。

⑦ 固定資産税

参加国、参加者もしくは財団法人国際科学技術博覧会協会が、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産のうち、これらの者が所有する家屋および償却資産（特例の事業の用に供するものを除く）または、財団法人国際科学技術博覧会協会が、会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産に対しては、固定資産税を課さないこととした。

⑧ 不動産取得税

参加国、参加者（財団法人国際科学技術博覧会協会との間に国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者）もしくは財団法人国際科学技術博覧会協会が、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合または財団法人国際科学技術博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するため設置する家屋を取得した場合には、不動産取得税を課さないこととした。

ただし、これらの者が、博覧会の終了の日から6か月を経過する日にこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれからの家屋の取得があったものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税が課税されることとなった。

⑨ 料理飲食店等消費税

外客の旅館における宿泊およびこれに伴う飲食に対しては、1985年3月1日から同年9月30日までの間に限り、料理飲食等消費税を課さないこととした。この非課税措置の適用を受ける外客の範囲は、出入国管理および難民認定法第4条第1項各号に掲げる者のいずれかーに該当する者（一部の者を除く）として在留資格を認められた者および同法第14条から第16条までの規定（上陸の特例）により許可を受けた者とした。これにより、この特例措置の適用を受けるのはつくば博のために来日する者だけでなく、公務、商用等で来日した者に対しても適用されることとなった。

⑩ 自動車税、軽自動車税および自動車取得税

参加国もしくは参加国の代表者等の所有する自動車および軽自動車等または財団法人国際科学技術博覧会協会が所有する一般貸切用のバスでつくば博の観客の輸送の用に供するものに対しては、1984年度分並びに1985年度分の自動車税および軽自動車税を課さないこととした。また、当該自動車の取得に対しても、自動車取得税を課さないこととした。この非課税措置の適用を受ける自動車等は、参加国が所有するつくば博の用に供する自動車等にあつては、関税定率法第17条第1項第7号の2または物品税法第19条第1項の規定により関税または物品税を免除されたもの、また、参加国の代表等が、所有する自動車等にあつては、関税定率法第17条第1項第10号または物品税法第20条第1項の規定により関税または物品税を免除されたものとした。

⑪ 電気税

参加国、参加者または財団法人国際科学技術博覧会協会が、博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、電気税を課さないこととした。

(4) まとめ

以上の3つの過去博における税制措置を一覧にすると以下のようになる。

税目	措置内容	愛知博	大 阪 花 博	つくば博
法人税・ 所得税	出展準備金の損金算入	○	○	○
	博覧会協会に対する寄附金の指定寄附金の公示	○	○	○
法人税	出展関連費用の税務上の取扱い(国税庁への文書照会)	○	○	○
消費税	公式参加者の課税仕入れについて還付手続に関するガイダンスの公表	○	N/A	N/A

物品税	出品者が博覧会の用に供した後、輸出する目的で購入する課税物品についての輸出免税	N/A	N/A	○
個人住民税	参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費および賞与(これらの性質を有する給与を含む。)に係る所得について個人の道府県民税および市町村民税の非課税措置	○	○	○
法人住民税	参加国および博覧会協会に対しての法人の道府県民税および市町村民税の非課税措置	○	○	○
事業税	参加国が博覧会協会に関して行う事業または博覧会協会が行う事業に対しての非課税措置	○	○	○
固定資産税・都市計画税	参加国、参加者もしくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産または博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産に対しての非課税措置	○	○	○
不動産取得税	参加国、参加者もしくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合または博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しての非課税措置	○	○	○
自動車税	参加国もしくは参加国の代表等が所有する自動車または博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しての非課税措置	○	○	○
自動車取得税	参加国もしくは参加国の代表等が自動車の取得をした場合における当該自動車の取得または博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しての非課税措置	○	○	○
軽自動車税	参加国または参加国の代表等が所有する軽自動車等に対しての非課税措置	○	N/A	○
事業所税	参加国、参加者または博覧会協会が博覧会に関する事業を行うために供する事業所に係る非課税措置	N/A	○	N/A
揮発油税	博覧会参加国代表者等が自動車の燃料に供するために購入する揮発油に対して揮発油税および地方道路税の免除	N/A	○	○
特別地方消費税	外客に対する宿泊およびこれに伴う飲食に係る非課税措置	N/A	○	N/A
料理飲食店等	外客の旅館における宿泊およびこれに伴う飲食に対しての非課税措置	N/A	N/A	○

消費税				
電気税	参加国、参加者または博覧会協会が、博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しての非課税措置	N/A	N/A	○

2.1.2.2. 過去の国内博と同等の税制措置

上記を踏まえ、過去の国内博と同等の大阪・関西万博において検討することが考えられる税制措置として、税目ごとに整理を行った。なお、いずれも内容については過去博と同様のものとする考えられる。

税目	措置内容	対象者	対象金額・対象所得・対象取引等
法人税・所得税	出展準備金の損金算入	博覧会協会との間に、大阪・関西万博への出展参加契約書を締結した青色申告書を提出する法人または個人	大阪・関西万博までの一定期間内において出展に要する費用に充てるため、大阪・関西万博出展準備金として積み立てた金額
	指定寄附金の整備	博覧会協会に対して、寄附金を支出する法人または個人	大阪・関西万博までの期間内において博覧会協会に対して 2025 年日本国際博覧会開催の費用に充てるために支出する寄附金
法人税	出展関連費用の税務上の取扱い(国税庁への文書照会)	大阪・関西万博において、一定の営業活動をする者	大阪・関西万博において支出が想定される費用
消費税	還付手続に関するガイドランスの公表	公式参加者	課税売上および課税仕入れ
揮発油税	非課税措置	公式参加者	自動車の燃料に供するために購入する揮発油
法人住民税	非課税措置(法人税割および均等割)	都道府県または市町村に PE を保有する公式参加者および BIE	法人税割については商業的活動に対する所得、PE で行う活動に関し本国から受領する適正対価等
個人住民税	非課税措置(所得割および均等割)	1 月 1 日時点において日本国内に住所を有する日本国籍をもたない外国籍の住民である陳列区域スタッフ(その家族および介護者を含む)および BIE 事務局の職員	対象者が稼得する(陳列区域政府代表事務局等が支払う)国内源泉所得に該当する国内において行う勤務などに基因する給与等に係る所得
事業税(特別法人事業税を含む)	非課税措置(所得割、付加価値割および資本割)	都道府県または市町村に PE を保有する公式参加者等および BIE	所得割: 非商業的活動に対する所得、PE で行う活動に関し本国から受領する適正対価等

む。以下同じ。)			※付加価値割/資本割は付加価値額および資本金等の額を課税標準とする
不動産取得税	非課税措置	公式参加者等および非公式参加者、博覧会協会	博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋の取得または博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するため設置する家屋の取得
自動車税・軽自動車税種別割	非課税措置	公式参加者等および博覧会協会	公式参加者等および博覧会協会が博覧会に関連して所有する自動車(公式参加者等については再輸出免税により関税を免除されたもの)
自動車税環境性能割	非課税措置	公式参加者等および博覧会協会	公式参加者等および博覧会協会が博覧会に関連して取得する自動車(公式参加者等については再輸出免税により関税を免除されたもの)
固定資産税・都市計画税	非課税措置	公式参加者等、非公式参加者および博覧会協会	公式参加者等、非公式参加者および博覧会協会が博覧会に関連して保有する家屋・償却資産
軽自動車税環境性能割	非課税措置	公式参加者等	公式参加者等が再輸出免税により関税を免除された軽自動車の取得
事業所税	非課税措置	公式参加者および BIE ならびに非公式参加者	公式参加者および BIE が保有するパビリオン等の事業所等における万博に関連した事業

(1) 法人税・所得税共通

出展準備金の創設

1. 内容

民間企業等の博覧会出展参加を促進するため、出展参加に伴い要する費用(一定限度額以下の金額)を出展準備金として積み立てた場合、当該積立金を必要経費または損金に算入することのできる出展準備制度の創設

2. 対象者

博覧会協会との間に、大阪・関西万博への出展参加契約書を締結した青色申告書を提出する法人または個人

3. 対象金額

大阪・関西万博までの一定期間内において出展に要する費用に充てるため、大阪・関西万博出展準備金として積み立てた金額を対象とする。

4. 措置の必要性

過去に開催された、国際博覧会出展準備金制度が措置された博覧会（日本万国博覧会、沖縄国際海洋博覧会、つくば博、大阪花博および愛知博）と同様に、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会であることを踏まえ、これを成功させるためには多数の民間企業等による出展参加が不可欠であるところ、一時的・多額に発生する出展参加に伴い要する費用等の平準化を図ることによりその出展参加を促進するため、税制においても側面から支援することが必要と考えられる。

5. 現行法令との関係性

現行法令では、大阪・関西万博の出展参加に伴い要する費用の積立金について損金算入を認める規定は設けられていないため、企業が計上する当該積立金は税務上認められず、出展参加費用が確定した期の損金として処理される。

指定寄附金の整備

1. 内容

大阪・関西万博終了までの期間に個人または法人が博覧会協会に対して支出する寄附については、指定寄附金として指定を受け、寄附金を支出した企業が全額損金算入できる措置の継続的手当

2. 対象者

博覧会協会に対して、寄附金を支出する法人または個人

3. 対象金額

大阪・関西万博までの期間内において博覧会協会に対して大阪・関西万博開催の費用に充てるために支出する寄附金を対象とする。

4. 措置の必要性

大阪・関西万博終了までの期間、博覧会協会に対しての資金協力の推進を図るため、税制においても側面から支援することが必要であると考えられる。

5. 現行法令との関係性

現行法令では、令和 2 年 1 月 20 日の財務省告示第 19 号および令和 3 年 1 月 18 日の財務省告示第 18 号において 2020 年 1 月 20 日から 2022 年 1 月 19 日までの期間において博覧会協会に対して、大阪・関西万博開催の費用は指定寄附金とされているが、2022 年 1 月 20 日以降は手当されていない。

(2) 法人税

出展関連費用に関する税務上の取扱い(国税庁への文書照会)

1. 内容

大阪・関西万博において支出が想定される費用の損金性に関して国税庁へ文書照会の実施

2. 対象者

大阪・関西万博において、一定の営業活動をする者

3. 対象費用

施設提供・貸与参加費、出展参加費用、催事参加費用、営業参加費用、広報参加費用、運営支援参加費用、企画事業参加費用および入場券の購入費用等の大阪・関西万博において支出が想定される費用

4. 措置の必要性

大阪・関西万博に出展する企業等が支出する費用に関する法人税法上の取り扱いの明確化のため、国税庁へ文書照会を行う必要があると考えられる。

5. 現行法令との関係性

法人税法第 22 条第 3 項において各事業年度の損金の額に算入すべき金額について定めており、別段の定めとして、法人税法第 37 条において寄附金、租税特別措置法第 61 条の 4 において交際費等の規定を設けている。各費用については、現行の規定の範囲内で損金算入することが可能であると考えられる。

(3) 消費税

1. 内容

還付手続きに関するガイドンスの公開

2. 対象者

公式参加者

Model SA 第 9 条 5 項において、公式参加者が、展示スペースの建設、撤去および展示、運営に関して調達した物品およびサービスに係る消費税(付加価値税)は、免除もしくは還付されるべきとされている。

3. 対象所得

公式参加者が陳列館の建設から展示準備、運営、撤去までにかかった必要経費について、物品の購入のみならず、サービスの購入についてのほぼすべてを消費税の還付の対象とする。

4. 措置の必要性

公式参加者は、大阪・関西万博以前に日本で消費税の申告を行っていないことが想定されるため、各国の公式参加者が円滑に還付手続きを進めるために必要であると考えられる。

なお、各国公式参加者は博覧会終了後、短期間で日本から撤退すると思われることから、還付手続きの運用

方法については、事前に国税当局と合意しておくことが望ましいと考えられる。

5. 現行法令との関係性

消費税法第9条第1項より、課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除することとされているが、同条第4項において、課税事業者選択届出書を提出した場合には、納税義務が生じる。よって、同法第30条の規程により国内において行った課税仕入れに係る消費税額等については、課税標準額に対する消費税額から控除することができ、同法第45条の規定により、確定申告書を提出することによって還付を受けることができる。還付については、現行法令の範囲内で対応することが可能であると考えられる。

(4) 法人住民税

1. 内容

博覧会に参加する公式参加者等に対しての道府県民税および市町村民税の非課税措置の創設

2. 対象者

都道府県または市町村に PE を保有する公式参加者等。なお、博覧会協会に関しては、後述のとおり、公益目的事業に係る所得に関しては免税となることから、措置の可否については税務当局とも協議の上検討することが考えられる。

また、公式参加者等が国内に PE を有するかどうかは、前述の法人税における整理と同様になると考えられる。

3. 対象所得

措置の対象とする所得は法人税と同様の非商業的活動に対する所得、PE で行う活動に関し本国から受領する適正対価等が想定される。また、均等割は資本金等の額に応じて課税されるため、対象となる所得・取引はない。

4. 措置の必要性

法人税と同様である。

5. 現行法令との関係性

法人税割は地方税法第23条、第294条により法人税法に規定される PE 帰属所得、その他の国内源泉所得の区分ごとの法人税額に応じて課税される。均等割は地方税法第24条、第294条により資本金等の額に応じて課税される。したがって、法人税割については、国税である法人税の措置と自動連動して改正されることから、地方税法上の手当は不要であり、均等割については、地方税法上で手当が必要と考えられる。

(5) 個人住民税

1. 内容

博覧会に参加する非居住者である陳列区域スタッフ等および BIE 職員(1 月 1 日時点において日本国内に住所を有するもの)に対しての道府県民税および市町村民税の非課税措置の創設

2. 対象者

所得税と同様、Model SA および BIE からの要請を踏まえると、非居住者である陳列区域政府スタッフ等および BIE 職員を本措置の対象者とすることが考えられる。

3. 対象所得

対象者が稼得する(陳列区域政府代表事務局等が支払う)国内源泉所得に該当する国内において行う勤務などに基因する給与等³⁷に係る所得を対象とする。

4. 措置の必要性

所得税と同様である。

5. 現行法令との関係性

道府県民税および市町村民税は、所得税法の例によって計算される万博関連業務に伴う国内勤務給与等(地方税法第 32 条、第 313 条)を課税標準とする所得割と均等割(地方税法第 24 条および第 292 条)から構成される。したがって、所得割については、国税である所得税の措置と自動連動して改正されることから、地方税法上の手当は不要であり、均等割について、地方税法上で手当が必要と考えられる。

(6) 事業税

1. 内容

公式参加者等が博覧会に関して行う事業に対しての非課税措置の創設

2. 対象者

都道府県または市町村に PE を保有する公式参加者等。なお、博覧会協会に関しては、後述のとおり、公益目的事業に係る所得に関しては免税となることから、措置の要否については税務当局とも協議の上検討することが考えられる。

3. 対象所得

所得割について、措置の対象とする所得は法人税と同様に博覧会に関連して稼得する所得(例えば、商業的活動に対する所得、PE で行う活動に関し本国から受領する適正対価等)が想定される。なお、付加価値割・資本割は所得ではなく、付加価値額および資本金等の額を課税標準として課される。

³⁷ 所得税法第 161 条第 1 項第 12 号イに掲げる国内源泉所得

4. 措置の必要性

法人税と同様である。

5. 現行法令との関係性

所得割は、法人税における所得計算の例により算定される公式参加者等の博覧会に関連する活動に対する所得して課され(地方税法第 72 条の 23)、付加価値割および資本割はそれぞれの公式参加者の付加価値額および資本金等の額に対して課される(地方税法第 72 条の 14、72 条の 21)こととなる。したがって、所得割については、国税である法人税の措置と自動連動して改正されることから、地方税法上の手当は不要であり、付加価値割および資本割について、地方税法上で手当が必要と考えられる。

(7) 固定資産税・都市計画税

1. 内容

公式参加者等および非公式参加者等(博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した公式参加者以外の者)もしくは博覧会協会が、博覧会会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産、博覧会協会が会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産に係る非課税措置の創設

2. 対象者

公式参加者等、非公式参加者および博覧会協会

Model SA 第 9 条 2 項は、公式参加者について、陳列区域政府代表事務局の建物は、固定資産税の支払を免除されるべきであるとする。

Model SA および BIE からの要請を踏まえれば、非公式参加者を対象者としなくても考えられるが、国内の過去博においては、継続的に非公式参加者が免税対象者とされていることから、参加者における博覧会への参加コストの負担軽減に配慮し、本博覧会においても引き続き対象とすることが考えられる。

3. 対象資産

公式参加者等、非公式参加者および博覧会協会が博覧会に関連して保有する家屋・償却資産とする。具体的な区分は以下の通りである。

対象となる所有者	対象となる資産
公式参加者等、非公式参加者、博覧会協会	博覧会の会場内外において博覧会の用に供する土地・家屋および償却資産(※)の保有
博覧会協会	博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産の保有

発生が見込まれる取引・資産		
会場内	家屋	パビリオン
	償却資産	インフラ施設（電気設備、ガス施設、水道施設等）、内装工事、エントランスゲート、駐車施設、飲食施設、舗装路面等の償却資産
会場外	家屋	交通施設等
	償却資産	交通施設、事務所施設等の償却資産

※償却資産については、過去博同様、物品販売業、飲食店業その他の一定の事業のように供するものを除くことが考えられる。

なお、本非課税措置は博覧会に用いられる家屋が短期間で解体・撤去されることを踏まえた措置であるが、博覧会終了後、環境に配慮して撤去を進める必要があることから、愛知博同様、博覧会終了後 1 年度程度（愛知博の場合は、2003 年～2006 年まで）を非課税期間とすることが考えられる。

4. 措置の必要性

出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本政府として本博覧会の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要である。万博閉幕後についても、撤収作業について環境に配慮しながら行う必要がある。

5. 現行法令との関係性

固定資産税・都市計画税は地方税法第 342 条、第 702 条 1 項において定められており、現行法令においては公式参加者等、非公式参加者および博覧会協会が保有する土地・家屋・償却資産はすべて課税対象とされる。

(8) 不動産取得税

1. 内容

公式参加者等および非公式参加者等（博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した公式参加者以外の者）もしくは博覧会協会が、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合または博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するため設置する家屋を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の創設

2. 対象者

公式参加者等および非公式参加者、博覧会協会

固定資産税・都市計画税と同様である。

3. 対象資産、取引

公式参加者等、非公式参加者および博覧会協会が博覧会に関連して取得する家屋とする。具体的な区分は以下の通りである。

対象となる所有者	対象となる資産
公式参加者等、非公式参加者、博覧会協会	博覧会の会場内外において博覧会の用に供する家屋の取得
博覧会協会	博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋の取得

なお、本非課税措置は博覧会に用いられる家屋が短期間で解体・撤去されることを踏まえた措置であることから、博覧会終了後一定期間経過後においても残存する家屋については、その時点で新規に取得したものとして、課税の対象とすべきと考えられる。この一定期間については、愛知博同様、1年6か月とすることが考えられる。

4. 措置の必要性

出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本政府として本博覧会の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要である。万博閉幕後についても、撤収作業について環境に配慮しながら行う必要がある。

5. 現行法令との関係性

不動産取得税は地方税法第73条の2において定められており、現行法令においては公式参加者等、非公式参加者および博覧会協会が保有する土地・家屋はすべて課税対象とされる。

(9) 自動車税（種別割および環境性能割）

1. 内容

公式参加者等、陳列区域スタッフ等が所有する自動車または博覧会協会が所有する一般貸切用バスで博覧会の観客の輸送の用に供するものの取得、保有に係る非課税措置の創設

2. 対象者

公式参加者等、陳列区域スタッフ等および博覧会協会

Model SAにおいては、陳列区域政府代表事務局に関し、公用車として輸入に係る関税が免除される車両について、自動車税を免除することとしている。また、陳列区域スタッフ等に関しても、輸入に際して関税が免除される車両(自用車)について、自動車税を免除すべきとされている。

したがって、Model SA および BIE からの要請を踏まえれば、国内の過去博と同様、公式参加者等および陳列区域スタッフ等を免税対象者とすることが考えられる。博覧会協会に関しては後述。

3. 対象資産

公式参加者等、陳列区域スタッフ等および博覧会協会が博覧会に関連して所有する自動車とする。具体的な区分は以下の通りである。

対象となる所有者	対象となる資産
公式参加者等、陳列区域スタッフ等	博覧会に関連して所有する自動車（輸入関税が免除されるものに限る）
博覧会協会	博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバス

4. 措置の必要性

出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本政府として本博覧会の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要である。

5. 現行法令との関係性

自動車税（種別割・環境性能割）は地方税法 145 条・442 条により定められており、現行法令においては公式参加者等および博覧会協会が保有する自動車は基本的に課税対象とされる。

(10) 軽自動車税（種別割および環境性能割）

1. 内容

公式参加者等および陳列区域スタッフ等が軽自動車を取得、保有する場合における当該軽自動車の取得・保有に係る非課税措置の創設

2. 対象者

公式参加者等および陳列区域スタッフ等

3. 対象取引

公式参加者等および陳列区域スタッフ等の関税定率法における再輸出免税により関税を免除された軽自動車の取得、保有とする。

4. 措置の必要性

出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、国際博覧会条約および関連規則に基づき、日本

政府として、本博覧会の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要である。

5. 現行法令との関係性

軽自動車税環境性能割は地方税法第 442 条、第 450 条および第 451 条により、種別割は第 463 条の 15 により定められており、現行法令においては公式参加者等が取得する軽自動車は基本的に課税対象とされる。

(11) 事業所税

1. 内容

公式参加者および BIE ならびに非公式参加者が博覧会に関する事業を行うために供する事業所に係る非課税措置の創設

2. 対象者

公式参加者および BIE

3. 対象となる課税客体、区分

公式参加者および BIE が保有するパビリオン等の事業所等における万博に関連した事業を対象とする。

4. 措置の必要性

日本政府は、BIE への登録承認の過程で国際博覧会の開催国としての義務を果たすことにコミットしており、国際博覧会を成功裡に開催させるため、実施主体者である博覧会協会が行う事業に対して、国として支援する必要があるため当該措置が必要であると考えられる。

5. 現行法令との関係性

事業所税は地方税法第 701 条の 32 第 1 項において定めされており、公式参加者および BIE が保有するパビリオン等の事業所等における万博に関連した事業は課税対象とされる。

2.2. 博覧会協会への特別措置に関する調査

2.2.1. 公益法人等に関する税制の概要(平成 20 年度税制改正)

公益法人制度については、2006 年 5 月 26 日に、いわゆる公益法人制度改革 3 法³⁸が可決・成立し、原則として 2008 年 12 月 1 日から施行となったことにより、税務上は、2008 年度税制改正において公益法人関係税制の整備が行われている。

改正以前の税制では、改正前の民法第 34 条に基づき設立された社団法人および財団法人(以下「旧民法第 34 条法人」という。)は、税法上の公益法人等に該当し、公益性を鑑み基本的には非課税としつつ、利益を得ることを目的とする営利法人との課税のバランスを確保する観点から営利法人と競合関係にある事業(収益事業)を営む場合に限り法人税の納税義務が生じ、各事業年度の所得のうち、収益事業から生じた所得に対し法人税が課される、いわゆる収益事業課税方式が適用されていた。

2008 年度改正においては、公益社団法人および公益財団法人(一般社団法人・一般財団法人のうち、公益法人認定法に基づき、公益目的事業³⁹の実施を主たる目的としていること等法令上の明確化された公益認定の基準に適合することについて行政庁の認定を受けた法人であり、公益認定を受けた後も公益目的事業比率の維持等の基準が設けられてこれを遵守すべきこととされている)が税法上の公益法人等に追加され、公益目的事業に係る活動を促進する観点も踏まえ、旧民法第 34 条法人に対して適用されている収益事業課税方式をベースとしつつ、公益目的事業から生ずる所得に対しては課税しないこととする措置、すなわち、公益社団法人および公益財団法人が行う公益目的事業を収益事業の範囲から除外する措置等が講じられた。

(1) 法人税

公益法人等に対する原則的な取扱いには収益事業⁴⁰から生じた所得にのみ課税することとなっている。公益社団法人および公益財団法人(以下「公益社団法人等」という。)が実施する事業のうち公益法人認定法第 2 条 4 号に規定する公益目的事業は、収益事業から除外されているため、課税されない。

(2) 消費税

基準期間における課税売上高(または特定期間(前期の事業年度開始の日以後 6 月間の期間)の課税売上高)が 1,000 万円超の場合には消費税の納税義務が発生する。なお、特定期間については、課税売上高に代えて、支出する給与の額で判定することも可能である。

公益法人等について、消費税の納税義務がある場合には以下の特例がある。

³⁸ 一般社団法人および一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下、「一般社団・財団法」という。)、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下、「公益法人認定法」という。)、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下、「整備法」という。)の 3 法

³⁹ 公益法人認定法第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業

⁴⁰ 法人税法第 2 条第 13 号

- ・資産の譲渡等の時期の特例
- ・仕入控除税額の計算の特例
- ・申告・納付期限の特例

(3) 印紙税

公益法人等が作成する課税文書については原則として課税となる。ただし、17号文書に関しては、公益社団法人・公益財団法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的とする法人ではないことから、その作成する金銭または有価証券の受取書は、収益事業に関して作成するものであっても、「営業に関しない受取書」に該当し、非課税となる。

(4) 登録免許税

公益法人等が、登記等を行う場合には原則として課税となる。

ただし以下のものは非課税となる。

- 自己の設置運営する学校の校舎等の所有権の取得登記等、保育所等の用に供する建物の所有権の取得登記等および認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記等
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第九条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記

(5) 揮発油税

揮発油税は、揮発油の製造者または揮発油を保税地域から引き取る者に対して課税が行われる。よって、消費者である公益法人等が給油所から揮発油を購入する場合には、揮発油税および地方揮発油税が課された税込金額を対価として支払うため購入者に間接的に課税が行われる。

(6) 地方税

- 法人事業税
公益社団法人等は、外形標準課税の適用を受けず、所得割のみ課税される。公益法人等の所得割に係る原則的な取扱い、法人税と同様に、収益事業から生じた所得にのみ課税することとなっており、公益目的事業に係る所得は非課税とされている。
- 法人住民税
➤ 均等割
公益法人等に対する原則的な取扱いは、日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人等の一部の公益法人等を除き、各道府県および市町村において課税される。

ただし、一定の地方自治体(大阪府・大阪市を含む)においては、収益事業を行わない公益社団法人等の均等割について、減免措置を設けている。この場合、減免申請を行うことで均等割が免除される可能性がある。

➤ 法人税割

公益法人等に対する原則的な取扱い、法人税と同様に、収益事業から生じた所得にのみ課税することとなっている。このため、公益目的事業に該当する場合は、法人税割は非課税となる。

● 不動産取得税

公益法人等に対する原則的な取扱い、他の法人と同様に、公益法人等が土地・家屋の取得時に、取得した不動産の価格を課税標準として不動産取得税が課税される。公益社団法人等が設置する図書館において直接その用に供する不動産など一定の不動産に該当する場合には非課税の対象となっている。

● 固定資産税

公益法人等に対する原則的な取扱い、他の法人と同様に、その年 1 月 1 日において土地・家屋および償却資産の所有者として固定資産台帳に登録されている場合には、当該固定資産課税台帳に登録されている価格を課税標準として固定資産税が課税される。公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人または社会福祉法人が設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産など一定の不動産に該当する場合には非課税の対象となっている。

● 事業所税

公益法人等に対する原則的な取扱い、収益事業以外の事業に対しては、課税できないこととされている。このため、公益目的事業に該当する場合には、非課税となる。

● 車体課税(自動車税等)

公益法人等に対する原則的な取扱い、他の法人と同様に、自動車の取得をした場合には、自動車税環境性能割が課され、かつ、その年 4 月 1 日時点で自動車を所有している者に対して自動車税の課税が生じる。

自動車税(種別割)については、大阪府条例⁴¹において、①公益のため直接専用する自動車で、②知事の承認を受けたものについては、種別割を免除することとされているため、同規定の適用可能性について大阪府に確認することが考えられる。

2.2.2. 過去博における博覧会協会に関する税制措置

2.1.2.1.の「過去の国内博における税制措置」を参照のこと。博覧会協会に関する措置のみを抜粋すると以下

⁴¹ 大阪府税条例第 64 条第 1 項五号

の表のとおりとなる。

税目	措置内容	愛知博	大阪花博	つくば博
法人住民税	博覧会協会に対しての法人の道府県民税および市町村民税の非課税措置	○	○	○
事業税	博覧会協会が行う事業に対しての非課税措置	○	○	○
固定資産税・都市計画税	博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産ならびに博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産に対しての非課税措置	○	○	○
不動産取得税	博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合および博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しての非課税措置	○	○	○
自動車税	博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しての非課税措置	○	○	○
自動車取得税	博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しての非課税措置	○	○	○
事業所税	博覧会協会が博覧会に関する事業を行うために供する事業所に係る非課税措置	N/A	○	N/A
揮発油税	博覧会参加国代表者等が自動車の燃料に供するために購入する揮発油に対して揮発油税および地方道路税の免除	N/A	○	○
電気税	博覧会協会が、博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しての非課税措置	N/A	N/A	○

2.2.3. 博覧会協会への課税に関する特別措置

上記を踏まえ、博覧会協会について大阪・関西万博において検討することが考えられる税制措置として、税目ごとに整理を行った。

税目	内容
法人税	現状収益事業を行う予定がないことを前提に、課税は生じないものと考えられる。
消費税	原則どおり取り扱われるため、特段要望不要と考えられる。
印紙税	博覧会に関連して作成される契約書についての非課税措置の創設が考えられる。
登録免許税	土地等の賃借権の登記を行う場合、およびパビリオン(法務局に登録対象とならない旨確認済み)以外の建物について保存・移転等の登記を行う場合の非課税措置の創設が考えられる。
揮発油税	免税揮発油を購入できる措置の創設が考えられる。
住民税	法人税と同様に現状収益事業を行う予定がないことを前提に、法人税割の課税は生じないものと考えられる。均等割は減免申請により免除可能と考えられる。
事業税	法人税と同様に現状収益事業を行う予定がないことを前提に、課税は生じないと考えられる。
固定資産税・都市計画税	博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産の所有または博覧会の会場の周辺における交通を確保するため設置する家屋および償却資産の所有についての非課税措置の創設が必要と考えられる
不動産取得税	博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋の取得または博覧会の会場の周辺における交通を確保するため設置する家屋の取得についての非課税措置の創設が必要と考えられる
自動車税(種別割・環境性能割)	博覧会に関連して取得、所有する自動車についての非課税措置の創設が必要と考えられる。
事業所税	現状収益事業を行う予定がないことを前提に、非課税となると考えられる。

(1) 法人税

博覧会協会は、収益事業を行う予定がないことを前提に、課税は生じないものと考えられる。この点、税務当局に事前に取扱いを確認することも考えられる。(以下、住民税および事業税についても同様)

(2) 印紙税

博覧会協会は、原則として課税文書については課税となるが、17号文書に関して博覧会協会は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的とする法人ではないことから、その作成する金銭又は有価証券の受取書は、収益事業に関して作成するものであっても「営業に関しない受取書」に該当し、非課税になると考えられる。一方で、土地の賃貸借契約書などは、課税物件に該当するため、原則のとおり、印紙税が課税されることが想定されるため、17号以外の文書に関しての非課税措置を講じることが考えられる。

(3) 登録免許税

博覧会協会は、土地等の賃借権の登記を行う場合、パビリオン以外の建物について保存・移転等の登記を行う場合には登録免許税が課税されることが想定されるため、非課税措置を講じることが考えられる。なお、パビリオンについては登記の対象ではないことを法務局に確認している。

(4) 揮発油税

博覧会協会は、所有する車に使用する揮発油を購入する場合には、原則として間接的に課税されているため、免税揮発油を購入できる措置を講じることが考えられる。

(5) 住民税

博覧会協会は、法人税と同様に収益事業を行う予定がないことを前提に、法人税割の課税は生じないものと考えられる。均等割については、東京都および大阪府においては、減免申請を行うことで課税は生じないと考えられる。また、大阪市においては、公益社団法人・公益財団法人で収益事業を行わないものについては課税免除の対象となることから、申請の必要もなく課税免除となる。

(6) 事業税

博覧会協会は、法人税と同様に収益事業を行う予定がないことを前提に、課税は生じないものと考えられる。

(7) 固定資産税・都市計画税

博覧会協会は、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産または博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋および償却資産の所有が想定されるが、これらの資産については、地方税において定められている非課税の対象となる資産に該当しないと考えられるため、当該資産を取得した場合には、固定資産税が課されることが考えられる。このため、非課税措置を講じる必要があると考えられる。

(8) 不動産取得税

博覧会協会は、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋または博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋等の取得が想定されるが、当該不動産については、地方税において定められている非課税の対象となる不動産に該当しないと考えられるため、当該資産を取得した場合には、不動産取得税が課されることが考えられる。このため、非課税措置を講じる必要があると考えられる。

(9) 自動車税(種別割)

博覧会協会は、博覧会の観客を輸送する一般貸切用のバスを取得する予定であり、取得以後の年 4 月 1 日に当該貸切用バスを保有している場合、自動車税種別割の課税が生じるため、非課税措置を講じる必要があると考えられる。

なお、種別割については、前述のとおり、大阪府条例において、①公益のため直接専用する自動車で、②知事の承認を受けたものについては、種別割を免除することとされているため、同規定が適用できる場合には、措置は不要と考えられる。

(10) 自動車税(環境性能割)(旧自動車取得税)

博覧会協会は、過去の博覧会と同様に博覧会の観客を輸送する一般貸切用のバスを取得する場合には、取得の時に自動車税環境性能割が課されるため、非課税措置を講じる必要があると考えられる。

(11) 事業所税

博覧会協会は、収益事業を行う予定がないことを前提に、非課税となると考えられる。

3 別添資料集

1. アスタナ博およびサラゴザ博において SA に記載された税制措置

日本における同種の税目		アスタナ博(2017 年)		サラゴザ博(2008 年)	
国 税 ／ 地 方 税	税目	現地税制および措置内容	SA の記載	現地税制および措置内容	SA の記載
国 税	所得税	Personal Income Tax 個人は、12 か月のうち 183 日を超えてカザフスタンに滞在するか、重大な利害のある場所をカザフスタンに有する場合(カザフスタンに市民権を有する等)に、カザフスタン居住者とされ、全世界所得に対して、10%の所得税が課される。 非居住者は、カザフスタン源泉所得に対して、同様に課税される。	(13 条) ・カザフスタンに市民権又は居住許可を持たない陳列区域政府委員および陳列区域スタッフおよびこれらの家族は、カザフスタン滞在中、以下の特権を享受する ・税務上、カザフスタン居住者とならない ・Agreement に規定する支払い(宿泊、医療保険、ヘルスケアサービス、食料品、一定の旅費等)の受領に係る所得に対する個人所得税は免除される ・陳列区域政府委員が博覧会期間中に博覧会の参加に直接関連してカザフスタン源泉の所得を得る場合、個人所得税は免除される。	Personal Income Tax (Non-Resident Income Tax) 個人は、12 か月のうち 183 日を超えてスペインに滞在するか、活動又は経済的利害の本拠地をスペインに有する場合(配偶者および被扶養未成年者がスペインに居住している場合、居住地はスペインと推定される)に、スペイン居住者とされ、全世界所得に対して、累進税率による所得税が課される。 非居住者は、スペイン源泉所得に対して、課税される。	該当なし

	法人税 (外国法人)	Corporate Income Tax 国内に PE が存在する場合に、PE 帰属所得に対して 20% の法人税が課される。国内に PE を有さない外国法人に対しては、カザフスタンに源泉を有する所得に対して源泉課税。	(12 条) 陳列区域政府委員事務所が、博覧会期間中に博覧会の参加に直接関連してカザフスタン源泉の所得(博覧会会場における飲食の提供、物品の販売を含む)を得る場合、法人所得税は免除される。	Non-Resident Income Tax 国内に PE を有する外国法人は、PE 帰属所得に対して、 25% の法人税が課される。	(Agreement 14 条、Schedule II) 博覧会の期間中、公式参加者がスペインに設置する PE に帰属し、参加者が直接受領する所得については、非居住者法人税(NRIT)を免除する。
	消費税	VAT 12% で課税	(12 条、13 条) カザフスタンにおいて、博覧会のために、パビリオンを建設、据付、展示、運営、解体する目的で陳列区域政府委員、陳列区域スタッフが取得した商品、サービス等に係る VAT は、外国の使節団に対する手続きと同様の手続きに還付される。	VAT 標準税率 21% 。生活必需品等について、 4%~10% の軽減税率で課税。	(14 条、Schedule II 1) 公式参加者が博覧会に直接関連し、博覧会の会場内において取得した取引については、一定の要件のもと、VAT を免除する。
	登録免許税	不明	該当なし	Stamp Duty 登記簿への登録が必要となる経済価値を有する取引(会社、不動産、工業所有権等)を証する公的文書に対して 0.75~1.5% で課税される。また、一定の商業文書(約束手形等)も課税対象となる。	該当なし
	印紙税	該当なし	該当なし		該当なし
	揮発油税	Excise Duties 原油、天然ガス、ガソリン等の売買に対して物品税として課税	該当なし	Excise Tax ほとんどの炭化水素燃料に対して物品税として課税	該当なし
地方税	個人住民税	地方税は存在しない	該当なし	所得税・法人税と一体	所得税・法人税と一体
	法人住民税				
	事業税				

固定資産税(償却資産税含む)・都市計画税	Property Tax 不動産の純資産価額に対して年 1.5% の税率で課税	該当なし	Real Estate Tax 不動産の所有者に対して年間ベースで課税される	該当なし
不動産取得税	該当なし	該当なし	Transfer Tax VAT の対象外となる不動産の売買に対して 5～11% で課税 (中古建物の譲渡は VAT 対象外であるため、概して Transfer Tax が課される)	該当なし
自動車税	Vehicle Tax 排気量、自動車種別に応じて課税	該当なし	Motor Vehicle Tax 自動車の所有者に対して年間ベースで課税される。	該当なし

2. Model SA 抜粋(第 4 条、第 9 条、第 10 条)(仮訳)

第 4 条—特権及び便宜の受益者

1. 本契約に定められ、それぞれの職務の履行を円滑にする特権及び便宜は、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員、陳列区域スタッフならびに BIE メンバー及び職員が利用できるものとする。
2. 本契約第 6 条及び第 8 条にそれぞれ記載の、公式参加者の入国及び滞在の規定ならびに税金関連の規定に関しては、第 6 条第 7 項に定義される公式コミュニケーションに記載のある場合、以下の者は受益者として含まれる。
 - a. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員、陳列区域政府代表代理／陳列区域政府委員代理及びパビリオン・ディレクターの家族、即ち、扶養尊属及び 21 歳未満又は障がいのある直系卑属、ならびに同様に配偶者。
 - b. 該当する場合、前項で定義された家族の世話に必要で、日常的にこれら家族のために特定の作業を行う人員。

第 9 条—陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局に対する免税

1. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局、その資産、所有物及び収入は、国家、地方、州及び市町村⁴²から、博覧会に関連した機関としての非商業的な活動の範囲内で、全ての直接税を免除され、また本条の範囲内で間接税を免除されるものとする。
2. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の建物は、適用される場合、地方自治体の固定資産税の支払を免除されるものとする。免税は、本契約期間中適用されるものとする。
3. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局が機関として非商業的な活動を遂行するために必要とする物品及びサービスの購入に関する証書、取引及び財務業務は、印紙税、登録税、謄本手数料及び土地台帳登録税⁴³を免除され、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員はまた政府特権に対する税も免除されるものとする。
4. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局はまた、公共スペース及び区域を専有する料金及び博覧会の会場内における広告メッセージ発信に関して、_____ (国名)に与えられる同様の免除及び助成金を享受するものとする。
5. 公式参加者は、以下の物品及びサービスの調達において、
可変 A: 付加価値税を免除されるものとする
可変 B: 支払った付加価値税の還付を受けるものとする

⁴² 適用される場合。

⁴³ 適用される税に応じた内容。

- (1) 展示スペースの建設、設置及び撤去に関して調達された物品及びサービス、及び
- (2) 展示及び運営に関して調達された物品及びサービス

6. 税の受領者が_____ (博覧会の名称)の公式参加者である課税領域内で行われる取引であり、博覧会に直接の関係がある場合、以下の条項に定める条件により、またそれらの条件に従い、付加価値税(以下、「VAT」という)を免除されるものとする。
7. 前項に関する免税は以下の通りである。
- a) 公式参加者が公式に使用するために必要な物品の輸入、取得及び配送は、_____法の第____条を施行する法律において外交官及び領事館員に対して定められるものと同じ範囲及び条件に従うものとする。
 - b) 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフ、ならびに本契約第 4 条の範囲に該当する家族及び他の要員による個人的使用又は消費のための物品の輸入、取得及び配送は、彼らの施設のための物品の量を含め、_____ (例、経済財務大臣)が当該個人の使用及び消費が必要であることを決定することができる。
 - c) 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフのための宿泊設備として外国の公式参加者に対する建物又はその一部のリース。
 - d) パビリオンの建設、改造、設置又は装飾を目的として、当該公式参加者と請負業者との間で、資材を含めるか否かを問わず、直接に手配された施工、及び同様に当該パビリオンの撤去作業。
 - e) 公用で使用する事務用品の輸入、取得及び配送、各請求書で文書化された総額が_____ (例、€ 300)を超えない場合。
 - f) 公式参加者のパビリオンのための、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員の住居のための、及び陳列区域スタッフのための、水道、ガス、電気及び燃料の供給、及び同様に電話及び無線通信サービスの提供。
 - g) 博覧会期間中、パビリオンの機能又は博覧会の会場の展示に直接関係して取得された物品又はサービス。

本条により規定される免税は、互惠的条件に依らないものとする。

本条で規定されるVAT免税の適用及び請求は、外交／領事目的又は国際組織のための控除及び免税を規制する_____ (法令など)第__条に規定される手続きに従うものとする。

8. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局、又は主催者がサービス供給者である場合その主催者は、機関として非商業的な展示活動を完遂するために公式参加者のパビリオン内で消費される電気及び天然ガスにかかる消費税について免税されるものとする。
9. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局による一時輸入に基づく物品の輸入に関しては、条約の付属書の規定が適用されるものとする。従って、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、関税、税及び_____ (博覧会の名称)の公式参加に関連する目的とする物品の輸入又は輸出の禁止及び規制を免除されるものとする。輸入された物品は、衛生及び植物検疫検査を受け、また_____ (例、欧州

連合など)⁴⁴において有効である規則に基づく関連措置の対象となるものとする。_____(国名)の当局は、陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の運営上の要請を考慮しながら、必要な全ての注意を払ってかかる検査を実施する。

10. 本条に従い、関税、税、輸入禁止及び規制を免除され輸入された物品は、_____(国名)の当局の事前承認を得ることなく、また税、料金及び分担金をそれぞれ支払うことなく、有償又は無償で第三者に売却することはできない。かかる税、料金及び分担金が当該物品の価値に基づいて設定される場合、その税等の額は売却額に基づいてその時点で有効な料率を適用し計算するものとする。
11. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、公用車として最大__台及びそれぞれの予備部品の輸入の際の税及び関税、輸入禁止及び規制を免除されるものとする。陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局はまた、かかる車両に関連する地方登録税及び自動車税を免除されるものとする。免税は本契約期間中に適用される。上記の車両に要する燃料及び潤滑油は、__ヵ月間合計限度_____リットルまでそれぞれ物品税又は消費税の免除を受けて入手することができる。
12. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局は、いかなる種類の資金、通貨又は現金を受け取ることができ、その機関としての目的をかなえる必要額をいかなる通貨の口座でも保有することができる。

第 10 条－陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフに対する免税

_____(国名)の市民権又は居住権をもたない陳列区域政府代表／陳列区域政府委員及び陳列区域スタッフ、ならびに彼らの家族は、適用される場合(第 4 条第 2 項と比較)、_____(国名)に滞在中、以下の特権を享受するものとする。

1. 陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局が支払う、又はその代理として支払われる、給与、手数料、保障にかかるいかなる形式の直接課税の免除
2. _____(国名)の国外で得た所得にかかるいかなる形式の直接課税の免除
3. 自身の家具及び所持品の輸入は_____(国名)において陳列区域政府代表／陳列区域政府委員事務局の就業開始日から最大 6 ヶ月間、また自動車を含む 1 件の託送貨物に関して、関税を免除され、輸入禁止又は規制を受けない。当該自動車は、かかる車両に関連する地方登録税及び自動車税を免除されるものとする。

⁴⁴ 適用される場合、検査を参照、場合によっては関連の連合を参照。

3. ミラノ博およびドバイ博における SA の税関連の条項抜粋(仮訳)

ミラノ博

博覧会国際事務局およびイタリア共和国との間の 2015 年ミラノ国際博覧会への参加促進に必要な施策に関する合意

博覧会国際事務局及びイタリア共和国政府は、以下「契約当事者」といい、イタリアが、1928 年 11 月 22 日にパリにおいて署名され、その後修正された「国際博覧会に関するパリ条約」に従い設立された博覧会国際事務局のメンバーとして、2010 年 11 月 23 日の第 148 回総会期間において博覧会国際事務局により登録された、2015 年 5 月 1 日から 10 月 31 日までミラノで開催される国際博覧会を、「地球に食料を、生命にエネルギーを(Feeding the Planet, Energy for Life)」をテーマに主催することを考慮し、またイタリア共和国政府が、条約とその一般および特別規則に基づく規定に従い、国際博覧会の成功と名声を確保することに責任を持つことを考慮し、またイタリア共和国政府が、条約ならびにその一般および特別規則に従い、公式参加者および、イタリアの法律が認める範囲で非公式参加者が、国際博覧会の範囲内でそれぞれの職務を果たすことを支援し、また可能にするための全ての施策を採用する予定であることを考慮して、以下の通り、合意した。

パート I — 一般条項

第 1 条 定義

1. 本契約では、以下の定義を用いる。
 - 「BIE」とは、博覧会国際事務局を意味する。
 - 「条約」とは、1928 年 11 月 22 日付け国際博覧会に関するパリ条約およびその改訂版を意味する。
 - 「招聘国政府」とは、2015 年ミラノ国際博覧会を主催する予定のイタリア共和国政府を意味する。
 - 「2015 年ミラノ万博」および「万博」とは、BIE が登録した、2015 年 5 月 1 日から 10 月 31 日の期間においてミラノ市で開催予定の国際博覧会を意味する。
 - 「登録書類」とは、イタリア共和国政府が BIE に 2010 年 4 月 22 日に提出し、BIE が 2010 年 11 月 23 日の第 148 回総会で登録した、2015 年ミラノ万博の実現と実現可能性に関連する書類を意味する。
 - 「2015 年ミラノ万博政府代表」とは、2015 年ミラノ万博を組織するためにイタリア共和国が BIE に対して引き受けた国際的な義務を果たすべく、イタリア政府の委託を受けた万博政府代表を意味する。
 - 「主催者」とは、「Expo 2015 S.p.A」社を意味する。なお主催者は、イタリアの法律に基づき概説される職務に従って、2015 年ミラノ万博の完遂に必要なインフラや組織に関連した支援を実施する責務を担う。
 - 「公式参加者」とは、イタリア政府から 2015 年ミラノ万博への正式な招待状を受領し招待を受諾した国または国際的な政府間機関を意味する。
 - 「陳列区域政府代表事務局」とは、公式参加者の組織構成を意味する。
 - 「陳列区域政府代表」とは、2015 年ミラノ万博に参加する各国または各国際政府間機関により指名された

代表者を意味する。

- 「陳列区域スタッフ」とは、各公式参加者の政府代表事務局のスタッフ、陳列区域政府代表、陳列区域政府代表代理、パビリオン・ディレクター、および陳列区域政府代表事務局の他の直接被雇用者を意味する。
- 「陳列区域政府代表団」とは、**2015** 年ミラノ万博に参加する陳列区域政府代表全員を意味する。
- 「運営委員会」とは、陳列区域政府代表団を代表する事務局を意味する。
- 「非公式参加者」とは、**2015** 年ミラノ万博政府代表が、陳列区域公式参加者外での参加を認めた法人、国営団体または外国団体で、とりわけ、非公式参加者には、特定領域の国家機関、企業および市民社会組織を含む。
- 「ディレクター」とは、**2015** 年ミラノ万博の各非公式参加者が任命した代表者を意味する。
- 「参加契約」とは、各陳列区域政府代表または各ディレクターと主催者との間で合意した、公式および非公式参加者が **2015** 年ミラノ万博に参加するための条件や手順を設定するための契約を意味する。
- 「パビリオン」とは、公式および非公式参加者に属する万博会場内の各建物を意味する。
- **2015** 年ミラノ万博の「万博会場」とは、登録文書に記載の通り、ロンバルディア州の首都の北西、ミラノ、ロー、およびペーロの市に位置する場所を意味する。
- 「所有者」とは、主催者が土地の権利を付与される、**2015** 年ミラノ万博の展示区域の所有者としての「AREXPO S.p.A.」社を意味する。

パート II - 公式参加者

第 10 条 陳列区域政府代表事務局に対する免税措置

1. 陳列区域政府代表事務局、その財産、所有物および収益は、万博に関連した機関としての非商業的活動の範囲内においていかなる直接税を免除され、また本条の制限内にて、国、地域、州および地方自治体からの間接税を免除されるものとする。
2. 陳列区域政府代表事務局の建物は、該当する場合には、地方自治体の財産税 (*imposta municipale propria*) を免除されるものとする。当該免税措置は、本契約の期間中適用されるものとする。
3. 陳列区域政府代表事務局がその機関としての非商業的活動を追求するために必要とする物品およびサービスの購入に関連した証書、取引および財務業務は、印紙税、登録税、謄本手数料 (*imposta ipotecaria*)、および地籍税 (*imposte catastali*) を免除されるものとする。また政府代表は、政府特権に対する税も免除されるものとする。
4. 陳列区域政府代表事務局は、公共スペースおよび区域の専有料金および万博会場内での広告メッセージの伝送についても、同様の免除と国が受け取る助成金を享受するか、その導入日以降、二次的な地方自治体税 (*imposta municipale secondaria*) を免除されるものとする。
5. 付加価値税 (VAT) については、陳列区域政府代表による公的な活動に関連した極めて高額な物品およびサービスの購入ならびに物品の輸入については、VAT の対象とならないものとする。本契約では、「極めて高額な購入および／または輸入」は、イタリアにおいて国際機関向けに定めた国の法律が定める限度額を超える物品およびサービスの購入ならびに／または物品の輸入に適用されるものとする。

6. 陳列区域政府代表事務局、または主催者がサービス提供者の場合には主催者は、その機関としての非商業的展示活動を遂行するために公式参加者のパビリオン内で消費された電気および天然ガスについては、物品税が免除されるものとする。
7. 陳列区域政府代表事務局の臨時許可に基づく物品の輸入については、条約付属書の規定が適用されるものとする。従って、陳列区域政府代表事務局は、**2015**年ミラノ万博への公式参加に関連した目的で輸出入する物品の関税、税および禁止や制限を免除されるものとする。輸入された物品は、検疫および植物検疫、ならびに欧州連合で有効な規制に基づく関連措置の対象となるものとする。イタリア政府当局はかかる検疫等を必要すべての注意を払って、陳列区域政府代表事務局の運営面での必要性を考慮の上実施するものとする。
8. 本条に従って、関税、税および禁止や制限を免除されて輸入された物品は、イタリア当局の事前同意無しに、およびそれぞれの税、手数料および付加金を支払わずに、第三者に有料で売却または無償で贈与することはできない。当該税、手数料および付加金が物品の価値に基づいて設定される場合には、その税等の額は売却額に基づいて、その時点で有効な料率を適用して計算するものとする。
9. 陳列区域政府代表事務局は、「公式利用」のための最大 **2** 台の車両およびそれぞれのスペア部品の輸入について、税および関税、ならびに禁止および制限を免除されるものとする。また陳列区域政府代表事務局は、当該車両に関する州登録税および車両税も免除されるものとする。当該免税措置は本契約の期間中適用されるものとする。上記で述べた車両に必要な燃料および潤滑油は、物品税または消費税免除で、半年ごとに最大 **1,200** リットルまで購入することができる。
10. 陳列区域政府代表事務局は、その機関としての目的を果たすために必要な金額の、いかなる種類の資金、通貨、または現金を受領し、またいかなる通貨の口座を保有することができる。
11. 本条に基づく免除は、陳列区域政府代表事務局に提供されるサービスに対応した税および手数料には適用されないものとする。

第 12 条 陳列区域スタッフ

1. イタリアの市民権を有さない、またはイタリアに居住していない陳列区域スタッフは、イタリア滞在中以下の特権を享受するものとする。
 - a) 陳列区域政府代表事務局またはその代理人が支払う給与、手数料、保障に対するいかなる形態の直接税の免除
 - b) イタリア共和国外で得た所得に対するいかなる形態の直接税の免除
 - c) スタッフ自身、その配偶者および扶養家族に対する、移民制限および外国市民の登録に関する正式手続きの免除
 - d) イタリアの領土内その他において外国証券、外国通貨またはいずれの通貨の口座を保有する自由。スタッフは、保有する外国証券または外国通貨を、自由にイタリア共和国領土外に持ち出したり、海外に送金したりすることができる
 - e) 自家使用の家具や自分の身の回り品を、関税なしに、禁止や制限を受けることなく、陳列区域政府代表事務局のイタリアでの業務開始から最大 **6** ヶ月間、車両を含む **1** つの託送貨物に関して、輸入を行うこと。自動車は、当該車両に関わる州登録税および車両税 (*tassa automobilistica* di

possesto)が免除されるものとする。

2. 各陳列区域スタッフの数について明確な合意が存在しない場合には、招聘国政府は総スタッフ数を、陳列区域自身の有効な必要数にまで制限するよう求めることができる。

パート III — 非公式参加者

第 16 条 非公式参加者に対する免税措置

1. 非公式参加者は、展示スペース内で行われる非商業的活動に関連して、いずれの直接税も免除される。
2. 非公式参加者が所有する建物は、該当する場合には、地方自治体の財産税の支払いを免除される。免税措置は本契約の終了まで適用される。
3. 非公式参加者が 2015 年ミラノ万博への参加のために使用する建物に関連した印紙、財務行為、取引および運営は、登録税、モーゲージ税および土地登記税を免除される。
4. 非公式参加者による、自身の展示スペース用の建築および調度用、メンテナンスおよび運営目的といった 2015 年ミラノ万博参加に関連した物品の恒久または一時的な輸入については、招聘国政府はそれぞれの関税手続きを簡略化する措置を採用するものとする。
5. 採用された措置にかかわらず、輸入された物品は、検疫および植物検疫を受け、また欧州連合で有効な規制に従った関連措置の対象となるものとする。イタリア政府はかかる検疫等を必要な注意を持って、非公式参加者の運営面での必要性を考慮の上実施するものとする。

第 18 条 非公式参加者のスタッフ

1. 運転免許証の承認および国家教育機関や大学の授業への出席については、本契約の第 13 条および第 14 条に含まれるのと同じ規定が、非公式参加者のスタッフにも適用されるものとする。
2. イタリアの市民権を持たないまたはイタリアの領土内に居住していない外国地域政府機関のスタッフに関する限りにおいて、本契約第 12 条に掲げる規定が適用されるものとする。
3. 個々の非公式参加者のスタッフの数について明確な合意が存在しない場合、招聘国政府は総スタッフ数を、当該参加者の有効な必要数にまで制限するよう求めることができる。

パート IV - 主催者と所有者

第 19 条 主催者の税金の軽減

1. 主催者が 2015 年ミラノ万博を組織するために利用できる財源を最適化するために、招聘国政府は、以下の規定を設ける
2. 1972 年 10 月 26 日大統領令第 633 号の第 17 条第 5 項に掲げる規定は、請負業者が行う建築部分において、労働の供給を含む主催者に提供されるサービスにも適用される。

3. 付加価値税の適用においては、**2015 年ミラノ万博**へのアクセスのために主催者が提供するサービスは、**1972 年 10 月 26 日大統領令第 633 号の第 10 条第 1 項第 22 号**の範囲には含まれないと解釈する。
4. 国、国の機関および政府機関による **2015 年ミラノ万博**のためのイベントの組織およびインフラの建設に向けた主催者への拠出は、法人税法上の所得および生産活動に関する地方税上の生産価値からは除外される。前項記載の拠出は、費用の税控除可能部分には含まれず、その後の年度で創出された所得と相殺される繰り越し可能な損失の低減として算入されない。
5. **2015 年ミラノ万博**が持つ機関としての重要性に照らして、主催者は、政府機関また地方公共団体がスポンサーとなる上記イベントの広告に関連して、公共スペースおよび区域の専有と広告メッセージの放送に対して通常課せられる料率か、その導入時より **2011 年 3 月 14 日法令第 23 号第 11 条**に従った二次的な地方自治体税が、**3 分の 2 以上**低減される。
6. 主催者が **2015 年ミラノ万博**の組織のために必要とする土地、建物および建物用地に関連した財務行為、取引および運営は、印紙税、登録税、モーゲージ税および土地登記税を免除される。

第 22 条 特権、特別条件およびイタリア政府当局の協力の目的

1. 本契約に基づいて提供される特権および特別条件は、**2015 年ミラノ万博**の利益のために付与されるものであり、個人の私的な利益のために付与されるものではない。
2. 本契約に基づいて付与された特権や譲与を損なうことなく、当該特権および譲与を受ける全ての人は、イタリア共和国の領土内で有効な法律および規制を遵守する義務を負う。当該人物は、イタリアの国の内政に干渉することを避ける義務を負う。
3. 本契約のいずれの規定も、イタリア政府が安全保障上の理由から不可避である施策を採用する権利を侵害するものではない。
4. 本契約または個別の参加契約で対象としていない事項は、イタリア法が適用されるものとする。

第 25 条 発効、終了および修正

1. 本契約は、契約当事者が互いに、本目的のために規定された批准のための各内部手続きの完了を正式に通知する、**2 通の通知書の 2 番目**の受領を確認した日に発効するものとする。
2. 本契約は、**2017 年 4 月 30 日**までに有効な**第 19 条第 6 項**を除き、**2015 年ミラノ国際博覧会閉会後 8 ヶ月間**、すなわち**2016 年 6 月 30 日**まで引き続き有効である。
3. 本契約は、いつでも終了することが可能であり、終了の発効は、契約の相手方当事者が当該書面情報を受領してから**3 ヶ月**後とする。
4. 本契約は、外交ルートを通じて合意により修正できる。

2012 年 7 月 11 日にローマにて、フランス語、イタリア語および英語それぞれの**2 つ**の正本にて締結され、そのいずれも同様に正本である。解釈に齟齬が生じた場合には、英語版が優先する。

ドバイ博

2020 年ドバイ国際博覧会に関連する公式参加者に対する特権及び便益に関するアラブ首長国連邦及び博覧会国際事務局の間の契約書

アラブ首長国連邦及び博覧会国際事務局(以下、「当事者」という)は、アラブ首長国連邦(以下、「UAE」という)が博覧会国際事務局(以下、「BIE」という)の加盟国であり、また、1928 年 11 月 22 日にパリで調印され、議定書で改正された国際博覧会条約(以降、「条約」という)の締結国であり、同条約が BIE に対して特権及び便益に関して諸国家と契約を締結する権限を付与することを考慮し、BIE が 2015 年 11 月 25 日開催の第 158 回総会において、「心をつなぎ、未来を創る」というテーマの下、2020 年ドバイ国際博覧会の栄えある成果と名声を登録した 2020 年ドバイ国際博覧会を、UAE が 2020 年 10 月 20 日より 2021 年 4 月 10 日まで、同国ドバイにおいて主催することを約因として、同条約の下で、また同国際博覧会の一般規則及び特別規則の遵守の下で、同条約の諸条件に従って承認されたことを考慮して、UAE は公式参加者の参加を円滑に進めるための、あらゆる必要措置を講じ、2020 年ドバイ国際博覧会の範囲において公式参加者がその職務を全うすることを可能にするものとする。

当事者は以下の通り合意した。

第 1 章 一般規則

第 1 条 定義

本契約においては、「契約」とは、BIE 及び UAE の間で、2020 年ドバイ国際博覧会に関連する公式参加者のための特権及び便益に関して締結される本契約を意味する。

「受益者」とは、特定の特権及び便益を享受する権利が与えられている、本契約第 4 条に列挙されている人物を意味する。

「BIE」とは、博覧会国際事務局を意味する。

「条約」とは、1928 年 11 月 22 日にパリで調印され、議定書により改正された国際博覧会条約を意味する。

「2020 年国際博覧会事務局長」とは、2020 年ドバイ国際博覧会の組織及び履行に関する諸事項における招請国政府を代表するために、UAE 政府により任命された人物を意味する。

「2020 年ドバイ国際博覧会」及び「展示会」とは、2020 年 10 月 20 日より 2021 年 4 月 10 日まで、UAE のドバイで実施される、登録済展示会を意味する。

「一般規則」とは、登録文書の一部を構成する 2020 年ドバイ国際博覧会の規定を意味する。

「招請国政府」とは、2020 年ドバイ国際博覧会を主催するアラブ首長国連邦政府を意味する。

「主催者」とは、2020 年ドバイ国際博覧会の開催を管理するために、2014 年 6 月 25 日に発布された、政令第 30 号により設立された 2020 年ドバイ国際博覧会事務局を意味する。

「公式参加者」とは、UAE より 2020 年ドバイ国際博覧会参加の公式招請を受諾した国家又は政府間組織を意味する。

「陳列区域政府代表室」とは、本契約に基づくパビリオンの準備、運用及び撤去に至る全期間にわたって

UAE の法規制に従って設立される公式参加者の内部の法的及び管理上の構造を意味する。

「参加に関する契約」とは、各陳列区域政府代表と主催者の間で合意された契約を意味し、2020 年ドバイ国際博覧会に参加する公式参加者の諸条件及び諸手続きを確立する。

「特権及び便益」とは、2020 年ドバイ国際博覧会の範囲において、公式参加者の参加と陳列区域政府代表及びそのスタッフの機能の遂行を円滑に進めることを目的とする本契約に基づいて、招請国政府が講じる措置を意味する。

「登録文書」とは、招請国政府が BIE に対して提出し、BIE が 2015 年 11 月 25 日開催の第 158 回 BIE 総会において登録した、2020 年ドバイ国際博覧の実現と実現可能性に関する文書を意味する。

「陳列区域政府代表」とは、同条約第 13 条に基づいて公式参加者によって任命された代表者を意味する。

「陳列区域スタッフ」とは、各公式参加者の陳列区域政府代表のスタッフを意味する。すなわち、陳列区域政府代表、陳列区域政府副代表、パビリオン館長及び陳列区域政府代表の他の直接の従事者を意味する。

「特別規則」とは、一般規則の第 34 条に列挙されている特別規則を意味する。

「UAE」とは、アラブ首長国連邦を意味する。

第 4 条 特権及び便益の受益者

1. 各々の機能の遂行を円滑に進めるために、本契約において規定された特権及び便益は、陳列区域政府代表、陳列区域スタッフ並びに BIE 加盟国及び BIE スタッフに利用可能となるものとする。
2. 本契約の第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条において各々含まれる公式参加者向けの入国及び滞在並びに税金の問題に関する規定に関しては、第 9 条第 7 項において定義される公式な通信手続きに記載される限りにおいて、受益者として以下が含まれる。
 - a. 配偶者、直系尊属及び 21 歳未満の直系卑属を伴う陳列区域政府代表、陳列区域副代表及びパビリオン館長の家族構成員。
 - b. 必要に応じて、前項で定義された家族構成員の世話のために必要なスタッフで、かかる家族構成員のために恒常的に特定の仕事をする人員。

第 2 章 陳列区域の諸規定

第 10 条 陳列区域政府代表室に対する免税

1. 以下の条項に従って、ドバイ国際博覧会と関連する団体としての活動及び非商業活動の目的で、陳列区域政府代表室が輸入、調達、その他獲得した財産、所有物及び収入は、UAE が、陳列区域政府代表室に対して、直接及び間接に利用可能にされる。
2. 陳列区域政府代表室の建造物は、該当する場合には、固定資産税の支払いを免除されるものとする。同免除は、本契約の期間、適用される。
3. 陳列区域政府代表室が、その活動及び非商業活動の実施のために必要とする商品及びサービスの購入に関連する証書、取引及び資金運営は、(UAE において以下の税金が適用となる場合)印紙税、登録免

許税、膳本法定料金及び地籍税を免除されるものとする。陳列区域政府代表はまた、政府から付与された営業許可に対する税金も免除される。

4. 陳列区域政府代表事務局はまた、公的な空間やエリアの占有及び万博会場内における宣伝広告放送に対して課される料金に関連して、UAE の公的機関に対して付与されるのと同様の免除及び補助金を享受するものとする。

5. 招請国政府がその国内で、付加価値税(以下、VAT という)を課す場合、公式参加者が展示者として、以下の形で、非商業活動に従事する場合、関連する要件を満たしていれば、同税は免除される。

5.1 以下の準項目に従っている場合、展示スペースの建設、設置、変更、装飾及び撤去に直接関連して、公式参加者が調達した商品及びサービスの輸入又は供給で生じる VAT は、納税された VAT の十分な証明(輸入証明書又は VAT を含む請求書)及びかかる請求を行う権限を示す証明を添えて UAE 連邦税務局に対して還付請求が申請されれば、返金されるものとする。

5.2 以下の準項目に従っている場合、2020 年万博会場内での展示スペース及び出展の運営に直接関連して、公式参加者が調達した、第 5.1 項で考慮される以外の商品及び他のサービスの輸入又は供給で生じる VAT は、納税された VAT の十分な証明(輸入証明書又は VAT を含む請求書)及びかかる請求を行う権限を示す証明とともに、UAE 連邦税務局に対して還付請求が申請されれば、返金されるものとする。

5.3 以下の準項目に従っている場合、陳列区域政府代表室、陳列区域スタッフ及び受益者が個人的な使用のために輸入した商品に課された VAT は、納税された VAT の十分な証明(輸入証明書又は VAT を含む請求書)及びかかる請求を行う権限を示す証明とともに、UAE 連邦税務局に対して還付請求が申請されれば、返金されるものとする。

5.4 以下の準項目に従っている場合、外交特権又は領事特権により、かかる免除措置を既に与えられている、公式参加者又は公式参加者のスタッフが使用する商品の輸入品目には、VAT は課税されないものとする。

5.5 以下の準項目に従っている場合、公式参加者が調達した他の商品及びサービスの輸入又は供給に課税される VAT で、第 5.1 項及び第 5.2 項に基づいた免税措置に該当しないものの、公式参加者の事務局の効果的な運営に関連するものは、UAE 連邦税務局に還付請求することができる。ただし、還付請求される各品目の価額が連邦税務局の設定最低額を超えていることを条件とする。

5.6 同国の展示スペースの建設、設置、撤去又は運営、又は 2020 年ドバイ万博会場内で行われる他の出展に関する輸入や供給に関して、その展示スペースや出展の 20%以上が非公式目的又は商業目的に使用されている、又は使用する意図があると、連邦税務局によって判断された場合、公式参加者に対して第 5.1 項及び第 5.2 項に基づく権利証明書は提供されないものとする。

5.7 連邦税務局に対する VAT 還付請求には、VAT を含む請求書の原本の複製又は VAT 支払い証明書を添付する必要がある、同費用が生じた毎四半期末に、かかる還付請求を行う権利があることを示す証明書を添えた上で、還付請求用書式を使用して、請求するものとする。

本項で規制されている VAT 免税の申請は、上記を可能にする関連法の公表に従うものとする。

6. 本条に従って、又は税金還付の対象となった、関税及び税金を免除される輸入品は、UAE 当局から事前の同意を得ることなく、また該当する税金、手数料及び賦課金を支払うことなく、第三者に販売することは

できない。かかる税金、手数料及び賦課金が商品の価額に基づいて請求されることになった場合は、元の申請書式に記述された価額を根拠として計算されるものとする。

7. 主催者の陳列区域政府代表室がサービス事業者の場合は、公式参加者のパビリオン内で、同国の機関による展示及び非商業目的の展示で消費される電気及び天然ガスに対する国内物品税を免除されるものとする。陳列区域政府代表室は、UAEにおける金融諸規制に従って、同機関の目的を果たすために必要となる資金の確保のために、いかなる種類の資金、通貨又は現金を、いかなる通貨でも受け取り、口座を保有することができる。

第 11 条 陳列区域政府代表室及び事務局スタッフ向けの免税

陳列区域政府代表室及び UAE の市民権を持たない事務局スタッフ並びに受益者は、UAE での滞在中、以下の特権を享受することができる。

1. 陳列区域政府代表室又は同室を代表して支払われる給与、手数料および損害賠償金に課される、いかなる形態の直接税の免除。
2. UAE 国外で生じる収入に対する、いかなる形態の直接税の免除
3. 第 13 条 2 項に基づいて輸入される車両に関連する地方登録免許税及び車両税の免除

第 12 条 陳列区域政府代表室向け関税免除

1. 陳列区域政府代表室、その財産及び所有物は、ドバイ国際博覧会に関連する機関の活動及び非商業活動の範囲にある場合、いかなる関税を免除される。
2. 関税の免除は、以下の活動に適用される。
 - a. 公式参加者の公式な使用に必要な商品の輸入、取得、配達は、UAE において大使館職員外交官及び領事館職員向けに取り決められているのと同様の制限及び条件に従う。
 - b. 陳列区域政府代表室は、公式で使用する自動車及びそのスペア部品の輸入に課せられる関税を免除されるものとする。
 - c. 万博会期中に会場敷地内で行われる、パビリオンの運営又は出展に直接つながりのある輸入品。
3. 以下に関しては、一時的許可が実施される。
 - a. 陳列区域政府代表室によって一時的許可が得られた商品の輸入に関しては、本契約で別途規定されない限り、条約の付属文書の規定が適用されるものとする。
 - b. このため、陳列区域政府代表室は、関税表の適用を受けるものの、2020 年万博への公式参加に関連する目的では関税が徴収されないことによって、関税が免除される。
4. 本条に従って免税された輸入品は、UAE 関連当局から事前に同意を得ることなく、また該当する関税を支払うことなく、第三者に対価を取って販売したり、無償で譲渡したりすることはできない。
5. 輸入品は、湾岸協力理事会 (GCC) 及び UAE で施行されている諸規制に基づく衛生措置及び植物検疫措置並びに関連する措置の対象となるものとする。関連する UAE 当局は、陳列区域政府代表室の運営上の要件を考慮しながら、あらゆる必要な措置を講じてかかる検査を実施するものとする。

6. 輸入禁止品及び/又は輸入制限品のリストは、公式参加者に共有されるものとする。かかる品目は、UAE によって輸入又は輸出の禁止又は制限の対象となり、UAE 税関当局により規制されるものとする。

第 13 条 陳列区域政府代表及び事務局スタッフ向けの関税免除

陳列区域政府代表及び UAE の市民権のない事務局スタッフ又は受益者は、UAE での滞在中、以下の特権を享受するものとする。

1. 陳列区域政府代表及び UAE の市民権のない事務局スタッフ又は受益者による、個人的使用又は消費目的での商品の輸入、取得及び配達。これには、関連当局が個人的使用又は消費に必要と判断する、当該施設向けの物品の分量が含まれる。
2. 私物の家具又は身の回り品の輸入は、陳列区域政府代表室のための職務開始日から最大 6 カ月間の間、自動車を含む委託貨物 1 個に関して、関税を免除されるものとする。

第 3 章 最終規定

第 22 条 紛争の解決

本契約の解釈又は適用に関わる UAE 及び BIE の間の紛争は、条約の第 34 条の規定に従って解決されるものとする。

公式参加者と主催者の間の紛争は、2020 年ドバイ国際博覧会の一般規則第 10 条に従って解決するものとする。

第 23 条 暫定的申請、契約の発効及び修正

1. 本契約は署名日をもって暫定的に適用されるものとする。
2. 本契約は、当事者が国際条約の締結のための自国の法律の下で必要となる諸手続きを遵守することを、相互に公式に通知するための最新の通知の受領日から有効となるものとする。
3. 本契約は、博覧会の終了後 6 カ月間、継続して有効となるため、2021 年 10 月 21 日まで有効である。
4. 本契約は、外交ルートを介した相互の同意により修正することができる。

……(市名)において、……(日付)に締結され、英語及びアラビア語による各正本 2 部とし、いずれも同等な正本とする。解釈に齟齬が生じた場合は、英語版が優先されるものとする。

博覧会国際事務局 アラブ首長国連邦政府

4. 国内における過去博の税法規定等

愛知博

出展準備金

租税特別措置法(施行:2003年4月1日)

(日本国際博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、平成十四年から平成十七年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失(以下この項及び次項において「出展費用等」という。)に充てるため、当該出展費用等の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日(その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、出展費用等の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額(その日までこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額

二 平成十八年三月二十四日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合 その日における日本国際博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における日本国際博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における日本国際博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該日本国際博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第

七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二十条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第六項から第八項までの規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の日本国際博覧会出展準備金に係る事業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「、青色申告書」とあるのは「青色申告書」と、「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき又はその年十二月三十一日までに第二十条の五第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第七項中「相続人が」とあるのは「相続人が、」と、「、青色申告書」とあるのは「青色申告書」と、「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに第二十条の五第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

(日本国際博覧会出展準備金)

第五十七条の二 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、平成十四年七月一日から平成十七年三月二十四日までの期間内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失(以下この項及び次項において「出展費用等」という。)の支出又は補てんに充てるため、当該出展費用等の額(合併(適格合併を除く。)及び分割型分割(適格分割型分割を除く。))により当該博覧会への出展をしないこととなつた場合における当該出展費用等の額を除く。)として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により日本国際博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人の各事業年度において、出展費用等の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覧会出展準備金の金額(その日において同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額(以下この項において「連結日本国際博覧会出展準備金の金額」という。))がある場合には当該連結日本国際博覧会出展準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額(同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又は適

格分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。)その出展をしないこととなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額

二 合併又は分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合 その合併又は分割型分割の直前の日本国際博覧会出展準備金の金額

三 平成十八年三月二十四日を含む事業年度終了の日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額

四 解散した場合(合併により解散した場合を除く。)その解散の日における日本国際博覧会出展準備金の金額

五 前項、前各号、次項及び第五項の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における日本国際博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該日本国際博覧会出展準備金の金額については、前二項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

5 第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

6 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十五条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている

法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合(第六十八条の五十二第七項に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は当該事業年度終了の日までに第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

9 第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が適格分割型分割により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなった場合(当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該日本国際博覧会出展準備金を積み立てている法人がしないこととなった当該出展をすることとなった場合に限り、同条第九項前段に規定する場合を除く。)には、その適格分割型分割直前における当該日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額)とみなす。

10 第五十五条第十六項の規定は、前項又は第六十八条の五十二第九項の分割承継法人(その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。)がその適格分割型分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。この場合において、第五十五条第十六項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

11 第八項の適格合併に係る合併法人又は第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人の当該適格合併又は当該適格分割型分割の日を含む事業年度における第一項に規定する適用年度の月数その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法（施行:2005年4月1日）

制定附則

（個人の準備金に関する経過措置）

第十九条 旧租税特別措置法第二十条の五第一項に規定する日本国際博覧会出展準備金を有する個人の平成十八年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、平成十七年十二月三十一日までに」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第三十四条

1～2 略

3 旧租税特別措置法第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を有する法人の平成十八年三月二十四日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算(同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度前の事業年度の所得の金額の計算)については、旧租税特別措置法第五十七条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表

の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の五十二第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第四十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八条の五十二第一項
第三項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
第四項	第六十八条の五十二第一項 法人が	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項 法人が、平成十七年三月二十四日を含む事業年度終了の日までに
第五項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
第八項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
	(第六十八条の五十二第七項	(旧効力措置法第六十八条の五十二第七項
	「第六十八条の五十二第七項	「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第四十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十二第七項
	第五十七条の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第三十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法(第十六項において「旧効力措置法」という。)第五十七条の二第一項
第九項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
第十項	第六十八条の五十二第九項	旧効力措置法第六十八条の五十二第九項
	第五十七条の二第一項	旧効力措置法第五十七条の二第一項

租税特別措置法施行令(施行:2003年4月1日)

(日本国際博覧会出展準備金)

第十二条の三 法第二十条の五第一項に規定する二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人二千五年日本国際博覧会協会及び同協会との間に同項の二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第二十条の五第一項に規定する政令で定める費用又は損失は、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、製作し、建設し、又は造成する建物(その附属設備を含む。)、展示物又は庭園その他の構築物(建物又は構築物の敷地の賃借をするための費用その他の財務省令で定める支出に係る資産を含む。)について生ずる費用又は損失とする。

3 法第二十条の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人二千五年日本国際博覧会協会との間に締結された同項の二千五年日本国際博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり五十四万円として計算した金額に相当する金額のうちその出展をする個人に係るものとする。

4 第十一条第一項の規定は、法第二十条の五第一項の日本国際博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における同条第四項の規定による日本国際博覧会出展準備金の金額の総収入金額への算入について

準用する。

5 前項において準用する第十一条第一項に規定する場合において、前項に規定する個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 法第二十条の五第一項の出展をしないこととなつた場合、平成十八年三月二十四日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合、事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合その該当することとなつた日における日本国際博覧会出展準備金の金額(その日までこの項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。)

二 前項において準用する第十一条第一項及び前号の場合以外の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

(日本国際博覧会出展準備金)

第三十三条の二 法第五十七条の二第一項に規定する二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人二千五年日本国際博覧会協会及び同協会との間に同項の二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第五十七条の二第一項に規定する政令で定める費用又は損失は、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、製作し、建設し、又は造成する建物(その附属設備を含む。)、展示物又は庭園その他の構築物(建物又は構築物の敷地の賃借をするための費用その他の財務省令で定める支出に係る資産を含む。)について生ずる費用又は損失とする。

3 法第五十七条の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人二千五年日本国際博覧会協会との間に締結された同項の二千五年日本国際博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり五十四万円として計算した金額に相当する金額のうちその出展をする法人に係るものとする。

4 法第五十七条の二第八項若しくは法第六十八条の五十二第七項の適格合併に係る合併法人又は法第五十七条の二第九項若しくは法第六十八条の五十二第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人のその適格合併又は適格分割型分割の日を含む事業年度における法第五十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「月数」とあるのは、「月数(第八項若しくは第六十八条の五十二第七項の適格合併に係る合併法人又は第九項若しくは第六十八条の五十二第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人のその適格合併又は適格分割型分割の日を含む事業年度にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日からこれらの日を含む事業年度終了の日までの期間の月数)」とする。

5 第三十二条の二第十三項から第十五項までの規定は、法第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金(連結事業年度において積み立てた法第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。)を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における法第五十七条の二第四項に規定する日本国際博覧会出展準備金の金額の益金算入について準用する。この場合において、第三十二条の二第十五項中「、適格分割、

適格現物出資又は適格事後設立により特定法人の株式等又は法第五十五条第四項第一号に規定する資源特定債権(以下この項において「資源特定債権」という。)を移転した」とあるのは「又は適格分割型分割により法第五十七条の二第一項の出展をしないこととなつた」と、同項第一号中「特定法人の株式等若しくは資源特定債権の全部を有しないこととなつた場合(次号に掲げる場合を除く。)又は当該特定法人が解散し、若しくは特定法人でないこととなつた場合」とあるのは「法第五十七条の二第一項の出展をしないこととなつた場合(次号に掲げる場合を除く。)又は平成十八年三月二十四日を含む事業年度終了の日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合」と、同項第二号中「合併法人又は分割承継法人に特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した」とあるのは「法第五十七条の二第一項の出展をしないこととなつた」と読み替えるものとする。

租税特別措置法施行規則(施行:2003年4月1日)

(日本国際博覧会出展準備金の出展費用等の範囲)

第八条 施行令第十二条の三第二項に規定する財務省令で定める支出は、次に掲げるものとする。

- 一 建物又は構築物の敷地を賃借するための支出
- 二 施行令第十二条の三第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(以下この号において「出展参加団体」という。)との間に法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約を締結した個人の当該出展参加契約に基づく当該出展参加団体に対する支出のうち、建物(その附属設備を含む。)、展示物若しくは庭園その他の構築物の取得、製作、建設若しくは造成に充てるためのもの又は建物若しくは構築物の敷地の賃借に充てるためのもの

(日本国際博覧会出展準備金の出展費用等の範囲)

第二十一条の十 施行令第三十三条の二第二項に規定する財務省令で定める支出は、次に掲げるものとする。

- 一 建物又は構築物の敷地を賃借するための支出
- 二 施行令第三十三条の二第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(以下この号において「出展参加団体」という。)との間に法第五十七条の二第一項に規定する出展参加契約を締結した法人の当該出展参加契約に基づく当該出展参加団体に対する支出のうち、建物(その附属設備を含む。)、展示物若しくは庭園その他の構築物の取得、製作、建設若しくは造成に充てるためのもの又は建物若しくは構築物の敷地の賃借に充てるためのもの

法人税法施行規則(施行:2003年4月1日)

日本国際博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度				借入名	
当 期 積 立 額				1	円
積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	2	平方メートル	9	円
	54万円に同1の敷地面積を乗じた金額	3	円	10	円
	同1のうち、集合館の場合又は共同出展の場合の負担金額	4	円	11	円
	出展参加契約をした日と平成14年7月1日のいずれか遅い日	5	年 月 日	12	円
	(5)から平成17年3月31日まで	6	月	13	円
	の間に含まれる当期の月数	7	円	14	円
	積立限度額	8	円	15	円
	(1)-(12)			16	円
当期分の前期末における差額	当期積立額のうち損金算入額	10	円	17	円
	期*日本国際博覧会出展準備金の金額	11	円	18	円
	貸借対照表に計上されている日本国際博覧会出展準備金	12	円	19	円
	貸借対照表の取崩不足額	13	円	20	円
当期分の前期末における差額				21	円

別表十二(十四) 記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で2005年日本国際博覧会を主催する団体等(以下「主催団体等」という。)との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが租税特別措置法第57条の2(日本国際博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合又は連結法人で主催団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが同法第68条の52(日本国際博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

寄附金

財務省告示 第五十号(2001年3月9日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

財団法人二千五年日本国際博覧会協会 (名古屋市中村区名駅三丁目一五番一 号)	二〇〇五年日本国際博 覧会開催の費用	平成十三年三月九日から平成十四 年三月八日まで
--	-----------------------	----------------------------

財務省告示 第九十八号(2002年3月8日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人二千五年日本国際博覧会協会の項中「平成十四年三月八日」を「平成十五年三月八日」に改める。

財務省告示 第八十号(2003年3月7日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第四項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人二千五年日本国際博覧会協会の項中「平成十五年三月八日」を「平成十六年三月八日」に改める。

財務省告示 第百八号(2004年3月8日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第四項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人二千五年日本国際博覧会協会の項中「平成十六年三月八日」を「平成十七年三月八日」に改める。

地方税

地方税法(施行:2003年4月1日)

(二千五年日本国際博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十九条の二 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 博覧会 国際博覧会に関する条約(第三号及び第四号において「条約」という。)の適用を受けて平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会をいう。
- 二 博覧会協会 財団法人二千五年日本国際博覧会協会をいう。
- 三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第二十五条1に規定する博覧会国際事務局をいう。
- 四 参加国の代表等 条約第十三条の規定による博覧会に参加する外国政府の代表、条約第二十六条の規定による各締約国の政府の代表その他博覧会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち日本の

国籍を有する者を除く。)をいう。

五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国を除く。)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与(これらの性質を有する給与を含む。)に係る所得については、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、個人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。

3 道府県及び市町村は、参加国及び博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、法人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。

4 道府県は、参加国が博覧会に関して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

5 道府県は、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加国、参加者又は博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

6 道府県は、平成十六年度分及び平成十七年度分の自動車税に限り、参加国若しくは参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるもの又は博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

7 道府県は、参加国若しくは参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得又は博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しては、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができない。

8 市町村は、平成十五年度から平成十七年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

9 市町村は、平成十六年度分及び平成十七年度分の軽自動車税に限り、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

10 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手続その他これらの規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(施行：2004年4月1日)

附則第三十九条の二第四項中「第七十二条」を「第七十二条の二」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律(施行:2006年4月1日)

附則第三十九条の二第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第五項中「六月」を「一年六月」に改め、同条第八項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

地方税法施行令(施行:2003年4月1日)

(法附則第三十九条の二第一項第三号の国際機関等)

第二十三条 法附則第三十九条の二第一項第三号に規定する政令で定める国際機関は、日本国政府が同項第一号に規定する博覧会(以下本条において「博覧会」という。)への参加の招請を行つた国際機関のうち、博覧会の開催の日の前日までに日本国政府に対し博覧会への参加の表明を行つた国際機関で総務大臣が指定するものとする。

2 法附則第三十九条の二第六項に規定する参加国又は参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるものは、次に掲げる自動車とする。

一 法附則第三十九条の二第一項第三号に規定する参加国が所有する博覧会の用に供する自動車で関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十七条第一項第七号の二の規定により関税を免除されたもの

二 法附則第三十九条の二第一項第四号に規定する参加国の代表等が所有する自動車で関税定率法第十七条第一項第十号の規定により関税を免除されたもの

3 法附則第三十九条の二第七項に規定する政令で定める自動車の取得は、次に掲げる自動車の取得とする。

一 法附則第三十九条の二第一項第三号に規定する参加国が所有する博覧会の用に供する自動車で関税定率法第十七条第一項第七号の二の規定により関税を免除されたものの取得

二 法附則第三十九条の二第一項第四号に規定する参加国の代表等が所有する自動車で関税定率法第十七条第一項第十号の規定により関税を免除されたものの取得

4 法附則第三十九条の二第八項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、同条第一項第二号、第三号又は第五号に規定する博覧会協会、参加国又は参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産のうちこれらの者が所有する家屋及び償却資産(物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供するものを除く。)とする。

5 法附則第三十九条の二第九項に規定する参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものの範囲については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「自動車」とあるのは、「軽自動車等」と読み替えるものとする。

地方税法施行規則(施行:2003年4月1日)

(政令附則第二十三条第四項の事業)

第二十三条 政令附則第二十三条第四項に規定する総務省令で定める事業は、法第七十二条第五項第一号、第四号、第六号、第十八号の二、第二十二号、第二十五号、第二十六号、第三十四号若しくは第三十五号又は同条第七項第十八号若しくは第十八号の二(展示館及び展示館の内部において行われるものを除く。)とする。

地方税法施行規則(施行:2006年4月1日)

(政令附則第二十三条第四項の事業)

第二十三条 政令附則第二十三条第四項に規定する総務省令で定める事業は、法第七十二条の二第七項第一号、第三号、第五号、第十三号、第十七号、第二十号、第二十一号、第二十九号若しくは第三十号又は同条第九項第十八号若しくは第十八号の二(展示館及び展示館の内部において行われるものを除く。)とする。

大阪花博

出展準備金

租税特別措置法(施行:1986年4月1日)

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和六十二年から昭和六十五年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日以前の期間及び当該博覧会の開始の日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十九で除して計算した金額以下の金額を国際花と緑の博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

二 当該博覧会の開始の日から一年を経過する日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合 その日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際花と緑の博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消さ

れ、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該国際花と緑の博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二十条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

（国際花と緑の博覧会出展準備金）

第五十六条の六 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和六十二年一月一日から当該博覧会の開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和六十二年一月一日前である場合には、同日）前の期間及び当該博覧会の開始の日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを三十九で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により国際花と緑の博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の当該博覧会の開始の日から一年を経過する日を含む事業年度終了の日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際花と緑の博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際花と緑の博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

租税特別措置法(施行:1987年4月1日)

(個人の準備金に関する経過措置)

第七条

(1 略)

2 旧法第二十条の六第一項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金を有する個人の平成三年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、平成二年十二月三十一日までに」とする。

(法人の準備金に関する経過措置)

第二十条

(1～4 略)

5 旧法第五十六条の六第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を有する法人の平成三年三月三十一日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人が」とあるのは、「法人が、平成二年三月三十一日を含む事業年度終了の日までに」とする。

(6 ～8 略)

租税特別措置法施行令(施行:1986年4月1日)

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第十二条の五 法第二十条の五第一項に規定する国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人国際花と緑の博覧会協会及び同協会との間に同項の国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第二十条の五第一項に規定する出展に要する費用で政令で定めるものは、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、製作し又は造成する建物、展示物又は庭園の取得、製作又は造成に要する費用、当該建物又は庭園の敷地を賃借するための費用その他の大蔵省令で定める費用とする。

3 法第二十条の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人国際花と緑の博覧会協会との間に締結された同項の国際花と緑の博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり三十九万円により計算される金額に相当する金額のうちその出展をする個人に係るものとする。

4 第十二条第五項及び第六項の規定は、法第二十条の五第四項に規定する場合における同項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金の金額の総収入金額への算入について準用する。この場合において、第十二条第六項第一号中「事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合」とあるのは「法第二十条の五第一項の出展をしないこととなつた場合、国際花と緑の博覧会の開始の日から一年を経過する日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合、事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合」と、「その譲渡し、若しくは廃止した日又は死亡した日」とあるのは「その該当することとなつた日」と読み替えるものとする。

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第三十二条の十三 法第五十六条の六第一項に規定する国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人国際花と緑の博覧会協会及び同協会との間に同項の国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人(地方公共団体を含む。)とする。

2 法第五十六条の六第一項に規定する出展に要する費用で政令で定めるものは、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、製作し又は造成する建物、展示物又は庭園の取得、製作又は造成に要する費用、当該建物又は庭園の敷地を賃借するための費用その他の大蔵省令で定める費用とする。

3 法第五十六条の六第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人国際花と緑の博覧会協会との間に締結された同項の国際花と緑の博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり三十九万円により計算される金額に相当する金額のうちその出展をする法人に係るものとする。

4 第三十二条第五項及び第六項の規定は、法第五十六条の六第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における同条第四項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金の金額の益金算入について準用する。この場合において、第三十二条第六項第一号中「解散した場合」とあるのは「解散した

場合、法第五十六条の六第一項の出展をしないこととなつた場合又は当該法人の国際花と緑の博覧会の開始の日から一年を経過する日を含む事業年度終了の日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合」と、「当該解散の日」とあるのは「その該当することとなつた日」と読み替えるものとする。

租税特別措置法施行規則(施行:1986年4月1日)

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第七条の三 施行令第十二条の五第二項に規定する大蔵省令で定める費用は、法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約に基づく出展に要する費用で、次に掲げるものとする。

- 一 建物(その附属設備を含む。)の取得又は建設に要する費用
- 二 展示物の取得又は製作に要する費用
- 三 庭園その他の構築物の取得又は造成若しくは建設に要する費用
- 四 敷地を賃借するための費用
- 五 施行令第十二条の五第一項に規定する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人との間に法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約を締結した者の当該契約に基づき当該法人に対して支出する費用のうち、前各号に掲げる費用に充てるためのもの

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第二十一条の九 施行令第三十二条の十三第二項に規定する大蔵省令で定める費用は、法第五十六条の六第一項に規定する出展参加契約に基づく出展に要する費用で、次に掲げるものとする。

- 一 建物(その附属設備を含む。)の取得又は建設に要する費用
- 二 展示物の取得又は製作に要する費用
- 三 庭園その他の構築物の取得又は造成若しくは建設に要する費用
- 四 敷地を賃借するための費用
- 五 施行令第三十二条の十三第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人との間に法第五十六条の六第一項に規定する出展参加契約を締結した者の当該契約に基づき当該法人に対して支出する費用のうち、前各号に掲げる費用に充てるためのもの

法人税法施行規則(施行:1986年4月1日)

別表十二(十二) 国際花と緑の博覧会出展準備金及び国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十二) 国際花と緑の博覧会出展準備金及び国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

I 国際花と緑の博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 現 在 額		9	円	
積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	2	平方メートル		当 期 取 崩 額		10		
	39万円に同上の数乗じた金額	3	円		当 期 積 立 額 (i)		11		
	同上のうち共同出展の場合の負担金額	4			差 引 期 末 現 在 額 (9)-(10)+(11)		12		
	出展参加契約をした日又は昭和62年1月1日のうちいずれか遅い日	5	昭 . .		同 上 の う ち 前 期 末 ま で に 益 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額		13		
	(5)から昭和65年3月31日までの間に含まれる当期の月数	6	月						
積立限度額		7	円	算	当期中において益金の額に算入すべき金額		14		
(13)又は(4)× $\frac{(6)}{39月}$					積立限度額超過額 (6)		15		
積立限度額超過額 (1) - (7)		8		期末国際花と緑の博覧会出展準備金 (12)-(14)-(15)-(9)			16		

II 国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額		17	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 現 在 額		25	円
積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	18	平方メートル		当 期 取 崩 額		26	
	35万円に同上の数乗じた金額	19	円		当 期 積 立 額		27	
	同上のうち共同出展の場合の負担金額	20			差 引 期 末 現 在 額		28	
	出展参加契約をした日又は昭和57年7月1日のうちいずれか遅い日	21	昭 . .		同 上 の う ち 前 期 末 ま で に 益 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額		29	
	21から昭和60年3月16日までの間に含まれる当期の月数	22	月				30	
積立限度額		23	円	算	当期中において益金の額に算入すべき金額		31	
積立限度額超過額		24			積立限度額超過額		32	
					期末国際科学技術博覧会出展準備金			
					(28)-(26)-(30)-(32)			

別表十二(十二) 記載要領

1 この表の I は、青色申告書を提出する法人で国際花と緑の博覧会を主催する団体等との間に当該博覧

会への出展参加契約を締結したものが租税特別措置法第 56 条の6(国際花と緑の博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2 この表のⅡは、青色申告書を提出する法人で国際科学技術博覧会を主催する団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第7号)附則第 17 条第8項(国際科学技術博覧会出展準備金に関する経過措置)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

法人税法施行規則(施行:1987 年 4 月 1 日)

別表十二(十三) 国際花と緑の博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

表十二(十三) 国際花と緑の博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	-----	-----	--

当 期 積 立 額	1	円	期 首 現 在 額	9	円	
積立限度の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	2	平方メートル	当 期 取 崩 額	10	
	39万円に同上の数に乗じた金額	3	円	当 期 積 立 額 (1)	11	
	同上のうち共同出展の場合の負担金額	4		差 引 期 末 現 在 額 (9)-(10)+(11)	12	
	出展参加契約をした日又は昭和62年1月1日のうちいずれか遅い日	5	昭 ・ ・	減算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	13
	(5)から昭和65年3月31日までの間に含まれる当期の月数	6	月		当期中において益金の額に算入すべき金額	14
	積 立 限 度 額 $((3)又は(4)) \times \frac{(6)}{39月}$	7	円		積 立 限 度 超 過 額 (8)	15
積 立 限 度 超 過 額 (1)-(7)	8		期末国際花と緑の博覧会出展準備金 (12)-(13)-(14)-(15)	16		

(用紙の大きさは、日本工業規格B5)

別表十二(十三) 記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で国際花と緑の博覧会を主催する団体等との間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが租税特別措置法第 56 条の 6 (国際花と緑の博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

法人税法施行規則(施行:1990年4月1日)

別表十二(十三)の記載要領中「租税特別措置法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成2年法律第13号。以下この号において「平成2年改正法」という。))による改正前の租税特別措置法」に、「f)の規定」を「f)又は平成2年改正法附則第20条第5項(国際花と緑の博覧会出展準備金に関する経過措置)の規定」に改め、同表を別表十二(十四)とする。

寄附金

大蔵省告示 第百六号 1987年8月20日

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

財団法人国際花と緑の博覧会協会(大阪府大阪市東区城見二丁目一番六十一号)	国際花と緑の博覧会開催の費用	昭和六十二年八月二十日から昭和六十三八月十九日まで
--------------------------------------	----------------	---------------------------

大蔵省告示 第百三十号(1988年9月12日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人練習船教育後援会の項及び財団法人国際花と緑の博覧会協会の項中「昭和六十三年八月十九日」を「昭和六十四年八月十九日」に改める。

大蔵省告示 第四十七号 (1989年3月24日)(該当部分のみ抜粋)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表職業訓練法人長崎能力開発センターの項及び社団法人日・豪・ニュージーランド協会の項中「昭和六十四年一月二十二日」を「平成元年一月二十二日」に改め、同表財団法人神戸基督教女子青年会の項中「昭和六十四年四月八日」を「平成元年四月八日」に改め、同表財団法人練習船教育後援会の項及び財団法人国際花と緑の博覧会協会の項中「昭和六十四年八月十九日」を「平成元年八月十九日」に改める。

大蔵省告示 第百二十八号(1989年8月19日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年

度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際花と緑の博覧会協会の項中「平成元年八月十九日」を「平成二年八月十九日」に改める。

大蔵省告示 第八号(1990 年 1 月 25 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際花と緑の博覧会協会の項中「大阪府大阪市東区城見二丁目一番六十一号」を「大阪府大阪市鶴見区緑地公園一番百十一号」に改める。

地方税

地方税法(施行:1988 年 4 月 1 日)

附則第三十七条の見出し中「国際科学技術博覧会」を「国際花と緑の博覧会」に改め、同条第一項第一号中「昭和六十年」を「昭和六十五年」に、「国際科学技術博覧会」を「国際花と緑の博覧会」に改め、同項第二号中「財団法人国際科学技術博覧会」を「財団法人国際花と緑の博覧会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与(これらの性質を有する給与を含む。)に係る所得については、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、個人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。

(国際花と緑の博覧会に関する経過措置)

第十二条 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による精算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十七条第八項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十七条第十一項の規定は、昭和六十五年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。

地方税法(施行:1989年4月1日)

附則第三十七条第六項中「及びこれに伴う飲食」を「並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

地方税法施行令(施行:1988年4月1日)

附則第二十条第二項中「附則第三十七条第六項」を「附則第三十七条第七項」に、「(明治三十四年法律第五十四号)」を「(明治四十三年法律第五十四号)」に改め、同条第三項中「附則第三十七条第七項」を「附則第三十七条第八項」に改め、同条第四項中「附則第三十七条第八項」を「附則第三十七条第九項」に改め、同条第五項中「附則第三十七条第九項」を「附則第三十七条第十項」に改める。

地方税法施行令(施行:1989年4月1日)

附 則

(国際花と緑の博覧会の開催に伴う自動車税等の特例に関する経過措置)

第五条 旧令附則第二十条第二項の規定は、施行日前に消費税法(昭和六十三年法律第百八号)附則第二十条第二号の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第四十八号。第四項において「旧物品税法」という。)第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により物品税を免除された自動車(第三項において「免除自動車」という。)に対して課すべき自動車税については、なおその効力を有する。この場合において、旧令附則第二十条第二項第一号中「物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)」とあるのは「旧物品税法(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)附則第二十条第二号の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)をいう。次号において同じ。)」と、同項第二号中「物品税法」とあるのは「旧物品税法」とする。

2 新令附則第二十条第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、旧令附則第二十条第三項の規定は、施行日以後の免除自動車の取得に対して課すべき自動車取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「物品税法」とあるのは「旧物品税法(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)附則第二十条第二号の規定による廃止前の物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)をいう。次号において同じ。)」と、同項第二号中「物品税法」とあるのは「旧物品税法」とする。

4 施行日前に旧物品税法第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により物品税を免除された軽自動車等に対して課すべき軽自動車税に係る新令附則第二十条第五項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和六十三年政令第三百六十三号)附則第五条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の第二項」とする。

つくば博 出展準備金

租税特別措置法(施行:1982年4月1日)

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和五十七年から昭和六十年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(その日までこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

二 昭和六十一年三月十六日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合
その日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合その譲渡し、又は廃止した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際科学技術博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

- 5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 6 第十九条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第五十六条の十一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和五十七年七月一日から昭和六十年三月十六日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該会額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度終了の日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際科学技術博覧会出展準備金の金額を取り崩し

た場合 その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金の積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

租税特別措置法(施行:1985年4月1日)

附 則

(個人の準備金に関する経過措置)

第九条

1 略

2 旧法第二十条の五第一項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金を有する個人の昭和六十一年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、昭和六十年十二月三十一日までに」とする。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十七条

1～7 略

8 旧法第五十六条の十一第一項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金を有する法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人が」とあるのは、「法人が、昭和六十年三月十六日を含む事業年度終了の日までに」とする。

租税特別措置法施行令(施行:1982年4月1日)

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第十二条の五 法第二十条の五第一項に規定する国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人国際科学技術博覧会協会及び同協会との間に同項の国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他

公益を目的とする事業を行う法人（地方公共団体を含む。）とする。

2 法第二十条の五第一項に規定する出展に要する費用で政令で定めるものは、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、又は製作する建物及び展示物の取得又は製作に要する費用、当該建物の敷地を賃借するための費用その他の大蔵省令で定める費用とする。

3 法第二十条の五第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人国際科学技術博覧会協会との間に締結された同項の国際科学技術博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり三十五万円により計算される金額に相当する金額のうちその出展を個人に係るものとする。

4 第十二条第五項及び第六項の規定は、法第二十条の五第四項に規定する場合における同項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金の金額の総収入金額への算入について準用する。この場合において、第十二条第六項第一号中「事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合」とあるのは「法第二十条の五第一項の出展をしないこととなつた場合、昭和六十一年三月十六日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合、事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合又は死亡した場合」と、「その譲渡し、若しくは廃止した日又は死亡した日」とあるのは「その該当することとなつた日」と読み替えるものとする。

（国際科学技術博覧会出展準備金）

第三十二条の十四 法第五十六条の十一第一項に規定する国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものは、財団法人国際科学技術博覧会協会及び同協会との間に同項国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人（地方公共団体を含む。）とする。

2 法第五十六条の十一第一項に規定する出展に要する費用で政令で定めるものは、同項に規定する出展参加契約に基づき取得し、又は製作する建物及び展示物の取得又は製作に要する費用、当該建物の敷地を賃借するための費用その他の大蔵省令で定める費用とする。

3 法第五十六条の十一第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、財団法人国際科学技術博覧会協会との間に締結された同項の国際科学技術博覧会への出展参加契約に基づいて定められる敷地面積に応じ一平方メートル当たり三十五万円により計算される金額に相当する金額のうちその出展をする法人に係るものとする。

4 第三十二条第五項及び第六項の規定は、法第五十六条の十一第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における同条第四項に規定する国際科学技術博覧会出展準備金の金額の益金算入について準用する。この場合において、第三十二条第六項第一号中「解散した場合」とあるのは「解散した場合、法第五十六条の十一第一項の出展をしないこととなつた場合又は当該法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度終了の日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合」と、「当該解散の日」とあるのは「その該当することとなつた日」と読み替えるものとする。

租税特別措置法施行規則(施行:1982年4月1日)

(国際科学技術博覧会への出展に要する費用)

第七条の三 施行令第十二条の五第二項に規定する大蔵省令で定める費用は、法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約に基づく出展に要する費用で、次に掲げるものとする。

- 一 建物(その附属設備を含む。)及びこれに附属する庭園その他の構築物の取得又は建設に要する費用
- 二 展示物の取得又は製作に要する費用
- 三 敷地を賃借するための費用

四 施行令第十二条の五第一項に規定する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人との間に法第二十条の五第一項に規定する出展参加契約を締結した者の当該契約に基づき当該法人に対して支出する費用のうち、前三号に掲げる費用に充てるためのもの

(国際科学技術博覧会への出展に要する費用)

第二十一条の七 施行令第三十二条の十四第二項に規定する大蔵省令で定める費用は、法第五十六条の十一第一項に規定する出展参加契約に基づく出展に要する費用で、次に掲げるものとする。

- 一 建物(その附属設備を含む。)及びこれに附属する庭園その他の構築物の取得又は建設に要する費用
- 二 展示物の取得又は製作に要する費用
- 三 敷地を賃借するための費用

四 施行令第三十二条の十四第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人との間に法第五十六条の十一第一項に規定する出展参加契約を締結した者の当該契約に基づき当該法人に対して支出する費用のうち、前三号に掲げる費用に充てるためのもの

別表十二(十) 株式売買損失準備金及び国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

事業年度		法人名
I 株式売買損失準備金の損金算入に関する明細書		
積立限度額の計算	当期積立額	1 円
	株式の譲渡による収益の合計額	2
	株式についての評価換えにより益金の額に算入された金額	3
	譲渡株式の収益に係る譲渡原価の合計額	4
	株式についての評価換えにより損金の額に算入された金額	5
	差引株式の売買による利益の額 (2)+(3)-(4)-(5)	6
	利益基準額 (6)×100	7
	所得金額合計 (別表四「25の(1)」)	8
	株式売買損失準備金の当期積立額 (1)	9
	計 (8)+(9)	10
	欠損金及び災害損失金等の当期控除額 (別表七)	11
	改定所得金額 (10)-(11)	12
	所得基準額 (12)×100	13
	積立限度額 (7)と(13)のうち少ない金額	14
	積立限度超過額 (1)-(14)	15
II 株式売買損失準備金の損金算入に関する明細書		
翌期繰越額	期首現在額	16 円
	当期取崩額	17
	同上以外の場合による準備金取崩額	18
	計 (17)+(18)	19
	当期積立額 (1)	20
	差引期末現在額 (16)-(19)+(20)	21
	減	22
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	23
	当期中に於いて益金の額に算入すべき金額(28の計)+(29の計)+(30の計)-(19)	24
	積立限度超過額 (21)-(24)	25
	期末株式売買損失準備金 (21)-(22)-(23)-(24)	25
III 益金算入額の計算		
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	26 円
	期首現在の準備金額	27 円
翌期繰越額	当期益金算入額	28 円
	5年を経過する場合	29 円
昭和	昭和	30 円
	昭和	31 円

昭 昭 昭 昭 昭 昭							円
昭 昭 昭 昭 昭 昭							
昭 昭 昭 昭 昭 昭							
昭 昭 昭 昭 昭 昭							
当期分							
計							

Ⅱ 国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

当期積立額			32	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首現在額			39	円
積 立 限 度 額 の 計 算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積		33	平方メートル		当期取崩額			40	
	35万円に同数の数を乗じた金額		34	円		当期積立額	32		41	
	出展参加契約をした日又は昭和57年7月1日のうちいずれか遅い日		35	昭・・		差引期末現在額	39-40+41		42	
	35から昭和60年3月16日までの間に含まれる当期の月数		36	月		減 同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額			43	
	積立限度額 $34 \times \frac{36}{33}$		37	円		当期中において益金の額に算入すべき金額			44	
積立限度超過額 37-41			38		算	積立限度超過額	37		45	
					算	期末国際科学技術博覧会出展準備金	39-40-44+45		46	

(用紙の大きさは、日本工業規格B5)

別表十二(十) 記載要領

- この表のⅠは、青色申告書を提出する法人で証券取引法第2条第8項(定義)に規定する証券業を営むものが租税特別措置法第56条の10(株式売買損失準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。
- この表のⅡは、青色申告書を提出する法人で国際科学技術博覧会を主催する団体等との間に当該出展参加契約を締結したものが租税特別措置法第56条の11(国際科学技術博覧会出展準備金)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

法人税法施行規則(施行:1983年4月1日)

別表十二(十)の表のⅡを次のように改める。

Ⅱ 国際科学技術博覧会出展準備金の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額		32	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 現 在 額		40	円
積 立 限 度 額 の 計 算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積	33	平方メートル		当 期 取 崩 額		41	
	35万円に同上の数を乗じた金額	34	円		当 期 積 立 額		42	
	同上のうち共同出展の場合の負担金額	35			差 引 期 末 現 在 額 40 - 41 + 42		43	
	出展参加契約をした日又は昭和57年7月1日のうちいずれか遅い日	36	昭 . .		減 算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	44	
	04から昭和60年3月16日までの間に含まれる当期の月数	37	月			当期中において益金の額に算入すべき金額	45	
	積 立 限 度 額 (04又は09) × $\frac{01}{35}$ 月	38	円			積 立 限 度 超 過 額 09	46	
積 立 限 度 超 過 額 09 - 08		39			期末国際科学技術博覧会 出展準備金 43 - 44 - 45 - 46		47	

(用紙の大きさは、日本工業規格 B5)

法人税法施行規則(施行:1985年4月1日)

別表十二(十一)の記載要領第一号中「租税特別措置法第56条の10」を「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和60年法律第7号。次号において「昭和60年改正法」という。)第1条による改正前の租税特別措置法第56条の10」に改め、同第二号中「租税特別措置法第56条の11(国際科学技術博覧会出展準備金)」を「昭和60年改正法附則第17条第8項(国際科学技術博覧会出展準備金に関する経過措置)」に改める。

寄附金

大蔵省告示第三十号(1982年3月26日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人常総学院創設準備財団の項の次に次のように加える。

財団法人国際科学技術博覧会協会(東京都千代田区内幸町二丁目二番二号)	国際科学技術博覧会開催の費用	昭和五十七年三月二十六日から昭和五十八年三月二十五日まで
------------------------------------	----------------	------------------------------

大蔵省告示第三十六号(1983年3月28日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三

十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表宗教法人本願寺の項中「昭和五十八年三月十六日」を「昭和五十九年三月十六日」に改め、同表財団法人国際科学技術博覧会協会の項中「昭和五十八年三月二十五日」を「昭和五十九年三月二十五日」に改める。

大蔵省告示 第五十七号(1984 年 5 月 4 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際科学技術博覧会協会の項中「昭和五十九年三月二十五日」を「昭和六十年三月二十五日」に改め、同表財団法人防長青年館の項中「昭和五十九年三月二十七日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。

大蔵省告示 第二十一号(1985 年 2 月 23 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際科学技術博覧会協会の項中「東京都千代田区内幸町三丁目二番三号」を「茨城県筑波郡谷田部町西大橋六五三番地」に改め、同表財団法人航空科学振興財団の項中「東京都港区虎ノ門一丁目一五番一二号日本瓦斯協会ビル五階」を「東京都港区虎ノ門一丁目一番二四号オカモトヤビル」に「航空博物館」を「航空科学博物館」に改める

大蔵省告示 第六十七号(1985 年 5 月 23 日)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表財団法人国際科学技術博覧会協会の項中「昭和六十年三月二十五日」を「昭和六十年九月三十日」に改める。

地方税

地方税法(施行:1984年4月1日)

附則

(国際科学技術博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十七条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 博覧会 国際博覧会に関する条約(第三号及び第四号において「条約」という。)の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会をいう。

二 博覧会協会 財団法人国際科学技術博覧会協会をいう。

三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第二十五条1に規定する博覧会国際事務局をいう。

四 参加国の代表等 条約第十三条の規定による博覧会に参加する外国政府の代表、条約第二十六条の規定による各締約国の政府の代表その他博覧会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く。)をいう。

五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国を除く。)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、道府県民税及び市町村民税を課することができない。ただし、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与(これらの性質を有する給与を含む。)以外の所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、この限りでない。

3 道府県は、参加国が博覧会に関して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

4 道府県は、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加国、参加者又は博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 道府県は、外客(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項各号(第十四号を除く。))に掲げる者のいずれか一に該当する者(同項第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。)としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。)の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和六十年三月一日から同年九月三十日までの間に行われたときに限り、第百十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課することができない。

6 道府県は、昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分の自動車税に限り、参加国若しくは参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるもの又は博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

7 道府県は、参加国若しくは参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得又は博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しては、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができ

ない。

8 市町村は、昭和六十年分及び昭和六十一年分の固定資産税に限り、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

9 市町村は、昭和五十九年度分及び昭和六十年分の軽自動車税に限り、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

10 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六条の規定にかかわらず、電気税を課することができない。

11 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手続その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国際科学技術博覧会に関する経過措置)

第二十二条 新法附則第三十七条第二項(法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項若しくは第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十七条第四項の規定は、施行日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の同項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十七条第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十七条第十項の規定は、昭和六十年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。

地方税法施行令(施行:1984年4月1日)

(法附則第三十七条第一項第三号の国際機関等)

第二十条 法附則第三十七条第一項第三号に規定する政令で定める国際機関は、日本国政府が同項第一号に規定する博覧会(以下本条において「博覧会」という。)への参加の招請を行つた国際機関のうち、博覧会の開催の日の前日までに日本国政府に対し博覧会への参加の表明を行つた国際機関で自治大臣が指定するものとする。

2 法附則第三十七条第六項に規定する参加国又は参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるも

のは、次に掲げる自動車とする。

一 法附則第三十七条第一項第三号に規定する参加国が所有する博覧会の用に供する自動車で関税定率法(明治三十四年法律第五十四号)第十七条第一項第七号の二又は物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)第十九条第一項の規定により関税又は物品税を免除されたもの

二 法附則第三十七条第一項第四号に規定する参加国の代表等が所有する自動車で関税定率法第十七条第一項第十号又は物品税法第二十条第一項の規定により関税又は物品税を免除されたもの

3 法附則第三十七条第七項に規定する政令で定める自動車の取得は、次に掲げる自動車の取得とする。

一 法附則第三十七条第一項第三号に規定する参加国が所有する博覧会の用に供する自動車で関税定率法第十七条第一項第七号の二又は物品税法第十九条第一項の規定により関税又は物品税を免除されたものの取得

二 法附則第三十七条第一項第四号に規定する参加国の代表等が所有する自動車で関税定率法第十七条第一項第十号又は物品税法第二十条第一項の規定により関税又は物品税を免除されたものの取得

4 法附則第三十七条第八項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、同条第一項第二号、第三号又は第五号に規定する博覧会協会、参加国又は参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産のうちこれらの者が所有する家屋及び償却資産(物品販売業、飲食店業その他の自治省令で定める事業の用に供するものを除く。)とする。

5 法附則第三十七条第九項に規定する参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものの範囲については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「自動車とあるのは、「軽自動車等」と読み替えるものとする。

自治省告示 第百五十七号(1984年10月24日)

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第二十条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十七条第一項第三号に規定する国際機関を、次のとおり指定する。

国際連合事務局、国際司法裁判所、国際連合貿易開発会議、国際連合環境計画、国際連合人間居住委員会、国際連合工業開発機関、国際連合児童基金、国際連合開発計画、国際連合難民高等弁務官、国際連合訓練調査研修所、国際連合パレスチナ難民救済事業機関、国際連合人口活動基金、国際連合大学、国際連合食糧農業機関世界食糧計画、世界食糧理事会、国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際連合教育科学文化機関、世界保健機関、国際復興開発銀行、国際通貨基金、国際民間航空機関、万国郵便連合、国際電気通信連合、世界気象機関、国際海事機関、世界知的所有権機関、国際農業開発基金、国際原子力機関、関税及び貿易に関する一般協定、経済協力開発機構、国際電気通信衛星機構、東南アジア文部大臣機構、アジア開発銀行、欧州共同体、世界観光機関、国際標準化機構

自治省告示 第二百三号(1984年12月5日)

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第二十条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十七条第一項第三号に規定する国際機関を次のとおり指定する。

国際海事衛星機構

揮発油税

揮発油税法基本通達(1985 年施行)

(外交官等用免税の範囲)

第 87 条 外国公館及び外国の駐日外交官がその登録自動車の燃料に供するため購入する揮発油については、揮発油税を免除する。ただし、わが国の在外公館及び外交官が購入する当該揮発油に対して、揮発油税又は揮発油税類似の消費税を免除しない国の公館及び駐日外交官が購入する当該揮発油については、この限りでない。

2 外国公館及び外国の駐日外交官に準ずるものとして揮発油税を免除すべきである旨を条約等により日本国政府が認めたものに対しては、前項本文の規定を準用するものとする。

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC税理士法人、およびその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。